

法務総合研究所研究部報告

3

—少年非行の特質及び非行少年の処遇等に関する研究—

はしがき	河 内 悠 紀...	i
要旨紹介	柳 俊 夫...	ii
犯罪少年の実態調査結果	長 島 裕...	1
	横 地 環	
	栗 栖 素 子	
少年保護事件の審理及び処分状況	長 島 裕...	51
	横 地 環	
	橋 本 三保子	
少年保護観察対象者の成り行きに関する研究	生 島 浩...	103
	河原田 徹	

1 9 9 9

法務総合研究所

は し が き

この研究部報告第3号は、法務総合研究所研究部が平成10年度に実施した「非行少年の審判及び処遇に関する総合的研究」のうち、「犯罪少年の実態調査——検察の少年調査票に基づく調査分析結果」、「少年保護事件の審理及び処分状況——司法統計年報（少年編）に基づく調査分析結果」及び「少年保護観察対象者の成り行きに関する研究」の各結果をとりまとめて刊行するものである。

少年非行問題は、我が国においても、第二次世界大戦後、刑事政策上の緊要な課題として、しばしば取り上げられている。法務総合研究所が初めて世に送り出した昭和35年の「犯罪白書」創刊号においても、当時の情勢として、青少年犯罪の増加と悪質化が指摘されており、その後も少年非行・少年犯罪問題を取り上げた犯罪白書は少なくないが、平成10年版犯罪白書においても、平成2年版の白書に引き続き、特集として「少年非行の動向と非行少年の処遇」を取り上げている。これは、昭和58年のピーク以降、10歳代の少年人口が61年をピークに減少傾向にあることなども反映して減少傾向を示していた少年刑法犯検挙人員が、平成7年を境に、増加に転じた上、特に強盗等の凶悪事犯や覚せい剤事犯の増加、社会の耳目を引く凶悪・特異な事犯の発生等もあって、少年非行問題について、かつてないほどに高い関心が寄せられていることや、少年法について、近年、少年審判における事実認定が問題となる事件が生じたことなどを契機として、事実認定手続を中心とする少年審判の在り方が各方面から問われるようになり、その制定以後、実質的改正を見ることのなかった同法についても、改正をめぐる議論が活発化していること等の状況がその背景となっている。

その特集の中で、前記調査結果の概要を記述しているが、本報告では、これをより深く、より広範に分析し、最近における我が国の少年非行の動向、特質及び背景を明らかにし、非行少年に対する少年審判の実績と問題点を探ることを試みている。

本研究調査の結果が、各方面でなされている議論に何程かの寄与をなし得るとすれば幸いである。

終わりに、本研究調査に当たって御協力をいただいた関係各機関及び各位に対し、改めて謝意を表する次第である。

平成11年3月

法務総合研究所長

河 内 悠 紀

要 旨 紹 介

この研究部報告には、3編の報告が掲載されているが、その利用の参考のため、各報告の要旨を紹介する。

「犯罪少年の実態調査——検察の少年調査票に基づく調査分析結果」は、少年非行の特質を明らかにするため、昭和42年から平成9年までの間に、全国の地方検察庁で受理した業過事件、道路交通法違反事件等の一定の事件を除いた少年事件から無作為に10分の1を抽出したもの（総数が32万254人で、うち女子が5万2,896人）を対象とし、その人員が比較的多い傷害、恐喝、窃盗及び横領（対象4罪）事件に係る少年（対象少年）を中心に調査分析したものである。

その結果、近年の少年非行の特質として、次のことが明らかになった。

① 動機に関し、恐喝、窃盗及び横領においては「利欲」を動機とするものが一貫して50%を超え、いまや「困窮・生活苦」を動機とする少年非行はほとんど見られない。一方、「遊び」を動機とするものは、近年、その比率が上昇傾向を見せている。また、傷害において、近年、「激情」を動機とするものの比率が、「怨恨・報復」を動機とするものよりもはるかに高くなっている。「計画的犯行」の比率は、対象4罪中では最も高い恐喝においても、近年、この比率が低下傾向を見せている。これらの調査結果は、抑制力の不足、短絡的な行動傾向といった最近の非行少年の特性をうかがわせるように思われる。

② 共犯者の有無について見ると、恐喝において共犯率が極めて高く、また、傷害、窃盗及び横領の共犯率は、近年は下降傾向を示しているものの、なお高い水準にある。少年非行については、集団による非行が多いことが指摘されているが、これらの調査結果もこれを裏付けるものといえる。

また、そのほかの特筆すべき点としては、次のことが明らかになった。

① 犯行場所に関して、傷害及び恐喝は、路上を犯行場所とするものの比率が一貫して高く、また、学校等とするものの比率は、傷害では校内暴力が問題とされた昭和50年代後半に急上昇し、恐喝でも50年代後半から60年代初めにかけてピークがあったが、その後は下降している。

② 犯行場所に関して、窃盗では、デパート等とするものの比率が最も高い年次が多く、自転車・バイクの窃取場所となることが多い建物等周辺を犯行場所とするものが、50年代以降、やや上昇している。

③ 被害者との関係に関して、被害者と知人・友人・顔見知りの関係にあるものの比率が、傷害で上昇しているのに対し、恐喝では下降している。

④ 被害者との関係に関して、16歳未満を被害者とするものの比率は、傷害で長期的な上昇傾向が認められ、恐喝では、非行の低年齢化に特徴づけられた50年代末から60年代初めにかけて高い比率を占めていたが、その後は低下傾向を示している。

⑤ 非行歴のある者の占める比率は、いずれの非行においても、長期的には低下傾向が見られる。

⑥ 反省の態度に関し、49年以降の全年次を通じて、窃盗では、傷害と比べて、反省の態度を示す者の比率が高くなっていることなどを指摘することができる。

「少年保護事件の審理及び処分状況——司法統計年報（少年編）に基づく調査分析結果」は、昭和32年から平成9年までの約40年間の少年保護事件の審理及び処分状況を明らかにするために、司法統計年報（少年編）に掲げられた統計数値を集計・分析したものである。

その結果、少年保護事件の審理状況に関しては、次のことが認められた。

- ① 審理期間が昭和50年代初頭以降、短くなる傾向が認められるが、特に殺人、強盗等の凶悪事犯については、窃盗及び真犯と比べて1月以内に審理を終える人員の占める比率が高くなっている。
- ② 付添人選任人員及び同選任率の増加・上昇傾向が、近年顕著であり、特に、弁護士が付添人として選任される割合が高くなっている。また、殺人、強盗、強盗致傷及び覚せい剤取締法違反における付添人選任率は、60年前後から上昇しており、一般保護事件全体の付添人選任率より高くなっている。
- ③ 抗告事件既済人員は、近年おおむね増加傾向を示しており、その保護処分決定人員総数に対する比率も上昇している。
- ④ 試験観察終了人員は、近年、減少傾向を示している。

また、少年保護事件の処分状況に関しては、次のことが認められた。

- ① 一般保護事件の終局処分の構成比を見ると、長期的には、審判不開始が上昇傾向を示しているのに対し、検察官送致、少年院送致、保護観察及び不処分は、いずれもおおむね低下傾向を示している。
- ② 非行名別の処分状況を見ると、検察官送致の比率は、殺人、強盗、覚せい剤取締法違反のいずれにおいても低下傾向を示しており、近年は、殺人では少年院送致、強盗及び覚せい剤取締法違反では保護観察の比率が最も高くなっている。
- ③ 一般保護事件において相当数を占めている不処分及び審判不開始の理由を見ると、不処分では保護的措置が、審判不開始では保護的措置及び事案軽微が、その大半を占めている。一方、非行無しを理由とする不処分又は審判不開始は、近年減少傾向にあるが、昭和44年以降の28年間に、殺人では38人、強盗では43人、強盗致傷では13人、覚せい剤取締法違反では151人が、それぞれ非行無しとして不処分又は審判不開始とされている。

「少年保護観察対象者の成り行きに関する研究」は、法務大臣官房司法法制調査部の保護統計に基づき、昭和63年から平成9年までの最近10年間のデータを用いて、「保護観察終了事由」、「保護観察終了時の成績」、「保護観察中の犯罪・非行による処分」の三つを指標として少年保護観察対象者の成り行きを見たものである。

その結果、次のことが明らかになった。

- ① 保護観察処分少年では解除の比率は上昇傾向にあるが、少年院仮退院者では退院の比率に大きな変化は認められず、いずれにおいても、保護処分取消しの比率は、おおむね低下する傾向を示している。
- ② 保護観察処分少年及び少年院仮退院者のいずれについても、成績良好者の割合は上昇傾向にある。
- ③ 再犯率と再処分の内容の推移を見ると、保護観察処分少年及び少年院仮退院者のいずれも、平成8年まではおおむね低下傾向にあったが、9年では上昇している。
- ④ 保護観察処分少年について見ると、殺人で処分になった者の再処分時の非行名は、すべて業過及び道路交通法違反であり、強盗では窃盗及び道路交通法違反、薬物事犯では、毒劇法違反や覚せい剤取締法違反という同種非行等による再処分が多い。
- ⑤ 少年院仮退院者について見ると、殺人及び強盗で少年院送致になった者は、窃盗等により再処分を受けている場合が多く、薬物事犯では、毒劇法違反や覚せい剤取締法違反という同種非行等による再処分を受けている場合が多い。

これらの調査研究の結果が広く各方面で利用されることを希望する。

研究第一部長

柳 俊 夫

犯罪少年の実態調査結果

— 検察の少年調査票に基づく調査分析 —

研 究 官	長 島	裕
研究官補	横 地	環
研究官補	栗 栖	素 子

目 次

第 1	本調査研究の概要	5
第 2	犯行地と居住地との関連	6
第 3	犯行場所	7
第 4	犯行動機	9
第 5	犯行の計画性.....	11
第 6	犯行と自動車との関連性.....	11
第 7	共犯関係.....	12
1	共犯の有無及び人数.....	12
2	共犯事件における役割.....	13
第 8	被害者との関係, 被害程度等	14
1	被害者との関係	14
2	被害者の年齢層	15
3	被害金額	15
4	身体被害程度	16
第 9	非行歴及び再犯期間	16
1	非行歴	16
2	再犯期間	17
第10	反省の態度	17
第11	まとめ	18

第1 本調査研究の概要

本調査研究は、少年非行の特質を明らかにするため、昭和42年から平成9年までの間に、全国の地方検察庁で受理した業過事件、道路交通法違反事件等の一定の事件を除いた少年事件から無作為に10分の1を抽出したもの（総数が32万254人で、うち女子が5万2,896人）を対象とし、その人員が比較的多い傷害、恐喝、窃盗及び横領（遺失物等横領を含む。以下、この4罪を「対象4罪」という。）事件に係る少年（以下「対象少年」という。）を中心に調査分析した結果を紹介しようとするものである。

対象少年は、傷害が2万2,317人、恐喝が1万2,707人、窃盗が20万6,180人、横領が2万2,636人であり、この年次別、罪名別人員等は表「調査対象少年の総数及び罪名別人員」のとおりである。また、長い期間のうちには集計の基準が変わっているものや、ある年次以降の数値しか明らかにされていないものもあるので、限られた年次についての紹介にとどめた事項もある。なお、本文中では主にグラフによって過去の推移を紹介することとし、末尾の資料にこれらのグラフの基となった実人員又は比率の数値を掲げてある。

表 調査対象少年の総数及び罪名別人員

(昭和42年～平成9年)

年次	総数		傷害		恐喝		窃盗		横領	
		女子		女子		女子		女子		女子
総数	320,254	52,896	22,317	1,692	12,707	1,105	206,180	37,578	22,636	2,016
42年	12,439	1,005	1,544	...	775	...	6,904	...	80	...
43	10,750	1,016	1,237	...	574	...	6,377	...	71	...
44	9,466	829	998	15	528	12	5,745	693	71	2
45	9,127	786	928	14	494	11	5,716	664	90	1
46	8,283	843	841	7	474	14	5,285	722	97	4
47	8,267	938	707	9	439	24	5,553	812	122	5
48	8,298	994	699	14	380	25	5,696	844	202	2
49	8,440	1,160	577	8	389	34	6,183	1,040	200	1
50	8,668	1,432	578	36	443	41	6,318	1,279	200	3
51	8,906	1,716	571	11	382	34	6,575	1,548	281	11
52	8,732	1,795	575	26	338	40	6,271	1,585	321	13
53	9,836	1,804	582	36	302	20	7,168	1,608	422	12
54	10,047	1,707	546	25	255	21	7,363	1,513	555	16
55	11,533	2,033	590	52	281	36	8,527	1,766	732	19
56	12,479	2,143	757	89	357	37	9,093	1,808	778	30
57	12,620	2,098	735	64	426	60	9,026	1,730	933	43
58	14,160	2,509	772	109	485	85	8,919	1,824	1,147	56
59	14,750	2,535	773	124	480	60	9,148	1,708	1,318	82
60	14,655	2,431	785	92	541	70	9,108	1,653	1,271	92
61	13,679	2,489	824	133	551	48	8,579	1,701	1,129	98
62	12,850	2,313	723	83	448	44	8,182	1,611	1,036	88
63	13,351	2,674	808	96	466	55	8,227	1,797	1,184	133
元	12,486	2,633	757	104	379	50	7,818	1,692	1,101	153
2	11,530	2,426	620	75	340	36	6,821	1,473	1,226	157
3	10,564	2,185	641	83	295	30	5,972	1,235	1,350	160
4	9,001	1,696	552	68	284	38	5,045	945	1,360	157
5	8,596	1,594	575	71	333	38	4,820	941	1,417	177
6	7,828	1,507	554	79	325	38	4,410	928	1,346	163
7	6,927	1,303	504	57	346	39	4,067	865	912	112
8	5,835	1,109	490	61	286	31	3,560	760	770	99
9	6,151	1,193	474	51	311	34	3,704	833	914	127

注 昭和42・43年の総数以外の女子数は不明である。

第2 犯行地と居住地との関連

図1は、昭和42年以降の傷害・恐喝・窃盗事件につき、犯行が対象少年の居住地と同一市町村内で行われたものの総数に占める比率の推移を見たものである（年次別の比率及び実人員数については資料1参照。）。

傷害は、昭和50年代後半から同一市町村内で行われたものの比率が高まっており、56年以降は、同一市町村内で行われたものが、おおむね80％台となっている。一方、窃盗は、同一市町村内で行われたものが、一貫して70％台となっており、恐喝は、60％台から80％台で推移しているものの、最近の約10年間は70％台となっている。

図1 犯行地と居住地が同一市町村であるものの比率

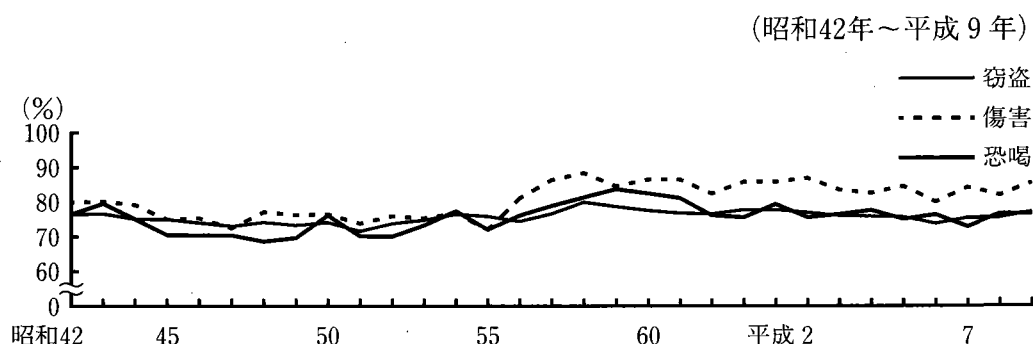
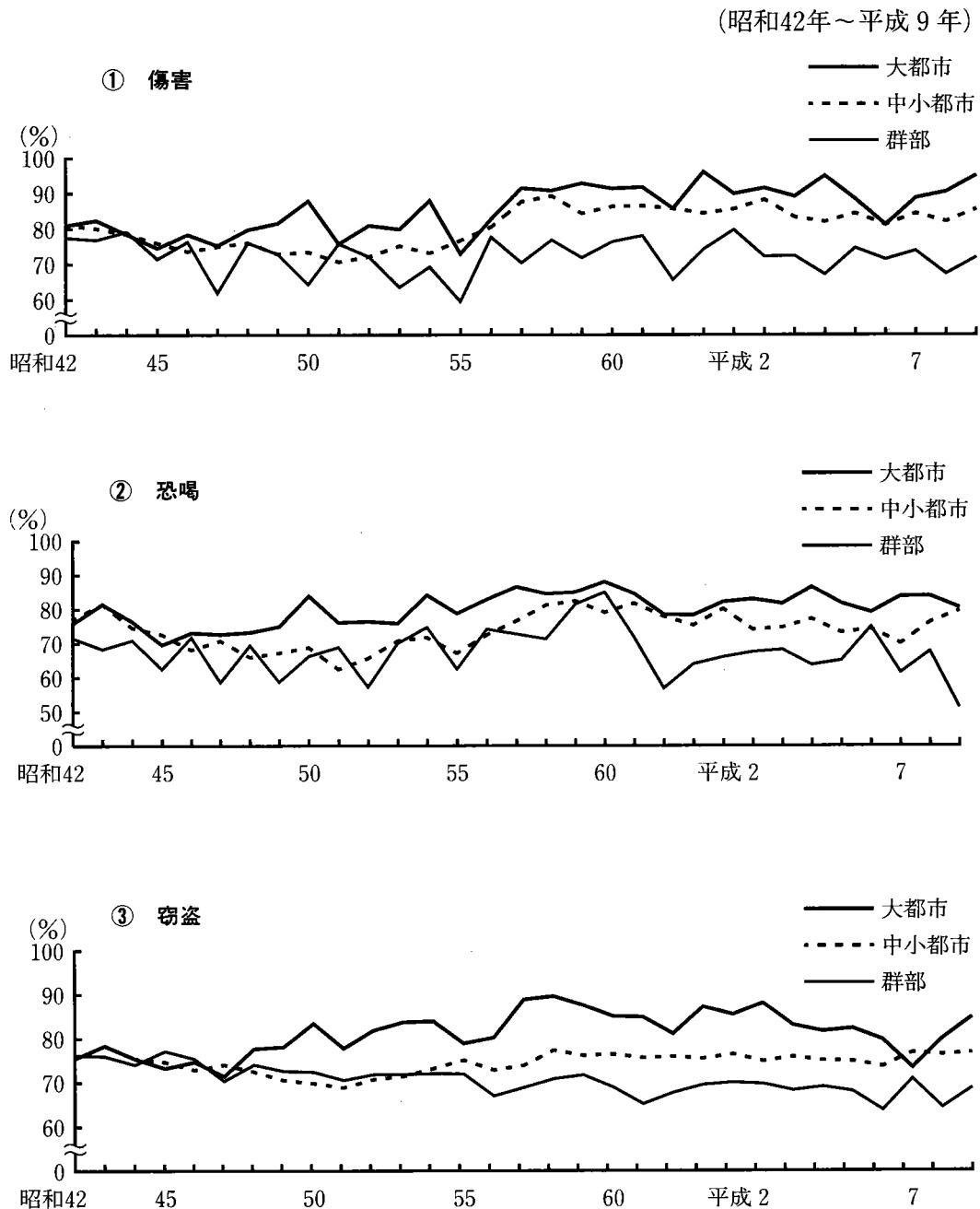


図2は、昭和42年以降の傷害・恐喝・窃盗事件につき、犯行地（大都市、中小都市又は郡部）別に、犯行が対象少年の居住地と同一市町村内で行われたものの総数に占める比率の推移を見たものである（年次別の比率及び実人員数については資料2参照。）。

いずれの罪においても、犯行地が大都市である場合には、ほぼ一貫して犯行地と居住地が同一であるものの比率が高くなっているが、犯行地が郡部である場合には、この比率が低くなっている。犯行地が大都市で対象少年が同一市町村に居住するものの比率は、最近10年間、傷害では80％台から90％台、恐喝及び窃盗ではおおむね80％台である。一方、犯行地が郡部で対象少年が同一市町村に居住するものの比率は、同じ期間、傷害ではおおむね70％台、恐喝では20％台から40％台、窃盗ではおおむね60％台である。

図2 犯行地別に見た居住地と同一市町村であるものの比率



注 大都市とは、東京23区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市及び福岡市の10大都市を、中小都市とは、10大都市以外の都市をいう。

第3 犯行場所

図3は、犯行場所を「一般住宅」、「学校・官公署」(以下「学校等」という。),「興業場・遊技場」、「デパート・マーケット」(以下「デパート等」という。),「公園・境内・遊園地」(以下「公園等」という。),「建物敷地周辺」(以下「建物等周辺」という。),「路上」等に分類した上、昭和49年以降の傷害・恐喝・窃盗事件について、それぞれ、犯行場所別人員の総数に占める比率の推移を見たものである(ただし、

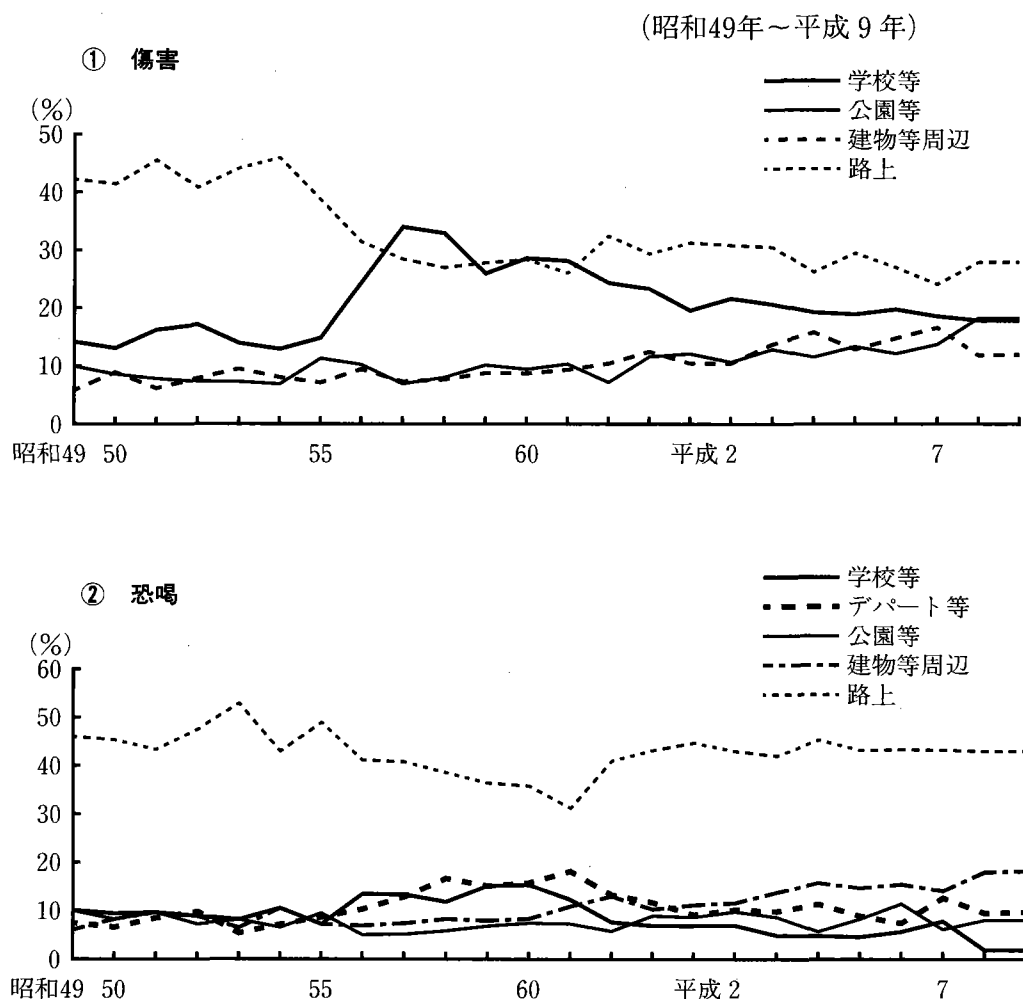
「学校等」を除いては過去に10%を超えたことのあるものに限る。) (年次別の比率及び実人員数については資料3参照。)

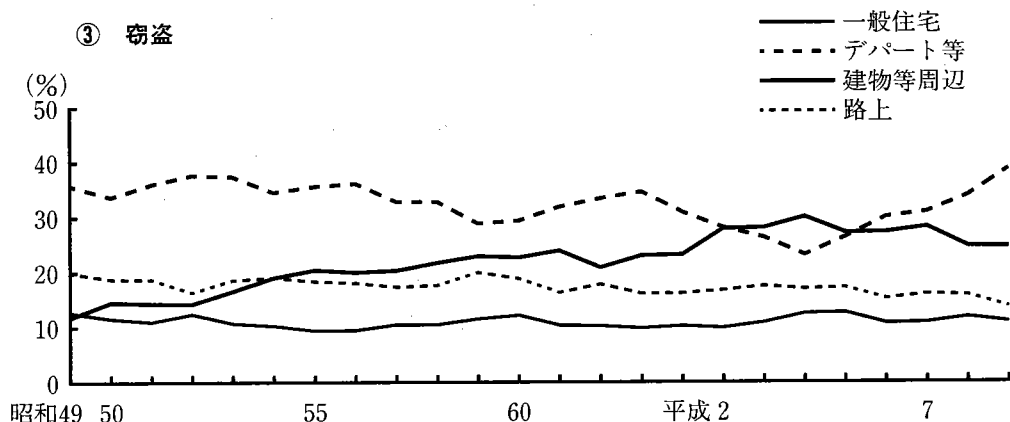
傷害では、ほとんどの年次において、路上を犯行場所とする者の比率が最も高く、昭和50年代前半までは40%を超えていたが、その後は下降し、平成4年以降の6年間は20%台となっている。また、学校等を犯行場所とする者の比率が、昭和50年代前半までは10%台であったものの、50年代後半に急上昇して30%台となった。しかし、その後は下降傾向を示し、平成元年以降は、20%前後で推移している。さらに、公園等を犯行場所とする者は、昭和60年代前半までは10%の前後であったが、近年、この比率が上昇し、平成9年には20%に達している。

恐喝では、犯行場所を路上とする者の比率が一貫して最も高く、おおむね40%台で推移している。学校等を犯行場所とする人員は、昭和50年代後半から60年代初めにかけては10%を超えていたが、その後は下降し、平成9年は3%未満である。

窃盗では、デパート等を犯行場所とする者が最も高い年次が多く、おおむね30%台で推移している。また、建物等周辺とする者は、昭和50年代前半までは10%台であったが、55年以降は高くなっており、おおむね20%台から30%台で推移している。

図3 犯行場所別人員の比率





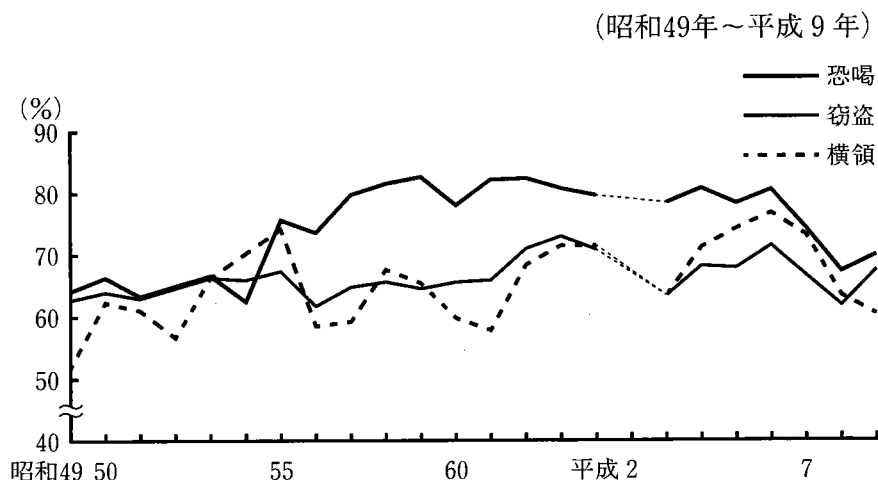
第4 犯行動機

図4は、犯行動機を「遊び」、「困窮・生活苦」、「利欲」、「激情」、「怨恨・報復」、「共犯者に誘われ」等に分類した上、昭和49年以降の恐喝・窃盗・横領事件について、犯行動機が利欲である者の占める比率の推移を見たものである（対象4罪についての年次別の犯行動機別比率及び同実人員数については資料4～7参照。）。

恐喝は、窃盗及び横領と比べると、利欲を動機とする者の比率が高くなっており、特に、昭和50年代後半から平成6年にかけては80%の前後で推移している。窃盗は、昭和49年以降、60%台から70%台で、横領は、この期間、50%台から70%台で、それぞれ推移している。

なお、困窮・生活苦の比率は、窃盗及び横領では、ほとんどの年次において1%に満たず、恐喝においても、最も高い比率を示す年次でも3%台にすぎない。

図4 利欲を動機とする者の比率



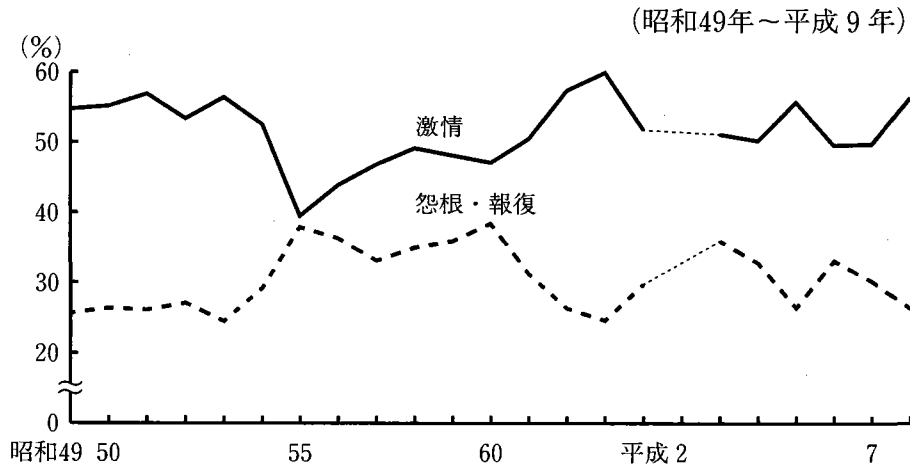
注 平成2年の数値は、不詳である。

図5は、昭和49年以降の傷害事件について、動機の多くを占める「激情」及び「怨恨・報復」を動機とする者の占める比率の推移を見たものである（年次別の犯行動機別比率及び同実人員数については資料4参照。）。

激情を理由とするものが怨恨・報復を理由とするものよりも高くなっており、昭和63年以降の10年

間は、激情を理由とする者がおおむね 50 % 台、怨恨・報復を理由とする者が 20 % 台から 30 % 台となっている。

図 5 傷害の主な動機別の比率

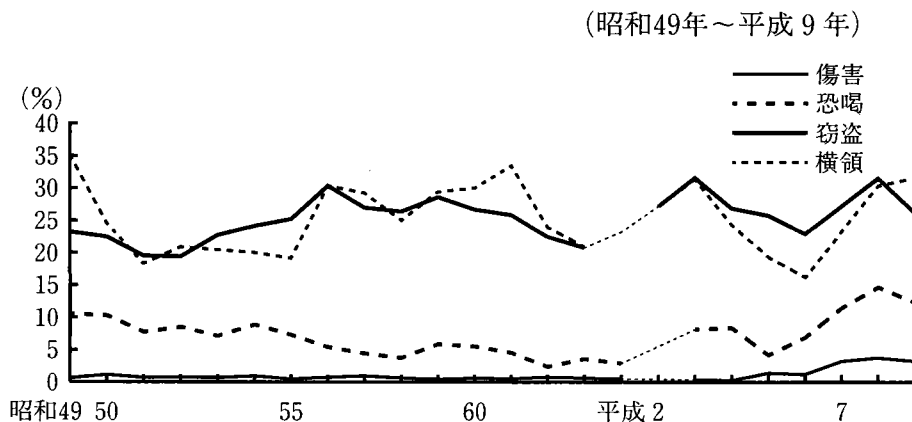


注 平成2年の数値は、不詳である。

図 6 は、昭和 49 年以降の対象 4 罪に係る事件について、「遊び」を動機とする者の占める比率の推移を見たものである（対象 4 罪についての年次別の犯行動機別比率及び同実人員数については資料 4～7 参照。）。

窃盗及び横領においては、遊びを動機とする者の比率が高く、ほとんどの年次において 20 % を超え、30 % 台に達する年次もある。また、傷害及び恐喝においても、過去数年、これを動機とする者の比率が上昇傾向を見せている。

図 6 遊びを動機とする者の比率



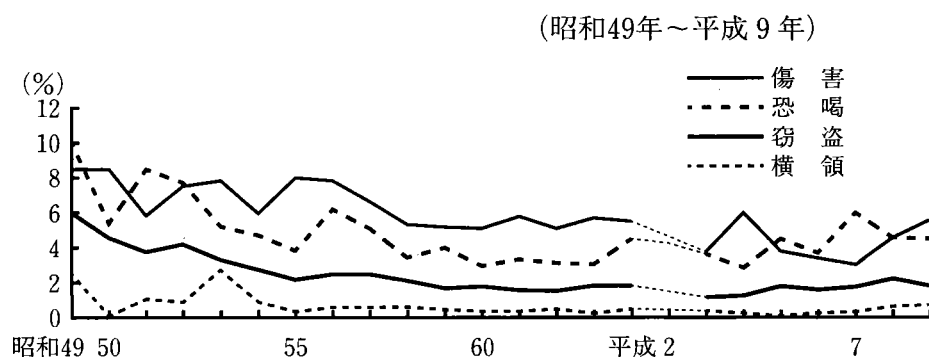
注 平成2年の数値は、不詳である。

図 7 は、昭和 49 年以降の対象 4 罪に係る事件について、「共犯者に誘われ」を動機とする者の占める比率の推移を見たものである（対象 4 罪についての年次別の犯行動機別比率及び同実人員数については資料 4～7 参照。）。

共犯者に誘われの比率は、いずれの罪名においても、毎年、10 % 以下となっているが、傷害及び恐喝

は、窃盗及び横領より高くなっている。

図7 「共犯者に誘われ」を動機とする者の比率



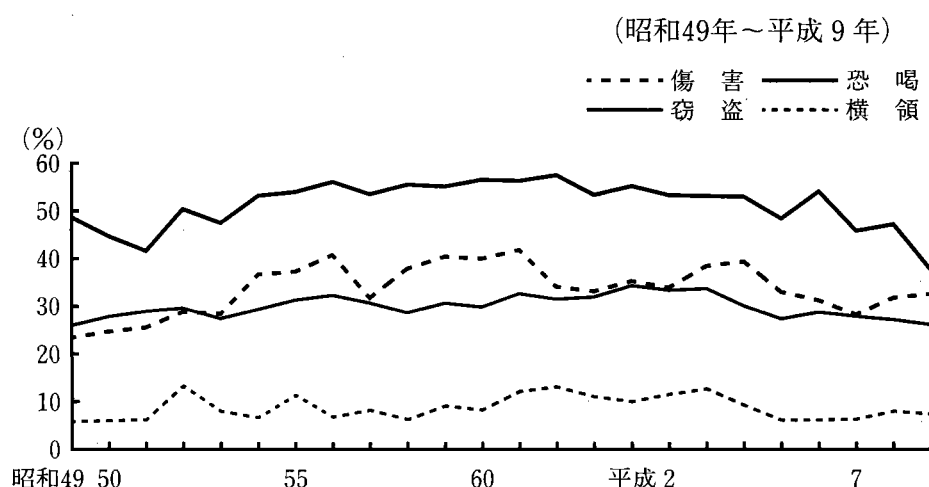
注 平成2年の数値は、不詳である。

第5 犯行の計画性

図8は、昭和49年以降の対象4罪に係る事件について、「計画的犯行」である者の占める比率の推移を見たものである（年次別の比率及び実人員数については資料8参照。）。

計画的犯行の比率は、恐喝はおおむね40％台から50％台で、傷害は20％台から40％台で、窃盗は20％台から30％台で、横領は高い年次においても10％台で、それぞれ推移している。なお、恐喝は平成9年に初めて30％台に低下している。

図8 計画的犯行の比率

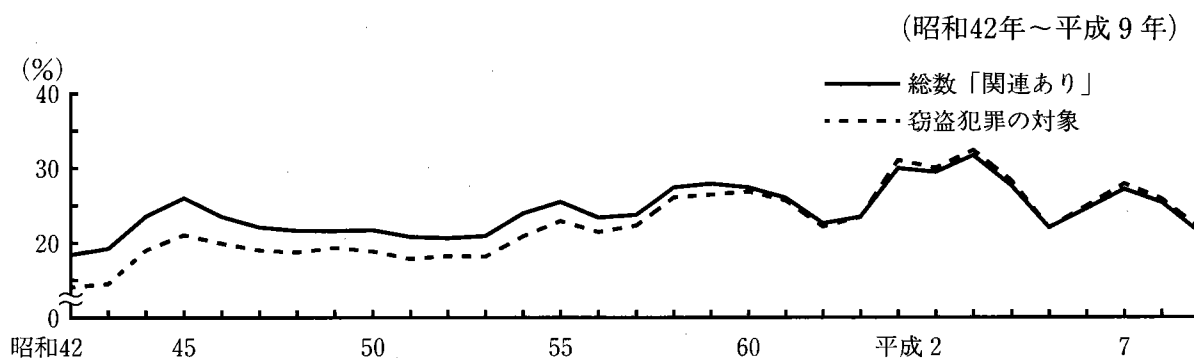


第6 犯行と自動車との関連性

図9は、昭和42年以降の全対象事件（対象4罪以外の事件に係るものを含む。）について、自動車を犯罪の手段とし、あるいは犯罪の対象とするなど、自動車と関連のある犯罪に係る人員の占める比率、及び、窃盗について、自動車を窃盗の対象とする事件に係る人員の占める比率の推移を見たものである（年次別の比率及び実人員数については資料9参照。）。

窃盗中の自動車を対象とする事件は、長期的には上昇する傾向が見られ、昭和50年代前半までは10%台の年次が多かったが、63年以降の10年間は20%台から30%台で推移している。

図9 自動車と関連のあるものの比率



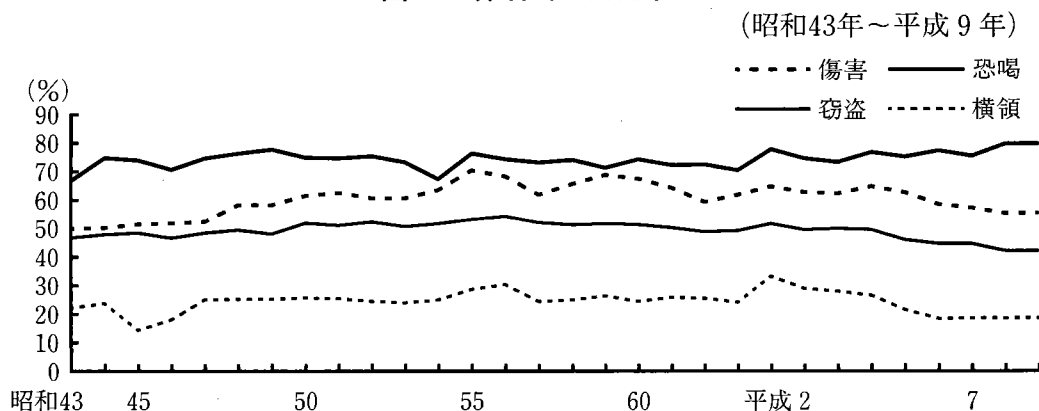
第7 共犯関係

1 共犯の有無及び人数

図10は、昭和43年以降の対象4罪に係る事件について、共犯者がいる者の占める比率(以下、「共犯率」という。)の推移を見たものである(年次別の共犯者の有無別人員及び共犯者数別人員の比率については資料10参照。)

恐喝においては共犯率が他の3罪と比較して高く、毎年、おおむね70%台で推移し、平成8年及び9年には80%に達しているのに対し、傷害は、昭和50年以降、おおむね60%台から70%台で推移したが、近年は下降傾向にあり、平成6年以降は50%台である。窃盗は、おおむね50%前後で推移したが、近年は下降傾向にあり、4年以降は40%台である。横領は、おおむね20%台であったが、6年以降は10%台である。

図10 罪名別の共犯率

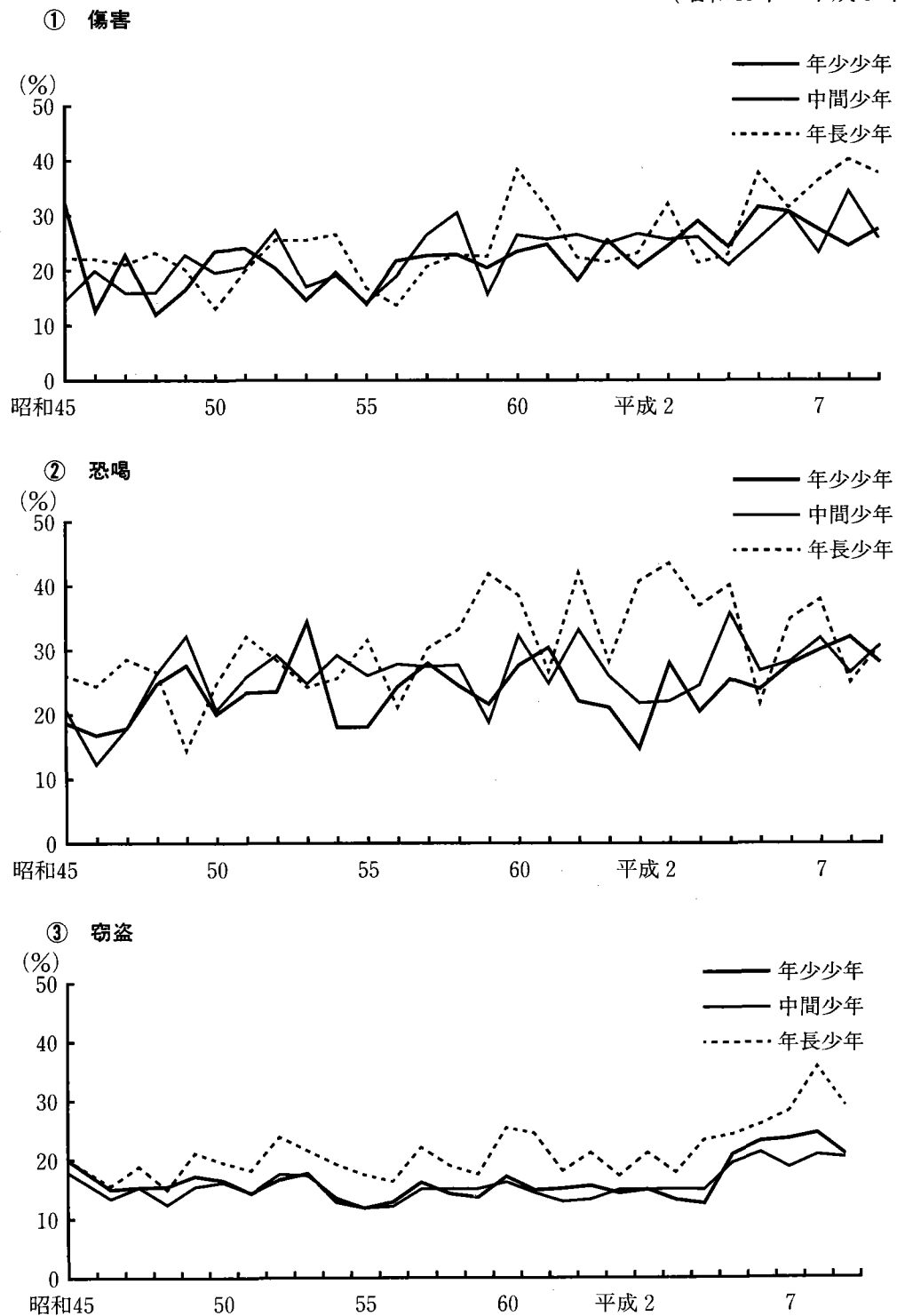


2 共犯事件における役割

図11は、昭和45年以降の傷害・恐喝・窃盗事件について、共犯者がいる対象少年のうち、本人が主犯であるものの比率の推移を、年齢層別に見たものである（年次別の比率及び実人員数については資料11参照。）。

図11 共犯者がいる事件のうち本人が主犯であるものの比率

(昭和45年～平成9年)



近年、年少少年については、窃盗及び恐喝において、本人が主犯である比率が上昇する傾向が見られる。年少少年について本人が主犯であるものの比率は、昭和 63 年以降の 10 年間、傷害ではおおむね 20 % 台で、恐喝では 10 % 台から 30 % 台で、窃盗では 10 % 台から 20 % 台で、それぞれ推移している。

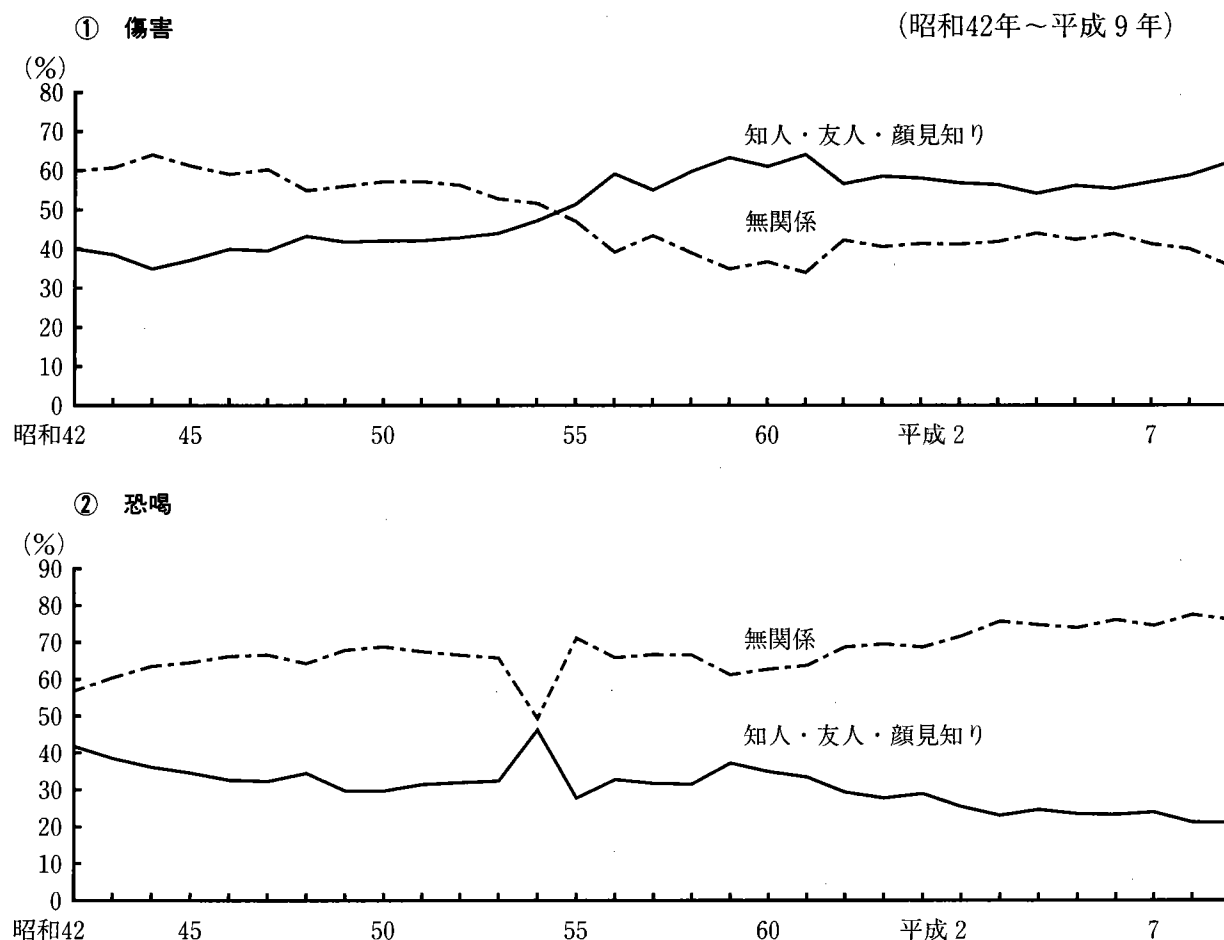
第 8 被害者との関係、被害程度等

1 被害者との関係

図 12 は、昭和 42 年以降の傷害・恐喝事件について、被害者との関係を見たものである（年次別の比率及び実人員数については資料 12 参照。）。

近年、被害者と「知人・友人・顔見知り」の関係にある者の比率が、傷害で上昇しているのに対し、恐喝では下降している。傷害においては、知人・友人・顔見知りの関係にあるものが、昭和 40 年代前半には 30 % 台であり、「無関係」の比率よりも低かったが、50 年代半ばにこれが逆転し、以降は、知人・友人・顔見知りの関係にあるものが 50 % 台から 60 % 台となっている。恐喝では、知人・友人・顔見知りの関係にあるものが、昭和 61 年以前はおおむね 30 % 台であったが、その後は 20 % 台である。

図12 被害者との関係別の比率



2 被害者の年齢層

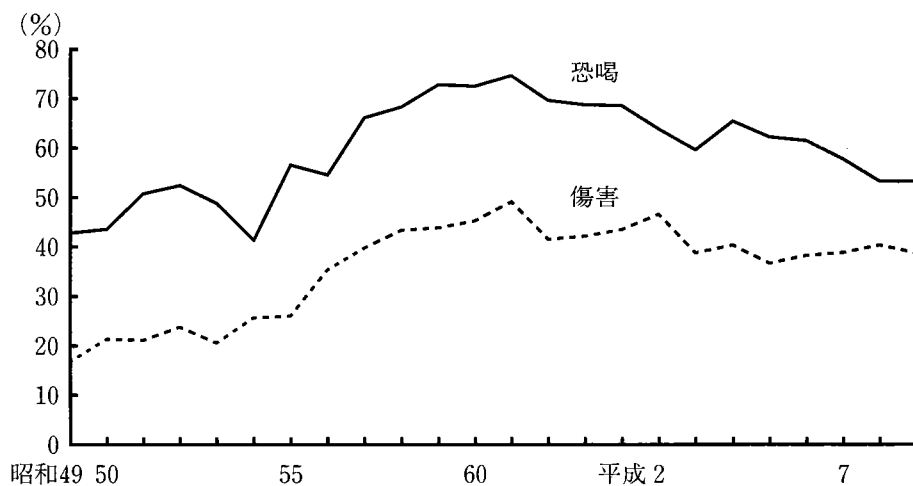
図13は、昭和49年以降の傷害・恐喝事件について、被害者が16歳未満のものの比率の推移について見たものである（年次別の被害者の年齢層別人員及びその構成比については資料13参照。）。

16歳未満を被害者とする者の比率については、傷害で長期的な上昇傾向が認められ、近年は30％台から40％台である。恐喝では、非行の低年齢化に特徴づけられた50年代末から60年代初めにかけて、おおむね70％の高い比率を占めていたが、その後は低下傾向を示している。もっとも、平成7年以降も50％台であり、なお過半数を占めている。

なお、いずれの罪についても、20歳未満を被害者とする者の比率が昭和50年代に上昇し、以後はおおむね横ばい状態で推移している。

図13 被害者が16歳未満のものの比率

（昭和49年～平成9年）



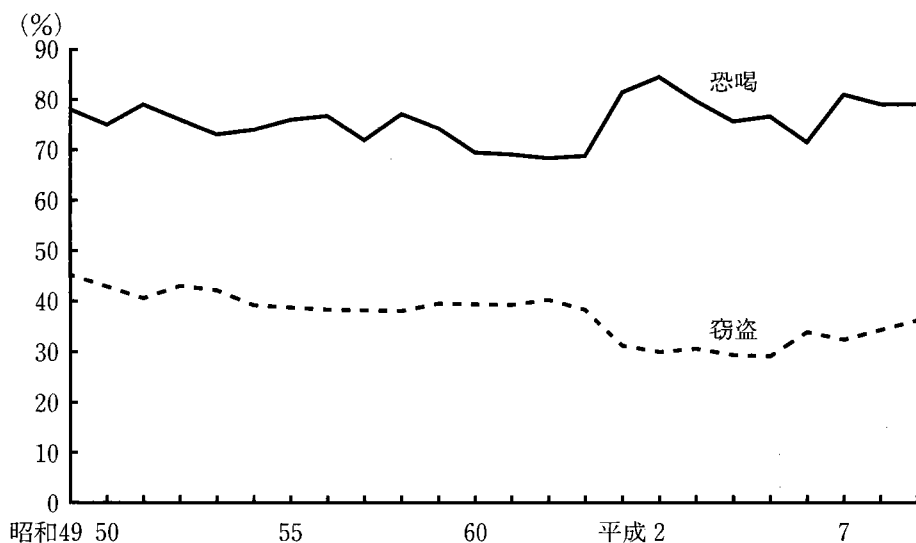
3 被害金額

図14は、昭和49年以降の窃盗・恐喝事件について、被害金額が1万円未満のものの比率の推移を見たものである（年次別の被害金額区分別構成比については資料14参照）。

恐喝は、窃盗に比べて、被害金額の少ない1万円未満の事件の比率が高くなっている。

図14 被害金額が1万円未満のものの比率

（昭和49年～平成9年）

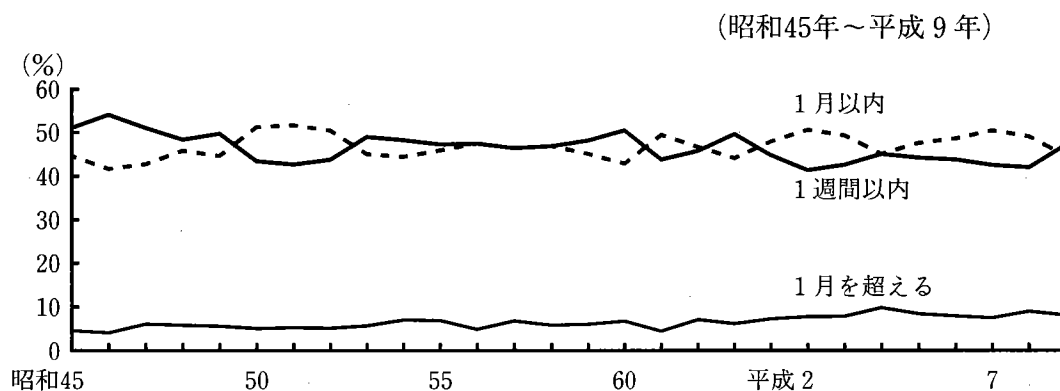


4 身体被害程度

図15は、昭和45年以降の傷害事件について、被害状況（被害者の負傷程度）を見たものである（年次別の被害状況別人員及び構成比については資料15参照。）。

被害状況別構成比に関しては、昭和45年以降、1週間以内の被害に係るもの及び1週間を超えて1月以内の被害に係るものが、いずれも40％台から50％台で推移しており、この間に大きな変化は認められない。

図15 傷害の被害状況別の比率



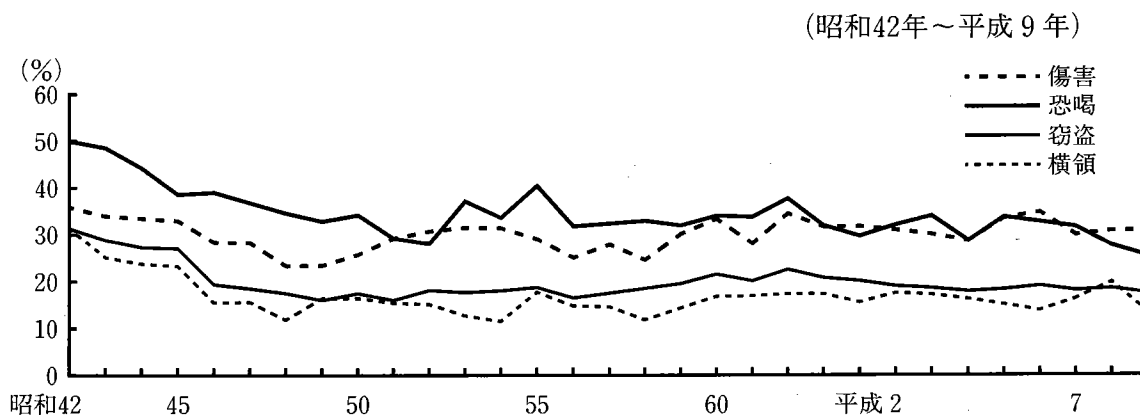
第9 非行歴及び再犯期間

1 非行歴

図16は、昭和42年以降の対象4罪に係る事件について、非行歴のある者の占める比率の推移を見たものである（年次別の比率及び実人員数については資料16参照。）。

非行歴のある者の比率は、恐喝、窃盗及び横領において、長期的な低下傾向が認められ、特に恐喝においては昭和40年代前半には50％に近かったが、平成8年及び9年には20％台となっている。昭和63年以降の10年間については、傷害は30％台で、恐喝は20％台から30％台で、窃盗は10％台から20％台で、横領は10％台で、それぞれ推移している。

図16 非行歴のある者の占める比率



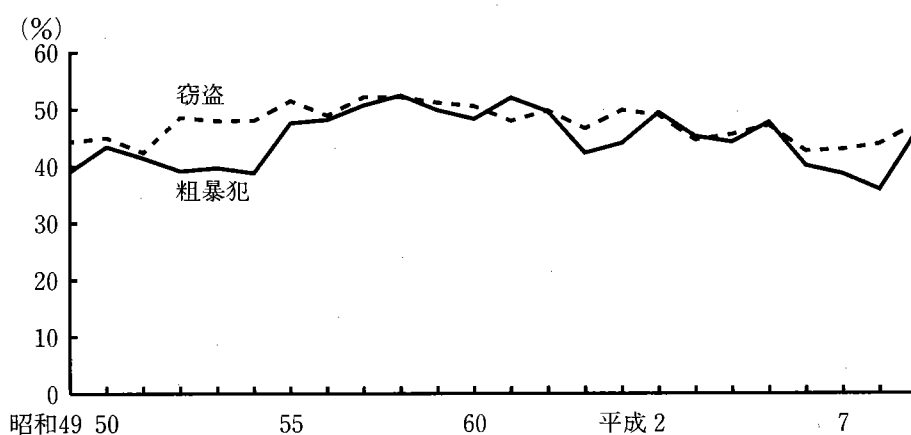
2 再犯期間

図 17 は、昭和 49 年以降の窃盗・粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反をいう。）について、前回処分（保護処分又は刑事処分）を受けた対象少年の再犯期間（前回処分を受けた日から、調査対象となっている事件のうち、最初の犯罪までの期間をいう。）が 6 月未満である者の比率の推移を見たものである（年次別の再犯期間別の構成比については資料 17 参照。）。

再犯期間別構成比の上では、窃盗は、再犯期間が 6 月未満のものが 40 % 台から 50 % 台で推移しているが、昭和 63 年以降の 10 年間は 40 % 台である。粗暴犯では、50 % 台の年次もあるが、63 年以降の 10 年間については、30 % 台から 40 % 台で推移しており、再犯期間が長いものの比率が上昇する傾向が見られる。

図 17 再犯期間が 6 月未満である者の比率

(昭和 49 年～平成 9 年)

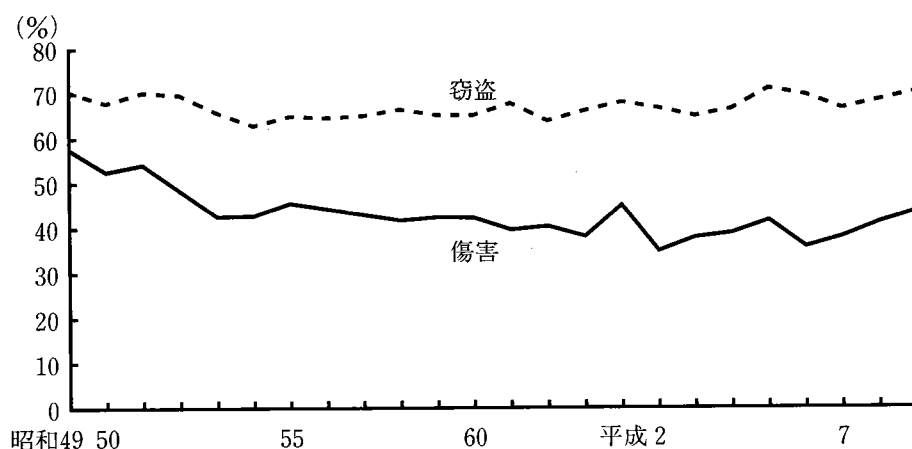


第 10 反省の態度

図 18 は、昭和 49 年以降の窃盗・傷害事件について、対象少年の犯行後における反省の程度に関して大いに反省していると認められる者の比率の推移を見たものである（年次別の反省態度別構成比については資料 18 参照。）。

図 18 犯行後到大いに反省していると認められる者の比率

(昭和 49 年～平成 9 年)



傷害では、反省の態度を示す者（大いに反省の者）の比率が、長期的には、低下する傾向が見受けられ、昭和 50 年の前後には 50 %を超えていたものの、近年は 30 %台から 40 %台である。また、窃盗は、傷害と比べて、反省の態度を示す者（大いに反省の者）の比率が高く、一貫して 60 %台から 70 %台となっている。

第 11 まとめ

少年非行については、近年、凶悪・粗暴事犯が著しく増加しているほか、集団による非行、処分歴のない少年による非行の増加傾向も認められ、また、非行少年の特性についても、規範意識や対人関係の希薄化、抑制力の不足と短絡的な行動傾向等が指摘されている。そこで、本調査研究に基づき、近年の少年非行の特質を見てみると以下のとおりである。

まず、動機に関し、恐喝、窃盗及び横領においては「利欲」を動機とするものが一貫して 50 %を超え、いまや「困窮・生活苦」を動機とする少年非行はほとんど見られない。一方、「遊び」を動機とするものは、窃盗及び横領においては、おおむね 20 %台から 30 %台で推移しており、しかもその比率は、近年、上昇傾向を示しているが、傷害及び恐喝においても、近年、その比率が上昇傾向を見せている。また、傷害において、近年、「激情」を動機とするものの比率が、「怨恨・報復」を動機とするものよりもはるかに高くなっている。「計画的犯行」の比率は、対象 4 罪中では最も高い恐喝においても、おおむね 40 %台から 50 %台で推移している上、近年、この比率が低下傾向を見せている。これらの調査結果は、抑制力の不足、短絡的な行動傾向といった最近の非行少年の特性をうかがわせるように思われる。

次に、共犯者の有無について見ると、恐喝において共犯率が極めて高く、昭和 55 年以降は、おおむね 70 %台で推移しており、また、傷害、窃盗及び横領の共犯率は、近年は下降傾向を示してはいるものの、傷害は平成 6 年以降おおむね 50 %台後半で推移し、窃盗は 9 年は約 40 %であって、なお高い水準にある。少年非行については、集団による非行が多いことが指摘されているが、これらの調査結果もこれを裏付けるものといえよう。

そのほかの特筆すべき点としては、

- ① 犯行場所に関して、傷害及び恐喝は、路上を犯行場所とするものの比率が一貫して高く、また、学校等とするものの比率は、傷害では校内暴力が問題とされた昭和 50 年代後半に急上昇し、恐喝でも 50 年代後半から 60 年代初めにかけてピークがあったが、その後は下降していること
 - ② 犯行場所に関して、窃盗では、デパート等とするものの比率が最も高い年次が多く、その非行の多くはいわゆる「万引き」ではないかと思われるが、自転車・バイクの窃盗場所となることが多い建物等周辺を犯行場所とするものが、50 年代以降、やや上昇していること
 - ③ 被害者との関係に関して、被害者と知人・友人・顔見知りの関係にあるものの比率が、傷害で上昇しているのに対し、恐喝では下降していること
 - ④ 被害者との関係に関して、傷害及び恐喝のいずれにおいても、20 歳未満を被害者とする比率が高くなっているが、なかでも 16 歳未満を被害者とするものの比率は、傷害で長期的な上昇傾向が認められ、恐喝では、非行の低年齢化に特徴づけられた 50 年代末から 60 年代初めにかけて、おおむね 70 %の高い比率を占めていたが、その後は低下傾向を示していること
 - ⑤ 非行歴のある者の占める比率は、いずれの非行においても、長期的には低下傾向が見られること
 - ⑥ 反省の態度に関し、昭和 49 年以降の全年次を通じて、窃盗では、傷害と比べて、反省の態度を示す者の比率が高くなっていること
- などを指摘することができる。

資料1 犯行地・居住地が同一市町村であるものの比率

(昭和42年～平成9年)

年次	傷 害	恐 喝	窃 盗
42年	80.3 (1,240)	76.3 (591)	75.8 (5,234)
43	79.9 (988)	79.3 (455)	76.4 (4,872)
44	79.1 (789)	74.6 (394)	74.9 (4,303)
45	75.0 (696)	70.2 (347)	74.9 (4,282)
46	75.3 (633)	69.8 (331)	73.7 (3,896)
47	72.3 (511)	70.2 (308)	72.9 (4,049)
48	77.0 (538)	68.4 (260)	73.9 (4,207)
49	75.7 (437)	69.2 (269)	72.9 (4,508)
50	76.6 (443)	75.6 (335)	73.9 (4,668)
51	73.6 (420)	70.2 (268)	71.3 (4,691)
52	75.7 (435)	69.5 (235)	73.5 (4,610)
53	74.9 (436)	72.5 (219)	74.4 (5,336)
54	77.1 (421)	76.9 (196)	75.8 (5,583)
55	72.2 (426)	71.5 (201)	75.6 (6,445)
56	80.1 (606)	75.4 (269)	73.6 (6,693)
57	85.7 (630)	78.6 (335)	76.2 (6,882)
58	87.6 (676)	80.6 (391)	79.3 (7,069)
59	84.2 (651)	83.1 (399)	78.2 (7,151)
60	86.0 (675)	81.9 (443)	77.1 (7,025)
61	85.9 (708)	80.8 (445)	76.1 (6,530)
62	81.7 (591)	75.7 (339)	76.0 (6,217)
63	85.5 (691)	74.7 (348)	77.2 (6,351)
元	85.2 (645)	79.2 (300)	77.3 (6,041)
2	86.3 (535)	75.0 (255)	76.4 (5,213)
3	82.8 (531)	75.6 (223)	75.9 (4,533)
4	82.1 (453)	77.1 (219)	75.1 (3,787)
5	83.8 (482)	74.5 (248)	75.1 (3,619)
6	79.2 (439)	75.7 (246)	72.9 (3,216)
7	83.9 (423)	72.0 (249)	75.0 (3,051)
8	81.0 (397)	76.2 (218)	74.7 (2,660)
9	85.4 (405)	76.2 (237)	76.9 (2,849)

注 () 内は、実数である。

資料2 犯行地別に見た居住地と同一市町村
であるものの比率

(昭和42年～平成9年)

① 傷害

年次	大都市	中小都市	郡部
42年	81.0 (298)	81.1 (645)	78.0 (297)
43	82.6 (199)	80.4 (526)	76.9 (263)
44	78.7 (177)	79.1 (413)	79.3 (199)
45	74.6 (147)	76.6 (386)	71.8 (163)
46	78.5 (128)	73.6 (349)	76.5 (156)
47	75.7 (112)	75.1 (301)	62.0 (98)
48	79.6 (113)	76.3 (293)	76.3 (132)
49	81.8 (139)	73.2 (227)	73.2 (71)
50	88.1 (155)	74.2 (216)	64.9 (72)
51	75.8 (157)	70.8 (187)	76.0 (76)
52	81.2 (164)	72.5 (222)	73.1 (49)
53	79.9 (147)	75.4 (227)	63.9 (62)
54	87.9 (145)	73.2 (221)	69.6 (55)
55	72.9 (132)	76.2 (231)	59.4 (63)
56	81.7 (187)	79.8 (319)	78.1 (100)
57	91.1 (175)	87.4 (374)	70.4 (81)
58	90.9 (180)	89.4 (390)	76.8 (106)
59	93.0 (173)	84.3 (382)	71.6 (96)
60	91.3 (189)	86.5 (378)	76.6 (108)
61	91.8 (156)	86.5 (428)	78.0 (124)
62	85.2 (138)	85.0 (374)	65.3 (79)
63	96.3 (182)	84.3 (409)	74.6 (100)
元	89.5 (128)	85.4 (415)	79.7 (102)
2	91.5 (130)	88.2 (330)	72.1 (75)
3	88.8 (127)	83.2 (336)	72.3 (68)
4	95.0 (113)	81.4 (281)	67.0 (59)
5	88.0 (110)	84.4 (309)	75.0 (63)
6	80.7 (109)	80.6 (274)	70.9 (56)
7	88.6 (109)	84.4 (260)	74.0 (54)
8	90.7 (78)	81.8 (266)	67.1 (53)
9	95.3 (82)	85.8 (271)	72.2 (52)

注 () 内は、実数である。

② 恐喝

年 次	大 都 市	中小都市	郡 部
42年	76.2 (154)	77.9 (331)	71.6 (106)
43	81.6 (120)	81.4 (267)	68.7 (68)
44	76.5 (101)	74.7 (236)	71.3 (57)
45	69.5 (98)	72.5 (206)	62.3 (43)
46	73.2 (82)	68.1 (205)	72.1 (44)
47	72.8 (99)	71.2 (178)	58.5 (31)
48	73.1 (79)	65.9 (151)	69.8 (30)
49	75.0 (120)	67.3 (115)	58.6 (34)
50	84.2 (170)	68.9 (133)	66.7 (32)
51	76.2 (147)	62.6 (92)	69.0 (29)
52	76.4 (113)	65.8 (102)	57.1 (20)
53	75.9 (82)	70.8 (109)	70.0 (28)
54	84.2 (80)	71.9 (92)	75.0 (24)
55	78.6 (92)	67.1 (94)	62.5 (15)
56	82.8 (77)	72.4 (152)	74.1 (40)
57	86.6 (97)	76.4 (201)	72.5 (37)
58	84.4 (92)	81.1 (257)	71.2 (42)
59	85.0 (119)	82.5 (227)	81.5 (53)
60	88.1 (111)	78.9 (269)	85.1 (63)
61	84.2 (101)	81.8 (287)	71.3 (57)
62	78.4 (76)	77.7 (237)	56.5 (26)
63	78.0 (85)	75.2 (233)	63.8 (30)
元	81.9 (59)	80.5 (214)	65.9 (27)
2	82.7 (62)	73.8 (166)	67.5 (27)
3	81.3 (61)	74.4 (145)	68.0 (17)
4	86.4 (51)	77.0 (144)	63.2 (24)
5	81.5 (75)	72.9 (153)	64.5 (20)
6	78.8 (78)	74.2 (144)	75.0 (24)
7	83.3 (70)	69.8 (150)	61.7 (29)
8	83.6 (46)	75.8 (147)	67.6 (25)
9	80.0 (40)	79.2 (179)	51.4 (18)

注 () 内は、実数である。

③ 窃盗

年 次	大 都 市	中小都市	郡 部
42年	75.6 (1,183)	75.7 (2,966)	76.4 (1,085)
43	78.5 (1,019)	75.8 (2,868)	76.1 (985)
44	75.5 (954)	75.0 (2,420)	74.0 (929)
45	73.1 (942)	74.9 (2,447)	77.1 (893)
46	74.7 (796)	72.8 (2,293)	75.5 (807)
47	71.5 (849)	74.2 (2,468)	70.3 (732)
48	77.7 (967)	72.4 (2,535)	74.1 (705)
49	78.0 (1,294)	70.6 (2,535)	72.7 (679)
50	83.6 (1,388)	69.9 (2,577)	72.4 (703)
51	77.9 (1,306)	68.7 (2,682)	70.6 (703)
52	81.6 (1,285)	70.5 (2,702)	71.9 (623)
53	83.6 (1,555)	71.1 (3,094)	71.9 (687)
54	84.0 (1,659)	73.0 (3,206)	72.1 (718)
55	78.9 (1,631)	75.1 (4,001)	72.0 (813)
56	79.9 (1,608)	72.9 (4,188)	67.0 (897)
57	88.6 (1,768)	73.7 (4,123)	68.8 (991)
58	89.7 (1,822)	77.4 (4,301)	71.0 (946)
59	87.8 (1,827)	76.3 (4,242)	71.9 (1,082)
60	85.0 (1,681)	76.4 (4,361)	69.2 (983)
61	84.9 (1,522)	75.8 (4,182)	65.1 (826)
62	81.0 (1,464)	76.0 (3,973)	67.8 (780)
63	87.2 (1,602)	75.4 (3,965)	69.5 (784)
元	85.4 (1,313)	76.4 (3,977)	70.0 (751)
2	87.9 (1,058)	75.0 (3,417)	69.7 (738)
3	82.9 (870)	75.9 (3,009)	68.2 (654)
4	81.5 (773)	74.8 (2,431)	69.0 (583)
5	81.9 (745)	74.7 (2,374)	68.1 (500)
6	79.5 (615)	73.2 (2,210)	63.5 (391)
7	73.1 (571)	76.5 (2,063)	70.6 (417)
8	79.8 (541)	76.1 (1,727)	63.9 (392)
9	84.7 (555)	76.7 (1,901)	68.7 (393)

注 () 内は、実数である。

資料 3 犯行場所別人員の比率

(昭和 49 年～平成 9 年)

① 傷害

年 次	学 校 等	公 園 等	建物等周辺	路 上
49年	14.6 (84)	9.9 (57)	5.9 (34)	42.3 (244)
50	13.3 (77)	8.8 (51)	9.2 (53)	41.3 (239)
51	16.6 (95)	8.1 (46)	6.3 (36)	45.7 (261)
52	17.4 (100)	7.7 (44)	8.2 (47)	40.7 (234)
53	14.1 (82)	7.7 (45)	10.0 (58)	44.3 (258)
54	13.2 (72)	7.1 (39)	8.4 (46)	46.0 (251)
55	14.9 (88)	11.7 (69)	7.5 (44)	38.8 (229)
56	23.9 (181)	10.8 (82)	10.0 (76)	32.1 (243)
57	34.1 (251)	7.1 (52)	7.8 (57)	29.0 (213)
58	33.2 (256)	8.3 (64)	8.0 (62)	27.3 (211)
59	26.3 (203)	10.5 (81)	9.1 (70)	27.8 (215)
60	28.8 (226)	9.9 (78)	9.0 (71)	28.7 (225)
61	28.5 (235)	10.8 (89)	9.7 (80)	26.3 (217)
62	24.8 (179)	7.5 (54)	10.7 (77)	32.8 (237)
63	23.5 (190)	12.0 (97)	12.9 (104)	29.5 (238)
元	20.1 (152)	12.4 (94)	10.8 (82)	31.6 (239)
2	22.1 (137)	11.0 (68)	10.8 (67)	31.1 (193)
3	20.9 (134)	13.3 (85)	14.2 (91)	30.7 (197)
4	19.6 (108)	11.8 (65)	16.3 (90)	26.6 (147)
5	19.0 (109)	13.9 (80)	13.0 (75)	29.9 (172)
6	20.2 (112)	12.5 (69)	15.3 (85)	27.1 (150)
7	18.8 (95)	14.1 (71)	17.1 (86)	24.2 (122)
8	18.2 (89)	18.6 (91)	12.2 (60)	28.2 (138)
9	20.0 (95)	20.5 (97)	14.3 (68)	22.2 (105)

注 () 内は、実数である。

② 恐喝

年 次	学 校 等	デパート等	公 園 等	建物等周辺	路 上
49年	10.5 (41)	7.5 (29)	9.8 (38)	5.9 (23)	46.5 (181)
50	9.5 (42)	6.5 (29)	8.6 (38)	8.1 (36)	45.6 (202)
51	9.7 (37)	8.9 (34)	10.2 (39)	9.7 (37)	43.7 (167)
52	8.9 (30)	9.8 (33)	7.1 (24)	8.3 (28)	47.6 (161)
53	8.3 (25)	5.6 (17)	8.3 (25)	6.6 (20)	53.0 (160)
54	10.6 (27)	7.1 (18)	6.3 (16)	10.6 (27)	43.1 (110)
55	7.1 (20)	8.5 (24)	9.6 (27)	7.5 (21)	49.1 (138)
56	13.4 (48)	10.1 (36)	5.0 (18)	6.7 (24)	41.2 (147)
57	13.4 (57)	12.4 (53)	4.9 (21)	7.3 (31)	41.1 (175)
58	11.8 (57)	16.7 (81)	5.6 (27)	8.2 (40)	38.8 (188)
59	15.2 (73)	14.8 (71)	6.7 (32)	7.9 (38)	36.7 (176)
60	15.3 (83)	15.3 (83)	7.4 (40)	8.1 (44)	36.2 (196)
61	12.7 (70)	18.0 (99)	7.3 (40)	10.7 (59)	31.4 (173)
62	7.6 (34)	13.6 (61)	6.0 (27)	12.9 (58)	40.6 (182)
63	6.9 (32)	11.8 (55)	8.8 (41)	10.1 (47)	43.3 (202)
元	6.6 (25)	9.2 (35)	8.4 (32)	11.1 (42)	44.9 (170)
2	6.8 (23)	10.3 (35)	9.4 (32)	11.5 (39)	43.2 (147)
3	4.7 (14)	9.8 (29)	8.5 (25)	13.9 (41)	42.0 (124)
4	4.6 (13)	11.6 (33)	5.6 (16)	15.8 (45)	45.8 (130)
5	4.5 (15)	8.7 (29)	8.1 (27)	14.7 (49)	43.2 (144)
6	5.5 (18)	7.1 (23)	11.4 (37)	15.4 (50)	43.4 (141)
7	7.8 (27)	12.7 (44)	5.8 (20)	14.2 (49)	43.1 (149)
8	1.7 (5)	9.4 (27)	8.0 (23)	18.2 (52)	43.0 (123)
9	2.6 (8)	10.0 (31)	8.0 (25)	16.1 (50)	45.3 (141)

注 () 内は、実数である。

③ 窃盗

年 次	一般住宅	デパート等	建物等周辺	路 上
49年	12.5 (771)	35.8 (2,213)	11.8 (729)	19.8 (1,222)
50	11.8 (747)	33.7 (2,129)	14.5 (916)	18.7 (1,183)
51	11.2 (734)	36.0 (2,368)	14.4 (945)	18.8 (1,239)
52	12.4 (779)	37.6 (2,359)	14.4 (900)	16.6 (1,041)
53	11.1 (797)	37.7 (2,703)	16.8 (1,202)	18.8 (1,344)
54	10.5 (772)	34.6 (2,551)	19.1 (1,407)	19.5 (1,435)
55	9.6 (822)	35.9 (3,062)	20.6 (1,759)	18.7 (1,596)
56	9.6 (873)	36.3 (3,303)	20.1 (1,831)	18.4 (1,677)
57	10.8 (972)	33.0 (2,981)	20.3 (1,836)	17.4 (1,575)
58	10.5 (936)	33.3 (2,973)	21.5 (1,917)	17.7 (1,582)
59	11.8 (1,078)	28.7 (2,621)	23.0 (2,101)	20.0 (1,833)
60	12.3 (1,116)	29.1 (2,651)	22.6 (2,058)	19.2 (1,750)
61	10.5 (903)	31.2 (2,675)	24.1 (2,065)	16.6 (1,420)
62	10.1 (830)	33.2 (2,716)	20.9 (1,707)	17.8 (1,453)
63	10.0 (826)	34.7 (2,851)	22.7 (1,870)	16.1 (1,324)
元	10.2 (800)	31.1 (2,433)	22.9 (1,792)	16.0 (1,253)
2	10.0 (681)	28.4 (1,939)	27.5 (1,874)	16.5 (1,126)
3	11.1 (660)	26.5 (1,584)	28.0 (1,675)	17.4 (1,041)
4	12.3 (619)	23.0 (1,158)	30.0 (1,515)	16.9 (854)
5	12.7 (614)	25.7 (1,238)	27.2 (1,313)	17.3 (833)
6	10.7 (473)	30.0 (1,324)	27.2 (1,200)	15.1 (667)
7	10.7 (436)	30.7 (1,248)	27.9 (1,135)	15.8 (644)
8	11.8 (419)	33.7 (1,200)	24.6 (875)	15.6 (554)
9	10.9 (402)	38.6 (1,430)	24.4 (904)	13.6 (503)

注 () 内は、実数である。

資料4 傷害の主な動機別の比率

(昭和49年～平成9年)

年次	激情	怨恨・報復	遊び	共犯者に誘われ
49年	55.1 (318)	25.6 (148)	0.9 (5)	8.5 (49)
50	55.4 (320)	26.3 (152)	1.2 (7)	8.5 (49)
51	57.3 (327)	26.1 (149)	0.9 (5)	5.8 (33)
52	53.6 (308)	27.1 (156)	1.0 (6)	7.5 (43)
53	56.7 (330)	24.4 (142)	0.9 (5)	7.9 (46)
54	52.9 (289)	29.1 (159)	1.3 (7)	5.9 (32)
55	39.5 (233)	38.0 (224)	0.8 (5)	8.0 (47)
56	44.1 (334)	36.5 (276)	1.1 (8)	7.9 (60)
57	47.1 (346)	33.3 (245)	1.4 (10)	6.8 (50)
58	49.4 (381)	35.2 (272)	1.0 (8)	5.4 (42)
59	48.3 (373)	36.1 (279)	0.8 (6)	5.2 (40)
60	47.3 (371)	38.7 (304)	1.0 (8)	5.1 (40)
61	50.8 (419)	31.7 (261)	0.8 (7)	5.8 (48)
62	57.8 (418)	26.7 (193)	1.1 (8)	5.1 (37)
63	60.4 (488)	24.9 (201)	0.9 (7)	5.7 (46)
元	52.0 (394)	29.9 (226)	0.7 (5)	5.5 (42)
2	...	...	...	...
3	51.5 (330)	36.3 (233)	0.6 (4)	3.6 (23)
4	50.5 (279)	33.2 (183)	0.5 (3)	6.0 (33)
5	56.2 (323)	26.6 (153)	1.7 (10)	3.8 (22)
6	49.8 (276)	33.6 (186)	1.4 (8)	3.4 (19)
7	50.0 (252)	30.6 (154)	3.6 (18)	3.0 (15)
8	56.5 (277)	26.7 (131)	4.1 (20)	4.5 (22)
9	51.3 (243)	30.4 (144)	3.6 (17)	5.5 (26)

注 1 () 内は、実数である。
2 平成2年の数値は、不詳である。

資料5 恐喝の主な動機別の比率

(昭和49年～平成9年)

年次	遊 び		困窮・生活苦		利 欲		怨恨・報復		共犯者に誘われ	
49年	10.8	(42)	1.5	(6)	64.3	(250)	3.1	(12)	10.0	(39)
50	10.6	(47)	2.7	(12)	66.6	(295)	4.7	(21)	5.6	(25)
51	8.1	(31)	1.8	(7)	63.4	(242)	2.1	(8)	8.4	(32)
52	8.9	(30)	3.0	(10)	64.8	(219)	4.1	(14)	7.7	(26)
53	7.6	(23)	3.6	(11)	66.9	(202)	5.3	(16)	5.3	(16)
54	9.4	(24)	1.6	(4)	62.4	(159)	7.5	(19)	4.7	(12)
55	7.8	(22)	0.4	(12)	75.8	(213)	4.3	(12)	3.9	(11)
56	5.9	(21)	2.8	(10)	73.7	(263)	2.8	(10)	6.2	(22)
57	4.9	(21)	1.4	(6)	79.6	(339)	2.3	(10)	5.2	(22)
58	4.1	(20)	0.6	(3)	81.4	(395)	3.3	(16)	3.5	(17)
59	6.3	(30)	0.6	(3)	82.5	(396)	1.9	(9)	4.0	(19)
60	6.1	(33)	1.3	(7)	78.4	(424)	3.1	(17)	3.0	(16)
61	5.4	(30)	0.9	(5)	82.2	(453)	1.8	(10)	3.3	(18)
62	2.7	(12)	0.7	(3)	82.4	(369)	1.8	(8)	3.1	(14)
63	4.1	(19)	1.9	(9)	80.9	(377)	3.2	(15)	3.0	(14)
元	3.2	(12)	1.8	(7)	79.7	(302)	1.8	(7)	4.5	(17)
2	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
3	8.5	(25)	1.4	(4)	78.3	(231)	2.7	(8)	3.7	(11)
4	8.8	(25)	0.7	(2)	80.6	(229)	2.1	(6)	2.8	(8)
5	4.5	(15)	1.2	(4)	78.1	(260)	2.7	(9)	4.5	(15)
6	7.1	(23)	1.5	(5)	80.3	(261)	1.8	(6)	3.7	(12)
7	11.6	(40)	0.3	(1)	74.6	(258)	2.3	(8)	6.1	(21)
8	15.0	(43)	1.4	(4)	67.1	(192)	2.8	(8)	4.5	(13)
9	12.5	(39)	2.3	(7)	69.8	(217)	3.2	(10)	4.5	(14)

注 1 () 内は、実数である。

2 平成2年の数値は、不詳である。

資料 6 窃盗の主な動機別の比率

(昭和 49 年～平成 9 年)

年 次	遊 び	困窮・生活苦	利 欲	共犯者に誘われ
49年	23.5 (1,452)	1.5 (94)	63.0 (3,896)	6.0 (368)
50	22.7 (1,436)	1.4 (89)	64.0 (4,046)	4.6 (289)
51	19.8 (1,305)	1.3 (86)	62.9 (4,133)	3.8 (247)
52	19.6 (1,228)	1.3 (83)	64.9 (4,072)	4.2 (261)
53	23.0 (1,646)	1.4 (100)	66.3 (4,755)	3.3 (237)
54	24.3 (1,789)	0.8 (61)	66.1 (4,870)	2.8 (207)
55	25.4 (2,169)	0.7 (57)	67.6 (5,760)	2.2 (186)
56	30.2 (2,750)	0.8 (69)	61.8 (5,623)	2.5 (225)
57	27.3 (2,463)	0.9 (79)	64.8 (5,851)	2.5 (225)
58	26.7 (2,383)	0.5 (49)	65.7 (5,861)	2.2 (194)
59	28.8 (2,638)	0.8 (76)	64.3 (5,880)	1.7 (153)
60	27.1 (2,468)	0.8 (74)	65.6 (5,971)	1.8 (165)
61	26.4 (2,263)	0.5 (46)	66.0 (5,666)	1.6 (139)
62	23.1 (1,894)	0.3 (28)	70.9 (5,803)	1.5 (124)
63	21.3 (1,754)	0.5 (39)	73.1 (6,013)	1.8 (149)
元	23.5 (1,840)	0.6 (43)	70.7 (5,527)	1.8 (143)
2	...	...	...	...
3	31.6 (1,890)	0.5 (30)	63.3 (3,780)	1.2 (71)
4	27.1 (1,367)	0.5 (25)	68.1 (3,434)	1.3 (67)
5	25.9 (1,249)	0.5 (23)	67.6 (3,257)	1.8 (86)
6	23.0 (1,015)	0.6 (25)	71.5 (3,151)	1.6 (71)
7	26.8 (1,091)	0.7 (27)	66.6 (2,708)	1.7 (68)
8	31.5 (1,120)	0.6 (22)	61.4 (2,185)	2.2 (77)
9	26.2 (969)	1.1 (40)	67.2 (2,489)	1.8 (67)

注 1 () 内は、実数である。

2 平成 2 年の数値は、不詳である。

資料7 横領の主な動機別の比率

(昭和49年～平成9年)

年次	遊 び		困窮・生活苦		利 欲		共犯者に誘われ	
49年	35.5	(71)	0.5	(1)	53.0	(106)	2.5	(5)
50	24.5	(49)	—	(—)	62.5	(125)	—	(—)
51	18.5	(52)	—	(—)	60.9	(171)	1.1	(3)
52	21.2	(68)	0.3	(1)	57.0	(183)	0.9	(3)
53	20.6	(87)	0.5	(2)	65.9	(278)	2.8	(12)
54	20.4	(113)	0.2	(1)	70.3	(390)	0.9	(5)
55	19.5	(143)	0.5	(4)	74.0	(542)	0.4	(3)
56	30.5	(237)	1.4	(11)	58.7	(457)	0.6	(5)
57	29.5	(275)	2.3	(21)	59.2	(552)	0.6	(6)
58	25.2	(289)	0.8	(9)	67.7	(776)	0.6	(7)
59	29.7	(391)	—	(—)	65.6	(865)	0.5	(6)
60	30.3	(385)	0.3	(4)	60.3	(766)	0.4	(5)
61	33.4	(377)	0.3	(3)	57.9	(654)	0.4	(5)
62	24.8	(257)	0.4	(4)	67.0	(694)	0.5	(5)
63	21.1	(250)	0.3	(3)	71.4	(845)	0.2	(2)
元	23.2	(255)	—	(—)	71.5	(787)	0.5	(6)
2	...	...	...	...	...	...	...	...
3	30.4	(410)	0.1	(2)	63.0	(851)	0.4	(6)
4	24.5	(333)	0.2	(3)	70.6	(960)	0.3	(4)
5	19.2	(272)	0.1	(1)	74.0	(1,049)	0.1	(2)
6	16.5	(222)	0.4	(5)	77.0	(1,036)	0.3	(4)
7	23.7	(216)	0.1	(1)	72.9	(665)	0.3	(3)
8	30.4	(234)	0.5	(4)	63.5	(489)	0.6	(5)
9	31.6	(289)	1.9	(17)	60.0	(548)	0.7	(6)

注 1 () 内は、実数である。

2 平成2年の数値は、不詳である。

資料 8 計画的犯行の比率

(昭和 49 年～平成 9 年)

年 次	傷 害	恐 喝	窃 盗	横 領
49年	23.6 (136)	48.6 (189)	26.2 (1,621)	6.0 (12)
50	24.7 (143)	44.9 (199)	28.0 (1,772)	6.5 (13)
51	25.4 (145)	41.6 (159)	29.1 (1,914)	6.4 (18)
52	28.5 (164)	50.3 (170)	29.8 (1,866)	13.4 (43)
53	28.7 (167)	47.4 (143)	27.5 (1,969)	8.1 (34)
54	36.4 (199)	52.9 (135)	29.4 (2,168)	7.0 (39)
55	37.1 (219)	53.7 (151)	31.2 (2,664)	11.5 (84)
56	40.2 (304)	56.0 (200)	32.3 (2,940)	6.8 (53)
57	31.7 (233)	53.3 (227)	30.8 (2,776)	8.4 (78)
58	37.3 (288)	55.3 (268)	28.7 (2,560)	6.5 (75)
59	40.1 (310)	54.8 (263)	30.5 (2,794)	9.1 (120)
60	39.6 (311)	56.2 (304)	29.6 (2,700)	8.3 (105)
61	41.7 (344)	55.9 (308)	32.5 (2,792)	12.0 (135)
62	34.4 (249)	57.1 (256)	31.3 (2,562)	13.0 (135)
63	32.7 (264)	53.0 (247)	31.5 (2,594)	10.9 (129)
元	35.1 (266)	54.9 (208)	33.9 (2,654)	9.8 (108)
2	33.5 (208)	52.9 (180)	32.9 (2,241)	11.4 (140)
3	37.9 (243)	52.5 (155)	33.4 (1,997)	12.4 (168)
4	38.9 (215)	52.5 (149)	29.8 (1,503)	9.0 (123)
5	32.7 (188)	47.7 (159)	26.9 (1,296)	5.9 (84)
6	30.9 (171)	53.5 (174)	28.2 (1,243)	5.8 (78)
7	27.6 (139)	45.1 (156)	27.1 (1102)	6.0 (55)
8	31.0 (152)	46.5 (133)	26.5 (945)	7.5 (58)
9	31.9 (151)	37.3 (116)	25.6 (947)	6.8 (62)

注 () 内は、実数である。

資料 9 全対象事件における自動車関連事件及び
窃盗における自動車対象事件の比率

(昭和 42 年～平成 9 年)

年 次	全対象事件中の自動車関連事件		窃盗事件中の自動車対象事件	
42年	18.6	(1,802)	14.2	(982)
43	19.5	(1,680)	14.7	(939)
44	23.6	(1,789)	19.2	(1,101)
45	26.0	(1,906)	21.3	(1,220)
46	23.6	(1,591)	20.2	(1,067)
47	22.2	(1,505)	19.2	(1,067)
48	21.7	(1,485)	18.8	(1,112)
49	21.7	(1,545)	19.5	(1,160)
50	21.9	(1,594)	19.1	(1,205)
51	20.9	(1,563)	18.0	(1,184)
52	20.7	(1,493)	18.3	(1,148)
53	20.9	(1,688)	18.2	(1,305)
54	23.9	(1,966)	20.8	(1,534)
55	25.5	(2,406)	23.0	(1,965)
56	23.3	(2,383)	21.3	(1,941)
57	23.7	(2,398)	22.2	(2,003)
58	27.3	(2,729)	25.8	(2,301)
59	27.7	(2,828)	26.2	(2,401)
60	27.2	(2,781)	26.7	(2,429)
61	25.9	(2,514)	25.4	(2,183)
62	22.5	(2,064)	21.9	(1,793)
63	23.3	(2,164)	23.1	(1,900)
元	29.7	(2,612)	30.7	(2,401)
2	29.0	(2,218)	29.7	(2,027)
3	31.4	(2,128)	32.3	(1,929)
4	27.1	(1,563)	27.8	(1,401)
5	21.6	(1,205)	21.8	(1,049)
6	24.1	(1,232)	24.1	(1,063)
7	26.9	(1,273)	27.6	(1,122)
8	25.1	(1,038)	25.8	(917)
9	21.1	(907)	21.8	(806)

注 () 内は、実数である。

資料 10 共犯者の有無別人員・共犯者数別人員の比率

(昭和 43 年～平成 9 年)

① 傷害

年 次	総 数	共 犯 の 人 員					
		共犯なし	共犯あり	1 人	2・3 人	4・5 人	6 人以上
43年	1,237	610	627	18.0	18.6	8.0	6.1
44	998	491	507	17.5	19.6	7.3	6.3
45	928	446	482	18.0	19.4	5.9	8.6
46	841	403	438	16.3	21.0	6.4	8.3
47	707	337	370	16.8	19.4	8.2	7.9
48	698	291	407	18.2	18.9	8.2	13.0
49	577	242	335	16.3	19.9	9.0	12.8
50	578	223	355	16.3	19.0	10.7	15.4
51	571	210	361	16.8	22.1	9.5	14.9
52	575	222	353	17.2	18.1	10.8	15.3
53	582	227	355	13.7	15.6	12.4	19.2
54	546	201	345	12.5	20.1	10.4	20.1
55	590	174	416	15.1	15.6	11.4	28.5
56	757	227	530	12.8	18.2	12.7	26.3
57	735	278	457	11.6	17.4	11.8	21.4
58	772	269	503	12.8	18.1	13.2	21.0
59	773	240	533	12.7	17.7	15.1	23.4
60	785	250	535	15.5	21.8	12.0	18.9
61	824	290	534	14.4	21.1	11.4	17.8
62	723	291	432	13.0	22.1	13.0	11.6
63	808	303	505	16.6	21.5	12.9	11.5
元	756	263	493	16.9	19.8	13.6	14.8
2	620	230	390	15.5	21.5	13.5	12.4
3	641	241	400	15.6	22.2	14.0	10.6
4	552	192	360	17.0	23.7	10.0	14.5
5	574	210	364	16.3	22.8	11.7	12.5
6	554	228	326	17.5	19.3	13.4	8.7
7	531	241	290	15.5	25.6	9.5	6.9
8	490	216	274	15.9	21.4	10.4	8.2
9	474	213	259	13.3	21.1	9.3	11.0

注 共犯の人員の数値は、比率である。

② 恐喝

年 次	総 数	共 犯 の 人 員					
		共犯なし	共犯あり	1 人	2・3 人	4・5 人	6 人以上
43年	574	193	381	22.8	28.2	11.5	3.8
44	528	133	395	26.9	32.8	11.0	4.2
45	494	127	366	26.5	29.1	13.0	5.5
46	474	137	337	21.9	34.2	10.5	4.4
47	439	110	329	23.7	36.4	12.1	2.7
48	380	91	289	22.6	33.9	13.7	5.8
49	389	84	305	24.4	33.9	13.4	6.7
50	443	110	333	25.1	35.0	10.2	5.0
51	382	96	286	29.1	30.6	12.3	2.9
52	338	81	257	27.8	30.2	13.3	4.7
53	302	77	224	31.5	27.5	10.9	4.3
54	255	82	173	24.7	31.8	6.3	5.1
55	281	66	215	25.3	32.4	12.1	6.8
56	357	90	267	29.4	30.5	8.1	6.7
57	426	112	314	27.2	31.0	10.6	4.9
58	485	125	360	28.0	29.9	12.2	4.1
59	480	137	343	28.8	29.4	9.0	4.4
60	541	138	403	28.3	33.5	9.2	3.5
61	551	152	399	29.9	31.2	9.3	2.0
62	448	122	326	29.9	29.0	10.0	3.8
63	466	135	331	30.3	30.0	8.4	2.4
元	379	83	296	28.0	36.9	10.3	2.9
2	340	85	255	28.8	33.2	11.8	1.2
3	295	78	217	29.2	30.2	8.1	6.1
4	284	64	219	35.2	29.6	10.6	1.8
5	333	82	251	28.8	30.3	13.8	2.4
6	325	72	252	33.8	30.5	11.7	1.5
7	346	83	263	28.9	37.0	8.1	2.0
8	286	57	229	32.2	32.5	9.8	5.6
9	311	70	241	29.3	33.8	10.6	3.9

注 共犯の人員の数値は、比率である。

③ 窃盗

年 次	総 数	共 犯 の 人 員					
		共犯なし	共犯あり	1 人	2・3 人	4・5 人	6 人以上
43年	6,377	3,370	3,007	18.7	20.2	5.8	2.5
44	5,745	2,990	2,755	19.6	20.1	5.7	2.6
45	5,716	2,928	2,787	19.5	20.5	5.9	2.9
46	5,285	2,800	2,485	19.9	19.4	5.3	2.5
47	5,553	2,834	2,719	20.8	20.3	5.3	2.6
48	5,696	2,847	2,849	21.5	19.8	5.9	2.8
49	6,183	3,178	3,005	22.3	19.1	4.9	2.3
50	6,318	3,019	3,299	24.0	20.8	5.4	2.0
51	6,575	3,185	3,390	24.6	19.3	5.6	2.1
52	6,271	2,958	3,313	26.1	19.7	5.4	1.6
53	7,168	3,500	3,665	26.1	18.1	5.1	1.7
54	7,363	3,545	3,818	26.7	18.7	4.7	1.8
55	8,527	3,960	4,566	27.5	19.5	4.7	1.9
56	9,093	4,108	4,985	28.6	19.4	5.0	1.8
57	9,026	4,256	4,770	27.6	19.6	4.2	1.4
58	8,919	4,284	4,634	27.8	18.3	4.6	1.3
59	9,148	4,387	4,761	27.3	19.3	4.2	1.2
60	9,108	4,411	4,697	26.9	19.1	4.1	1.4
61	8,579	4,230	4,349	28.6	17.2	3.8	1.1
62	8,182	4,170	4,012	27.5	16.8	3.8	0.9
63	8,227	4,121	4,104	27.6	16.9	4.3	1.0
元	7,818	3,733	4,085	28.6	18.1	4.5	1.0
2	6,821	3,444	3,377	27.8	17.2	3.8	0.8
3	5,972	2,954	3,015	28.0	17.5	3.9	1.1
4	5,045	2,539	2,506	27.7	17.0	3.9	1.0
5	4,820	2,577	2,243	24.8	17.3	3.3	1.1
6	4,410	2,418	1,991	25.0	15.9	3.4	0.8
7	4,067	2,235	1,831	25.6	16.1	2.7	0.6
8	3,560	2,047	1,513	24.1	14.7	2.9	0.8
9	3,704	2,231	1,473	23.2	13.2	2.8	0.6

注 共犯の人員の数値は、比率である。

④ 横領

年 次	総 数	共 犯 の 人 員					
		共犯なし	共犯あり	1人	2・3人	4・5人	6人以上
43年	71	55	16	14.1	7.0	—	1.4
44	71	54	17	18.3	4.2	—	—
45	90	77	13	8.9	5.6	—	—
46	97	80	17	8.2	9.3	—	—
47	122	91	31	16.4	7.4	1.6	—
48	202	151	51	17.8	5.9	1.0	0.5
49	200	149	51	15.5	8.5	1.5	—
50	200	148	52	18.5	5.5	2.0	—
51	281	208	73	18.1	7.1	0.4	0.4
52	321	240	81	19.3	5.0	0.6	0.3
53	422	320	102	19.2	5.0	—	—
54	555	416	139	17.1	7.2	0.7	—
55	732	519	213	19.5	7.8	1.8	—
56	778	536	242	20.4	9.8	0.8	0.1
57	933	696	237	18.6	6.0	0.5	0.2
58	1,147	862	285	18.0	5.7	1.2	—
59	1,318	964	354	19.2	7.1	0.5	0.2
60	1,271	961	310	17.5	6.3	0.6	—
61	1,129	832	297	20.7	5.0	0.6	—
62	1,036	768	268	17.0	8.1	0.6	0.2
63	1,184	895	289	17.3	5.5	1.4	0.2
元	1,101	725	376	24.0	8.6	1.5	0.1
2	1,226	870	356	22.5	5.3	1.0	0.2
3	1,350	970	380	20.0	7.3	0.9	—
4	1,360	994	366	21.0	5.5	0.3	0.1
5	1,417	1,111	306	16.5	4.2	0.8	0.1
6	1,346	1,100	246	14.1	3.9	0.3	—
7	912	738	174	14.8	4.2	0.1	—
8	770	624	146	16.1	2.5	0.3	0.1
9	914	743	171	14.9	3.7	0.1	—

注 共犯の人員の数値は、比率である。

資料 11 共犯者がいるうちの主犯の比率

(昭和 45 年～平成 9 年)

① 傷害

年 次	年少少年	中間少年	年長少年
45年	32.8 (21)	14.1 (24)	22.2 (55)
46	12.1 (8)	20.0 (31)	22.1 (48)
47	23.1 (15)	15.6 (19)	20.8 (38)
48	11.9 (10)	16.0 (25)	23.4 (39)
49	16.5 (14)	22.6 (24)	19.9 (28)
50	23.5 (23)	19.3 (23)	12.7 (17)
51	24.0 (25)	20.6 (27)	20.0 (24)
52	20.5 (23)	27.4 (34)	25.4 (29)
53	14.7 (16)	16.9 (20)	25.6 (32)
54	19.6 (20)	18.8 (27)	26.5 (26)
55	13.9 (19)	14.3 (22)	17.4 (21)
56	21.5 (48)	18.4 (32)	13.7 (18)
57	22.6 (56)	26.2 (32)	20.2 (17)
58	22.8 (68)	30.6 (37)	23.2 (19)
59	20.3 (61)	15.6 (22)	22.4 (19)
60	23.1 (71)	26.6 (38)	38.5 (30)
61	24.8 (76)	25.8 (34)	31.9 (29)
62	18.3 (36)	26.6 (33)	22.5 (23)
63	25.5 (69)	25.0 (33)	21.4 (21)
元	20.4 (51)	26.8 (37)	23.2 (23)
2	24.3 (51)	25.7 (29)	32.3 (21)
3	29.1 (53)	26.3 (35)	21.5 (17)
4	24.0 (37)	20.6 (26)	22.9 (16)
5	31.5 (51)	25.4 (34)	37.3 (25)
6	30.6 (41)	30.8 (33)	31.6 (24)
7	27.6 (35)	22.8 (23)	36.4 (20)
8	24.6 (31)	34.5 (30)	40.4 (23)
9	27.4 (26)	26.2 (28)	38.0 (19)

注 () 内は、実数である。

② 恐喝

年 次	年少少年		中間少年		年長少年	
45年	18.6	(16)	20.7	(31)	26.0	(34)
46	16.5	(15)	12.0	(18)	24.0	(23)
47	17.4	(19)	17.4	(23)	28.4	(25)
48	24.5	(25)	26.0	(26)	26.4	(23)
49	27.5	(103)	32.0	(4)	14.0	(13)
50	19.7	(109)	20.5	(4)	24.2	(17)
51	23.0	(116)	25.0	(1)	31.9	(17)
52	23.4	(111)	28.9	(1)	28.6	(22)
53	33.7	(73)	24.7	(1)	24.0	(13)
54	17.9	(41)	29.1	(1)	25.0	(13)
55	17.9	(89)	25.7	(1)	31.3	(10)
56	23.0	(86)	27.6	(6)	21.1	(15)
57	27.8	(148)	27.2	(3)	29.7	(5)
58	24.9	(180)	27.5	(4)	32.6	(15)
59	21.6	(183)	18.7	(2)	41.7	(14)
60	26.6	(191)	32.2	(6)	38.8	(16)
61	30.2	(194)	24.6	(6)	26.5	(11)
62	21.9	(160)	33.0	(3)	41.9	(7)
63	20.9	(151)	25.9	(3)	27.8	(7)
元	14.5	(139)	21.6	(3)	40.6	(13)
2	28.0	(106)	21.6	(4)	43.3	(17)
3	20.2	(88)	24.3	(2)	36.7	(12)
4	25.2	(93)	35.4	(2)	40.0	(11)
5	23.7	(97)	26.3	(3)	21.9	(9)
6	27.3	(108)	28.1	(5)	34.5	(10)
7	29.7	(97)	31.6	(4)	37.5	(15)
8	31.7	(74)	26.0	(3)	25.0	(12)
9	27.9	(29)	30.4	(31)	30.0	(9)

注 () 内は、実数である。

③ 窃盗

年 次	年少少年	中間少年	年長少年
45年	19.9 (206)	17.9 (181)	18.1 (133)
46	14.9 (162)	13.4 (116)	15.7 (84)
47	15.3 (192)	15.3 (144)	19.0 (98)
48	15.6 (223)	12.4 (121)	14.9 (65)
49	17.4 (248)	15.6 (167)	21.2 (104)
50	16.8 (267)	16.1 (196)	19.7 (96)
51	14.5 (232)	14.6 (197)	18.3 (78)
52	16.5 (268)	17.5 (214)	23.8 (107)
53	17.9 (322)	17.4 (243)	22.1 (98)
54	13.3 (263)	14.2 (194)	19.7 (90)
55	12.1 (288)	12.0 (199)	17.9 (91)
56	12.9 (352)	12.1 (206)	16.6 (87)
57	16.4 (446)	15.1 (228)	22.2 (107)
58	14.6 (395)	15.2 (211)	19.3 (95)
59	13.8 (362)	15.1 (242)	17.7 (76)
60	17.4 (465)	16.5 (256)	25.3 (91)
61	15.1 (365)	14.6 (218)	24.3 (90)
62	15.2 (329)	13.1 (182)	18.3 (71)
63	15.9 (348)	13.4 (204)	21.5 (80)
元	14.5 (332)	15.2 (213)	17.4 (60)
2	15.3 (264)	15.1 (193)	21.4 (67)
3	13.4 (211)	15.1 (164)	18.1 (51)
4	12.7 (164)	15.1 (129)	23.0 (65)
5	20.9 (233)	19.3 (155)	24.2 (69)
6	23.3 (220)	21.4 (159)	25.9 (62)
7	23.4 (199)	18.7 (130)	28.2 (57)
8	24.4 (186)	20.9 (125)	35.4 (40)
9	21.0 (149)	20.4 (118)	28.9 (46)

注 () 内は、実数である。

資料 12 被害者との関係別の比率

(昭和 42 年～平成 9 年)

① 傷害

年 次	知人・友人・顔見知り		無 関 係	
42年	39.6	(612)	59.2	(914)
43	38.2	(472)	60.7	(751)
44	35.0	(349)	64.0	(639)
45	37.3	(346)	61.3	(569)
46	40.0	(336)	59.1	(497)
47	39.0	(276)	60.5	(428)
48	43.3	(303)	55.1	(385)
49	41.8	(241)	55.8	(322)
50	42.0	(243)	57.1	(330)
51	42.0	(240)	57.3	(327)
52	43.0	(247)	56.7	(326)
53	43.8	(255)	52.7	(307)
54	46.9	(256)	51.8	(283)
55	50.8	(300)	48.3	(285)
56	59.8	(453)	39.4	(298)
57	54.8	(403)	43.5	(320)
58	60.1	(464)	39.2	(303)
59	63.5	(491)	34.7	(268)
60	61.1	(480)	37.1	(291)
61	64.6	(532)	34.2	(282)
62	56.8	(411)	42.7	(309)
63	58.5	(473)	40.6	(328)
元	58.3	(441)	41.5	(314)
2	56.9	(353)	41.3	(256)
3	56.5	(362)	41.8	(268)
4	54.3	(300)	44.4	(245)
5	56.7	(326)	42.3	(243)
6	55.6	(308)	44.0	(244)
7	57.5	(290)	41.7	(210)
8	59.0	(289)	40.4	(198)
9	62.4	(296)	36.5	(173)

注 () 内は、実数である。

② 恐喝

年 次	知人・友人・顔見知り		無 関 係	
42年	42.1	(326)	56.6	(439)
43	39.0	(224)	60.6	(348)
44	36.3	(191)	63.7	(335)
45	34.8	(172)	64.8	(320)
46	33.1	(157)	66.5	(315)
47	32.8	(144)	67.0	(294)
48	35.0	(133)	64.5	(245)
49	30.1	(117)	68.4	(266)
50	30.2	(134)	69.5	(308)
51	31.7	(121)	68.1	(260)
52	32.2	(109)	67.5	(228)
53	32.8	(99)	66.2	(200)
54	46.7	(119)	49.0	(125)
55	28.1	(79)	71.9	(202)
56	33.1	(118)	66.4	(237)
57	32.2	(137)	66.9	(285)
58	31.8	(154)	67.2	(326)
59	37.9	(182)	61.3	(294)
60	35.3	(191)	63.2	(342)
61	33.8	(186)	64.2	(354)
62	29.5	(132)	69.2	(310)
63	28.1	(131)	70.0	(326)
元	29.3	(111)	69.1	(262)
2	25.6	(87)	72.4	(246)
3	23.1	(68)	75.9	(224)
4	25.0	(71)	75.0	(213)
5	24.0	(80)	74.2	(247)
6	23.4	(76)	76.3	(248)
7	24.3	(84)	74.9	(259)
8	21.3	(61)	78.0	(223)
9	21.5	(67)	76.5	(238)

注 () 内は、実数である。

資料 13 被害者の年齢層別構成比

(昭和 49 年～平成 9 年)

① 傷害

年 次	総 数	14 歳未満	14～16 歳未満	16～18 歳未満	18～20 歳未満	20～25 歳未満	25～50 歳未満	50 歳以上
49年	577	6 (1.0)	93 (16.1)	126 (21.8)	101 (17.5)	90 (15.6)	145 (25.1)	13(2.3)
50	578	12(2.1)	111 (19.2)	141 (24.4)	92 (15.9)	97 (16.8)	110 (19.0)	13(2.2)
51	567	13(2.3)	107 (18.9)	137 (24.2)	83 (14.6)	106 (18.7)	106 (18.7)	15(2.6)
52	571	12(2.1)	125 (21.9)	123 (21.5)	92 (16.1)	100 (17.5)	103 (18.0)	16(2.8)
53	577	11(1.9)	108 (18.7)	125 (21.7)	91 (15.8)	110 (19.1)	119 (20.6)	13(2.3)
54	544	7 (1.3)	133 (24.4)	103 (18.9)	97 (17.8)	89 (16.4)	102 (18.8)	13(2.4)
55	587	21(3.6)	131 (22.3)	136 (23.2)	109 (18.6)	82 (14.0)	97 (16.5)	11(1.9)
56	754	32(4.2)	233 (30.9)	188 (24.9)	91 (12.1)	81 (10.7)	110 (14.6)	19(2.5)
57	729	49(6.7)	240 (32.9)	140 (19.2)	97 (13.3)	67 (9.2)	119 (16.3)	17(2.3)
58	770	44(5.7)	287 (37.3)	142 (18.4)	71 (9.2)	69 (9.0)	136 (17.7)	21(2.7)
59	756	50(6.6)	280 (37.0)	163 (21.6)	68 (9.0)	67 (8.9)	105 (13.9)	23(3.0)
60	771	50(6.5)	295 (38.3)	152 (19.7)	62 (8.0)	70 (9.1)	120 (15.6)	22(2.9)
61	813	49(6.0)	348 (42.8)	151 (18.6)	71 (8.7)	64 (7.9)	109 (13.4)	21(2.6)
62	706	42(5.9)	250 (35.4)	147 (20.8)	84 (11.9)	67 (9.5)	98 (13.9)	18(2.5)
63	803	55(6.8)	282 (35.1)	164 (20.4)	83 (10.3)	72 (9.0)	130 (16.2)	17(2.1)
元	755	54(7.2)	272 (36.0)	149 (19.7)	81 (10.7)	72 (9.5)	112 (14.8)	15(2.0)
2	609	48(7.9)	233 (38.3)	125 (20.5)	63 (10.3)	50 (8.2)	78 (12.8)	12(2.0)
3	631	56(8.9)	187 (29.6)	135 (21.4)	71 (11.3)	71 (11.3)	99 (15.7)	12(1.9)
4	548	41(7.5)	179 (32.7)	117 (21.4)	69 (12.6)	58 (10.6)	68 (12.4)	16(2.9)
5	570	45(7.9)	162 (28.4)	145 (25.4)	73 (12.8)	57 (10.0)	80 (14.0)	8 (1.4)
6	552	29(5.3)	181 (32.8)	122 (22.1)	57 (10.3)	66 (12.0)	81 (14.7)	16(2.9)
7	501	36(7.2)	157 (31.3)	117 (23.4)	58 (11.6)	34 (6.8)	88 (17.6)	11(2.2)
8	488	34(7.0)	162 (33.2)	120 (24.6)	53 (10.9)	39 (8.0)	69 (14.1)	11(2.3)
9	468	25(5.3)	156 (33.3)	123 (26.3)	53 (11.3)	33 (7.1)	68 (14.5)	10(2.1)

注 () 内は、構成比である。

② 恐喝

年 次	総 数	14 歳未満	14～16 歳未満	16～18 歳未満	18～20 歳未満	20～25 歳未満	25～50 歳未満	50 歳以上
49年	389	34(8.7)	132(33.9)	130(33.4)	44(11.3)	31(8.0)	13(3.3)	—(—)
50	443	46(10.4)	147(33.2)	142(32.1)	48(10.8)	37(8.4)	17(3.8)	2(0.5)
51	378	37(9.8)	154(40.7)	119(31.5)	40(10.6)	15(4.0)	12(3.2)	1(0.3)
52	331	44(13.3)	129(39.0)	87(26.3)	39(11.8)	19(5.7)	11(3.3)	2(0.6)
53	298	40(13.4)	105(35.2)	96(32.2)	30(10.1)	16(5.4)	9(3.0)	2(0.7)
54	248	22(8.9)	79(31.9)	94(37.9)	37(14.9)	8(3.2)	8(3.2)	—(—)
55	278	39(14.0)	118(42.4)	68(24.5)	28(10.1)	14(5.0)	11(4.0)	—(—)
56	354	63(17.8)	129(36.4)	93(26.3)	38(10.7)	14(4.0)	13(3.7)	4(1.1)
57	420	105(25.0)	171(40.7)	80(19.0)	38(9.0)	14(3.3)	11(2.6)	1(0.2)
58	482	114(23.7)	212(44.0)	98(20.3)	28(5.8)	25(5.2)	4(0.8)	1(0.2)
59	472	115(24.4)	226(47.9)	83(17.6)	31(6.6)	12(2.5)	5(1.1)	—(—)
60	530	135(25.5)	247(46.6)	92(17.4)	30(5.7)	17(3.2)	9(1.7)	—(—)
61	542	150(27.7)	253(46.7)	89(16.4)	27(5.0)	12(2.2)	8(1.5)	3(0.6)
62	441	111(25.2)	195(44.2)	94(21.3)	27(6.1)	7(1.6)	7(1.6)	—(—)
63	458	110(24.0)	203(44.3)	97(21.2)	26(5.7)	12(2.6)	8(1.7)	2(0.4)
元	373	83(22.3)	171(45.8)	88(23.6)	19(5.1)	7(1.9)	5(1.3)	—(—)
2	334	73(21.9)	139(41.6)	82(24.6)	24(7.2)	12(3.6)	3(0.9)	1(0.3)
3	293	60(20.5)	113(38.6)	72(24.6)	26(8.9)	16(5.5)	4(1.4)	2(0.7)
4	280	55(19.6)	128(45.7)	50(17.9)	27(9.6)	9(3.2)	10(3.6)	1(0.4)
5	327	65(19.9)	137(41.9)	71(21.7)	22(6.7)	25(7.6)	7(2.1)	—(—)
6	323	66(20.4)	131(40.6)	80(24.8)	22(6.8)	17(5.3)	6(1.9)	1(0.3)
7	344	74(21.5)	124(36.0)	102(29.7)	29(8.4)	11(3.2)	4(1.2)	—(—)
8	283	48(17.0)	102(36.0)	74(26.1)	36(12.7)	12(4.2)	11(3.9)	—(—)
9	308	63(20.5)	100(32.5)	96(31.2)	23(7.5)	9(2.9)	15(4.9)	2(0.6)

注 () 内は、構成比である。

資料 14 被害金額区分別構成比

(昭和 49 年～平成 9 年)

① 窃盗

年 次	総 数	5 千円未満	1 万円未満	5 万円未満	10 万円未満	10 万円以上
49年	6,106	20.7	25.0	37.0	8.2	9.2
50	6,181	20.1	23.4	36.4	9.2	10.9
51	6,501	18.5	22.4	39.4	9.4	10.3
52	6,148	19.6	23.5	36.3	9.3	11.3
53	6,972	18.6	23.8	36.5	10.3	10.9
54	7,199	17.9	21.3	38.6	11.0	11.2
55	8,359	18.0	20.9	39.6	10.2	11.2
56	8,952	18.0	20.5	39.9	10.6	10.9
57	8,760	18.1	20.4	39.8	11.2	10.6
58	8,705	18.3	20.1	40.7	9.9	11.0
59	8,941	17.7	21.7	40.3	9.4	10.9
60	8,840	18.2	21.3	39.7	9.9	10.9
61	8,321	17.4	22.0	39.4	10.3	10.9
62	7,890	17.3	23.3	37.9	10.1	11.4
63	7,970	16.3	22.2	37.4	10.9	13.3
元	7,456	11.5	20.2	39.2	15.1	16.5
2	6,495	10.7	19.6	38.5	16.6	17.2
3	5,542	9.8	20.9	38.6	17.6	17.0
4	4,733	9.1	20.3	42.1	15.8	15.9
5	4,508	10.5	18.7	42.9	15.8	15.5
6	4,122	12.4	21.8	40.8	13.3	15.2
7	3,787	10.6	21.7	42.2	14.3	14.8
8	3,472	10.5	24.0	41.6	13.5	11.6
9	3,544	11.7	24.9	41.1	13.3	11.3

注 総数は、被害なし及び不明を除く実数である。

② 恐喝

年 次	総 数	5 千円未満	1 万円未満	5 万円未満	10 万円未満	10 万円以上
49年	341	64.8	13.5	16.7	2.6	2.3
50	378	59.5	15.6	21.4	2.1	1.3
51	323	68.4	10.5	16.4	1.5	3.1
52	278	60.8	15.5	16.5	2.2	5.0
53	250	56.0	17.2	22.0	1.2	3.6
54	209	54.1	20.1	18.7	2.9	4.3
55	234	60.3	15.8	14.1	3.8	6.0
56	297	59.3	17.8	16.5	3.0	3.4
57	360	58.3	13.6	19.4	4.2	4.4
58	436	56.2	21.1	16.3	2.8	3.7
59	413	52.8	22.0	19.4	2.2	3.6
60	464	51.5	18.3	23.3	4.3	2.6
61	464	45.7	23.7	24.1	3.2	3.2
62	374	45.5	23.0	24.6	3.2	3.7
63	398	47.7	21.1	20.4	5.3	5.5
元	277	51.3	30.3	28.5	3.6	4.7
2	240	53.3	31.3	27.1	4.6	4.6
3	215	54.0	25.6	28.4	4.7	6.0
4	214	43.9	31.8	27.6	5.6	7.5
5	221	42.5	34.4	37.1	5.9	5.4
6	239	41.4	30.1	35.6	5.9	5.0
7	248	44.4	36.7	25.4	6.5	6.9
8	200	48.0	31.0	34.0	4.5	4.0
9	221	45.7	32.6	32.1	5.9	4.1

注 総数は、被害なし及び不明を除く実数である。

資料 15 傷害の被害状況別の比率

(昭和 45 年～平成 9 年)

年 次	総 数	1 週間以内	1 月以内	1 月を超える
45年	922	471 (51.1)	410 (44.5)	41 (4.4)
46	839	453 (54.0)	351 (41.8)	35 (4.2)
47	707	361 (51.1)	303 (42.9)	43 (6.1)
48	698	338 (48.4)	319 (45.7)	41 (5.9)
49	575	286 (49.7)	257 (44.7)	32 (5.6)
50	575	250 (43.5)	296 (51.5)	29 (5.0)
51	564	242 (42.9)	292 (51.8)	30 (5.3)
52	570	250 (43.9)	290 (50.9)	30 (5.3)
53	571	280 (49.0)	259 (45.4)	32 (5.6)
54	542	263 (48.5)	241 (44.5)	38 (7.0)
55	590	280 (47.5)	270 (45.8)	40 (6.8)
56	746	356 (47.7)	354 (47.5)	36 (4.8)
57	730	339 (46.4)	343 (47.0)	48 (6.6)
58	766	359 (46.9)	362 (47.3)	45 (5.9)
59	765	370 (48.4)	349 (45.6)	46 (6.0)
60	772	389 (50.4)	331 (42.9)	52 (6.7)
61	810	357 (44.1)	400 (49.4)	35 (4.3)
62	710	325 (45.8)	335 (47.2)	50 (7.0)
63	796	396 (49.7)	352 (44.2)	48 (6.0)
元	752	338 (44.9)	360 (47.9)	54 (7.2)
2	609	253 (41.5)	309 (50.7)	47 (7.7)
3	633	270 (42.7)	314 (49.6)	49 (7.7)
4	535	241 (45.0)	242 (45.2)	52 (9.7)
5	569	251 (44.1)	271 (47.6)	47 (8.3)
6	553	242 (43.8)	268 (48.5)	43 (7.8)
7	500	212 (42.4)	252 (50.4)	36 (7.2)
8	488	205 (42.0)	240 (49.2)	43 (8.8)
9	473	223 (47.1)	213 (45.0)	37 (7.8)

注 1 () 内は、構成比である。

2 総数は、不明を除く。

資料 16 非行歴のある者の占める比率

(昭和 42 年～平成 9 年)

年 次	傷 害	恐 喝	窃 盗	横 領
42年	36.2 (556)	49.7 (382)	31.4 (2,159)	32.5 (26)
43	33.9 (416)	48.6 (276)	28.8 (1,824)	25.4 (18)
44	33.4 (330)	44.4 (232)	27.4 (1,564)	23.9 (17)
45	33.2 (306)	38.7 (190)	27.2 (1,548)	23.3 (21)
46	28.6 (240)	39.2 (186)	19.4 (1,024)	15.5 (15)
47	28.4 (201)	36.9 (162)	18.6 (1,032)	15.6 (19)
48	23.6 (165)	34.7 (131)	17.5 (997)	11.9 (24)
49	23.6 (136)	32.9 (128)	15.9 (982)	16.5 (33)
50	25.6 (148)	34.3 (152)	17.5 (1,104)	16.5 (33)
51	29.1 (166)	29.3 (112)	16.0 (1,053)	15.3 (43)
52	30.6 (176)	28.1 (95)	18.2 (1,140)	15.3 (49)
53	31.6 (184)	37.4 (113)	17.8 (1,273)	12.8 (54)
54	31.5 (172)	33.7 (86)	18.1 (1,331)	11.5 (64)
55	29.8 (176)	40.6 (114)	18.9 (1,611)	18.2 (133)
56	25.0 (189)	31.9 (114)	16.4 (1,494)	14.8 (115)
57	28.2 (207)	32.4 (138)	17.5 (1,582)	14.6 (136)
58	24.6 (190)	33.0 (160)	18.3 (1,636)	11.8 (135)
59	29.8 (230)	31.9 (153)	19.6 (1,794)	14.3 (188)
60	33.5 (263)	34.0 (184)	21.7 (1,973)	16.8 (214)
61	27.9 (230)	33.8 (186)	20.1 (1,726)	17.0 (192)
62	34.4 (249)	37.7 (169)	22.7 (1,858)	17.4 (180)
63	31.6 (255)	32.0 (149)	20.9 (1,717)	17.1 (202)
元	31.8 (241)	29.6 (112)	20.2 (1,581)	15.2 (167)
2	30.8 (191)	32.1 (109)	18.9 (1,292)	17.5 (214)
3	30.0 (192)	33.9 (100)	18.5 (1,107)	17.0 (230)
4	28.6 (158)	28.9 (82)	17.9 (905)	16.0 (218)
5	33.6 (193)	33.9 (113)	18.3 (881)	14.8 (210)
6	34.8 (193)	32.6 (106)	19.1 (841)	13.7 (185)
7	30.0 (151)	31.8 (110)	18.0 (732)	16.3 (149)
8	30.8 (151)	27.6 (79)	18.4 (656)	19.9 (153)
9	31.0 (147)	25.7 (80)	17.6 (651)	13.3 (122)

注 () 内は、実数である。

資料 17 再犯期間別の構成比

(昭和 49 年～平成 9 年)

① 窃盗

年 次	総 数	6 月未満	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上
49年	848	44.5	24.1	19.6	11.9
50	863	44.9	24.1	21.0	10.0
51	1,014	42.6	24.6	22.8	10.1
52	1,057	48.4	25.3	18.3	8.0
53	1,108	47.8	24.0	19.2	8.9
54	1,163	47.9	23.6	19.4	9.0
55	1,452	51.4	22.2	17.5	9.0
56	1,359	49.2	25.5	17.3	8.0
57	1,434	52.0	24.1	16.2	7.7
58	1,448	52.6	24.3	16.0	7.0
59	1,574	51.5	24.5	16.4	7.6
60	1,732	50.8	24.5	18.4	6.4
61	1,576	48.0	28.0	18.0	6.0
62	1,684	49.8	25.6	17.6	7.0
63	1,486	46.5	28.0	19.0	6.5
元	1,412	49.5	23.3	18.3	8.9
2	1,138	48.9	24.5	18.9	7.6
3	923	44.3	26.3	19.4	10.0
4	817	45.4	25.3	21.7	7.6
5	799	46.9	23.4	20.3	9.4
6	764	42.5	22.5	22.5	12.4
7	641	42.6	25.0	20.3	12.2
8	580	43.6	26.9	20.0	9.5
9	560	47.3	23.4	20.5	8.8

注 総数は、実数であり、前回処分なし及び再犯期間不明を除く。

② 粗暴犯

年 次	総 数	6 月未満	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上
49年	337	38.6	23.1	21.1	17.2
50	350	43.4	30.6	22.6	3.4
51	380	41.3	25.5	21.8	11.3
52	391	39.1	22.3	23.8	14.8
53	364	39.6	25.5	21.4	13.5
54	357	38.7	23.5	22.4	15.4
55	436	47.5	23.9	17.7	11.0
56	349	47.9	23.8	17.5	10.9
57	373	50.4	23.3	16.6	9.7
58	406	52.5	24.6	16.7	6.2
59	441	50.1	25.9	16.6	7.5
60	510	48.4	23.7	19.0	8.8
61	463	52.3	25.3	14.9	7.6
62	435	50.1	20.7	19.8	9.4
63	409	42.1	25.7	18.6	13.7
元	381	43.6	23.6	19.9	12.9
2	333	49.5	21.9	18.0	10.5
3	295	45.4	23.1	20.0	11.5
4	253	43.9	24.5	20.9	10.7
5	321	47.7	19.0	21.8	11.5
6	293	39.9	24.9	20.8	14.3
7	263	38.4	28.9	19.4	13.3
8	234	35.5	25.6	23.1	15.8
9	220	45.9	25.0	19.5	9.5

注 総数は、実数であり、前回処分なし及び再犯期間不明を除く。

資料 18 反省態度別構成比

(昭和 49 年～平成 9 年)

① 窃盗

年 次	総 数	大いに反省	少しは反省	無 反 省
49年	6,129	70.5	25.0	4.4
50	6,318	68.1	26.7	4.3
51	6,539	70.2	24.9	4.9
52	6,271	69.8	25.2	4.7
53	7,122	65.9	29.8	4.3
54	7,363	63.0	31.8	4.5
55	8,484	64.8	29.8	5.4
56	9,093	64.6	29.1	6.1
57	9,005	65.0	28.6	6.4
58	8,919	66.4	27.0	6.6
59	9,085	66.4	27.8	5.8
60	9,180	65.0	28.9	5.4
61	8,504	68.0	26.8	5.2
62	8,182	63.5	29.9	5.6
63	8,143	65.9	28.7	5.5
元	7,818	67.7	26.7	4.4
2	6,785	66.8	28.0	5.2
3	5,972	64.8	30.5	4.6
4	5,023	66.1	28.9	5.0
5	4,820	70.8	23.7	4.9
6	4,378	69.5	24.4	6.1
7	4,067	66.5	26.5	5.7
8	3,548	68.2	27.4	4.5
9	3,683	70.0	27.1	2.9

注 総数は、不明を除く実数である。

② 傷害

年 次	総 数	大いに反省	少しは反省	無 反 省
49年	574	58.0	33.1	8.9
50	578	52.8	37.9	8.3
51	562	54.4	36.5	9.1
52	567	48.7	42.0	9.4
53	577	42.8	46.8	10.4
54	546	43.0	49.5	7.5
55	588	45.7	42.2	12.1
56	753	44.4	43.8	11.8
57	732	43.3	43.4	13.3
58	771	41.9	43.3	14.8
59	767	42.5	45.1	12.4
60	779	42.4	46.1	11.6
61	817	39.7	46.4	14.0
62	709	40.5	45.0	14.2
63	793	38.3	45.6	16.0
元	740	45.1	41.6	12.9
2	615	35.0	49.8	15.3
3	637	37.8	49.9	12.2
4	551	38.8	47.2	14.0
5	571	41.5	42.0	16.3
6	542	35.6	47.6	16.8
7	484	38.0	44.2	15.9
8	480	41.0	46.3	12.7
9	471	43.5	46.5	10.0

注 総数は、不明を除く実数である。

少年保護事件の審理及び処分状況

—司法統計年報に基づく調査分析結果—

研 究 官	長 島	裕
研究官補	横 地	環
研究官補	橋 本	三保子

目 次

第 1	概説	55
1	本調査の概要	55
2	家庭裁判所における終局処理人員の推移	55
第 2	少年保護事件の審理状況	56
1	身柄事件	56
2	審理期間	57
3	付添人選任状況	59
4	抗告事件	60
5	試験観察	61
第 3	少年保護事件の処分状況	62
1	少年保護事件の終局処分の状況	62
2	年齢層別の処分状況	64
3	男女別終局決定の動向	64
4	非行名別の処分状況	67
(1)	殺人	67
(2)	強盗	68
(3)	窃盗	68
(4)	傷害	69
(5)	覚せい剤取締法違反	69
(6)	虞犯	71
5	不処分及び審判不開始の状況	71
(1)	不処分・審判不開始の理由	71
(2)	非行無しを理由とする不処分・審判不開始	73
第 4	まとめ	75

第1 概説

1 本調査の概要

本調査報告においては、これまでの少年保護事件の審理及び処分状況を明らかにするため、司法統計年報（少年編）に掲げられた統計数値を集計・分析した結果を取りまとめたものを紹介することとした。

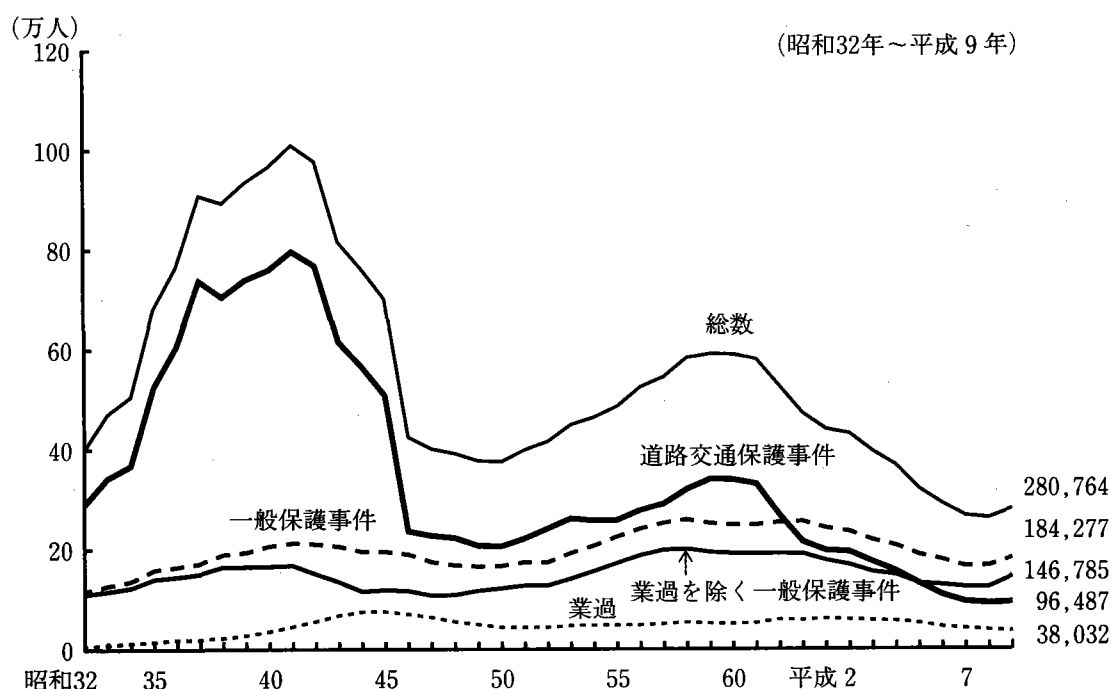
この集計・分析の対象としたのは昭和32年から平成9年までの約40年間であるが、長い期間のうちには集計の基準が変わっているものや、ある年次以降の数値しか明らかにされていないものもあり、さらに、長い年次についての調査・分析の結果のすべてを紹介することにさほどの意味がないと思われることもあり、限られた年次についての紹介にとどめた事項もある。

なお、本報告においては、司法統計にいう「終局総人員」から「移送・回付」及び「従たる事件」の人員を除いたものを「終局処理人員」としている。また、非行名については、司法統計年報の区分に従っており、強盗という場合には強盗致傷、強盗致死及び強盗強姦を含まないし、傷害という場合には傷害致死を含まない。

2 家庭裁判所における終局処理人員の推移

図1は、昭和32年から平成9年までの間について、少年保護事件の終局処理人員の推移を、総数、一般保護事件、業務上（重）過失致死傷（以下「業過」という。）を除く一般保護事件、業過、道路交通保護事件の別に見たものである（各年次の終局処理人員については資料1参照。）。

図1 少年保護事件の終局処理人員



昭和32年から平成9年までの間の少年保護事件の終局処理人員総数については、昭和41年に約101万人の最高値を記録しているが、同年には道路交通保護事件が総数の約79%を占め、一般保護事件（業過を除く）は約17%を、業過は約5%を、それぞれ占めるに過ぎなかった。その後、道路交通保護事件の減少に伴い、少年保護事件総数も減少し、特に46年には前年の約70万人から約43万人へと激減しているが、これは45年の道路交通法の一部改正によって、交通反則通告制度が少年にも適用されることとなり、反則金を納付した少年は家庭裁判所の審判に付されないこととなったことなどによるものと思われる。

昭和51年から、終局処理人員総数は再び増加に転じ、59年には約59万人のピークに達したが、そのうち、道路交通保護事件は50%台を、一般保護事件（業過を除く）は30%台を、業過は10%弱を、それぞれ占めていた。

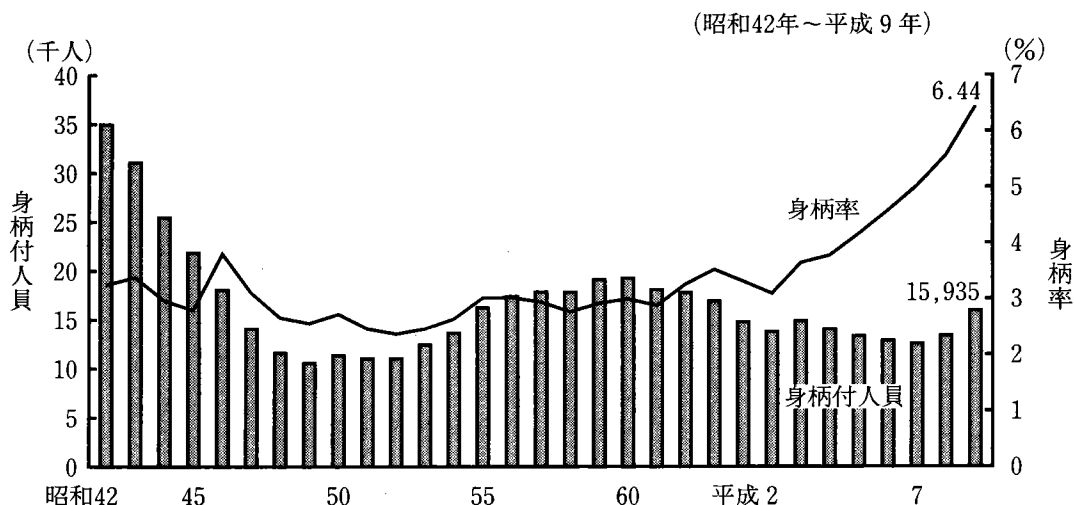
昭和60年以降の終局処理人員は、少年保護事件のいずれの種別人員も減少傾向を示していたが、平成8年及び9年には、業過を除く一般保護事件が増加し、これに伴って終局処理人員総数も増加を示している。

第2 少年保護事件の審理状況

1 身柄事件

図2は、昭和42年から平成9年までの間について、少年保護事件終局決定人員のうちの受理時身柄付人員及び同人員の終局総人員（簡易送致事件に係る人員を除く。）に占める比率（以下、「身柄率」という。）の推移を見たものである（各年次の受理時身柄付人員については資料2参照。）。

図2 受理時身柄付人員及び身柄率



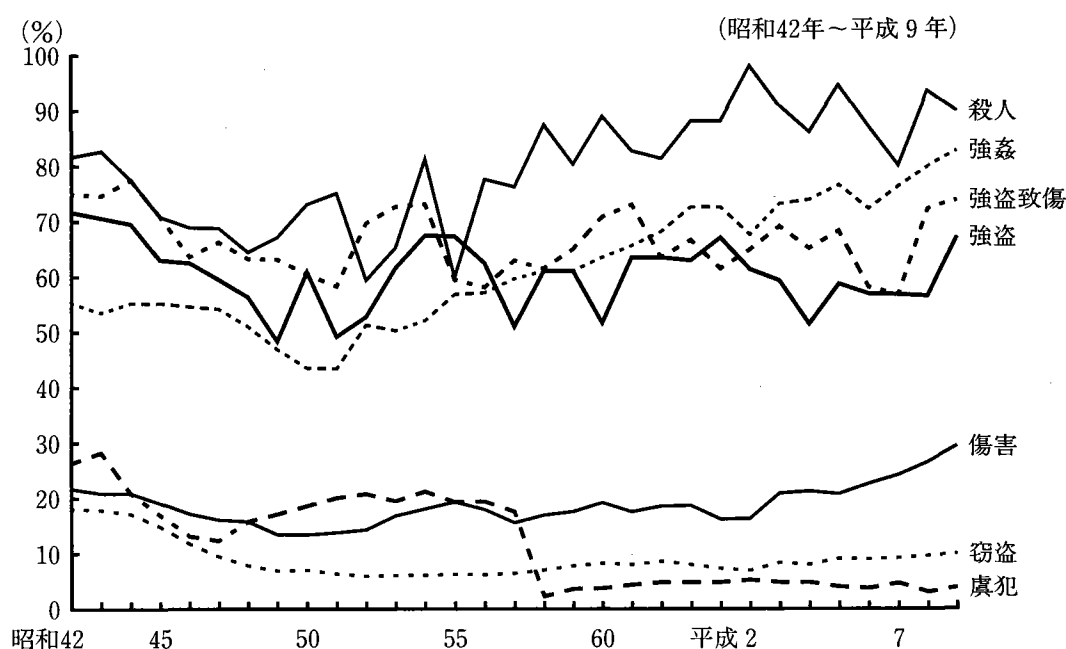
受理時身柄付人員は、昭和42年及び43年には3万人を超えていたが、その後は減少して49年には約1万1,000人となった。その後は増加傾向を示し、60年に約1万9,000人のピークを記録した後は再び減少傾向を示していたが、平成8年及び9年には増加しており、9年は約1万6,000人である。終局総人員についての身柄率は、4年までは2%台から3%台で推移したが、この間の3年から上昇し、9年には6%を超えている。

さらに、昭和42年から平成9年までの間について、身柄率を、主要な非行名別に見たものが図3であ

る（各年次の非行名別受理時身柄付人員については資料3参照。）。

身柄率は、殺人では変動がやや大きいものの、昭和58年以降は一貫して80%台又は90%台である。また、63年以降の10年間は、強盗は50%台から60%台、強盗致傷は50%台から70%台、強姦は60%台から80%台で、それぞれ推移している。これに対し、窃盗は、47年以降、おおむね10%以下であり、また、傷害は、近年は上昇の傾向が認められ、45年から平成2年までの間は10%台であったが、平成3年以降は20%台であり、9年には約30%に達している。ぐ犯は、昭和57年以前は、おおむね10%台から20%台であったが、58年以降は2%台から5%台となっている。

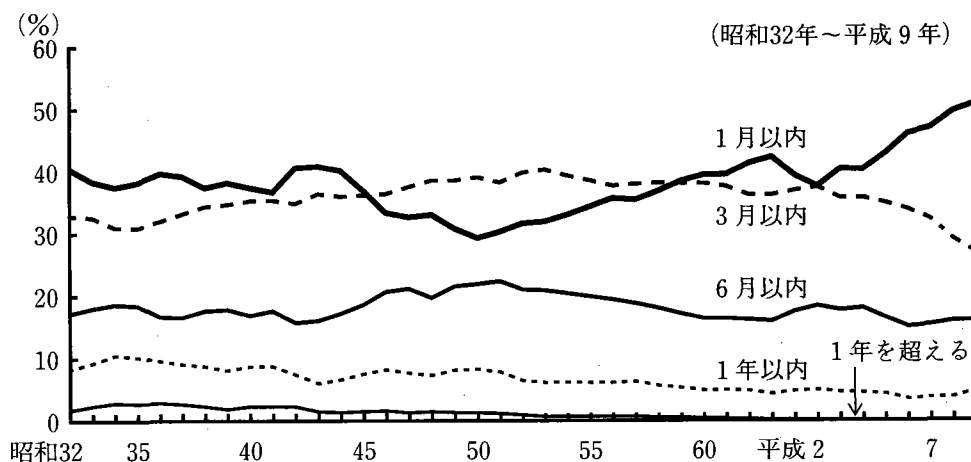
図3 非行名別既済人員総数に占める身柄率



2 審理期間

図4は、昭和32年から平成9年までの間について、一般保護事件終局総人員についての審理期間別構成比の推移を見たものである（各年次の審理期間別人員については資料4参照。）。

図4 一般保護事件の審理期間別構成比



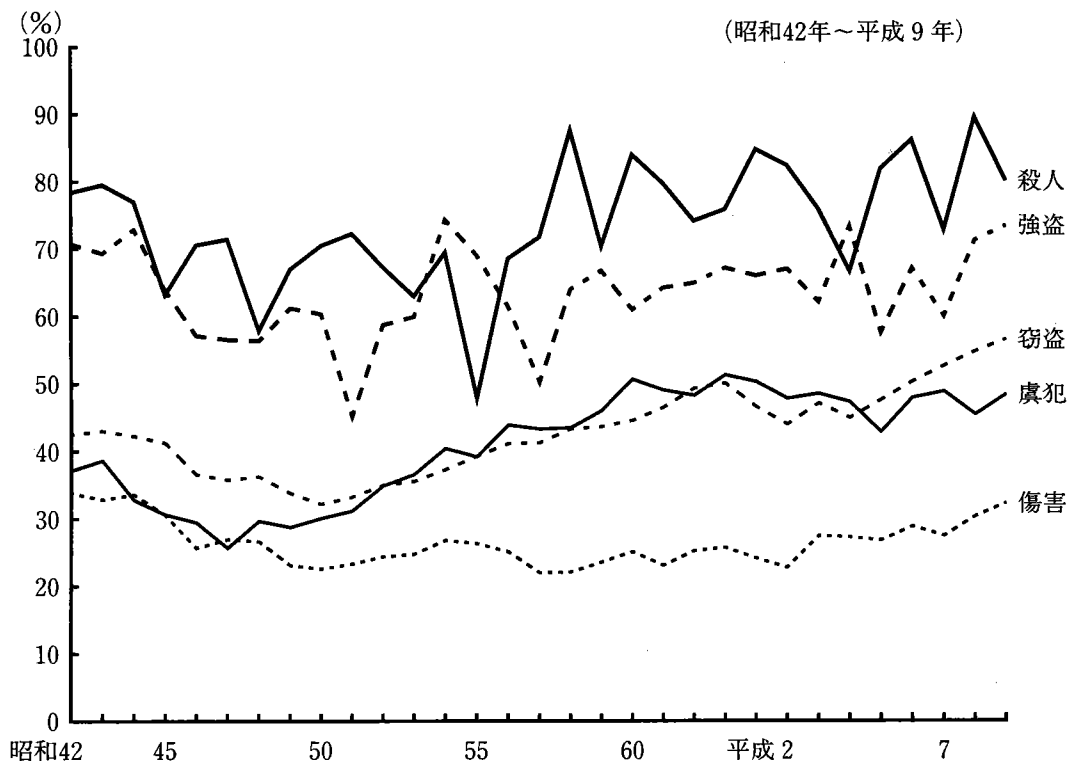
一般保護事件の審理期間を期間別の構成比で見ると、昭和50年代初頭以降、審理期間は短期化する傾

向が見受けられる。

1月以内に審理を終えている人員の終局総人員に占める比率は、昭和50年には約30%であったが、その後はおおむね上昇傾向を示し、平成9年には50%を超えている。1月を超えて3月以内に審理を終えているものは、昭和50年代前半には40%前後であったが、平成8年及び9年には20%台にまで低下している。3月を超えて6月以内に審理を終えているものは、昭和40年代半ばから50年代半ばまでは、おおむね20%を超えていたが、その後はおおむね20%未満で推移している。

図5は、昭和42年から平成9年までの間について、殺人、強盗、傷害、窃盗及び虞犯の別に、1月以内に審理を終えている人員の終局総人員に占める比率の推移を見たものである（各年次の非行名別・審理期間別人員については資料5参照。）。

図5 非行名別の終局総人員に占める審理期間が1月以内の人員の比率



昭和63年以降の10年間については、1月以内に審理を終える人員の終局総人員に占める比率が、殺人では、変動が大きいものの、おおむね70%台から80%台、強盗では、おおむね50%台から70%台となっているのに対し、窃盗及び虞犯では、40%台から50%台、傷害では、20%台から30%台となっており、殺人・強盗等の凶悪事犯が、窃盗、虞犯及び傷害よりも、1月以内に審理を終える人員の占める比率が高くなっている。

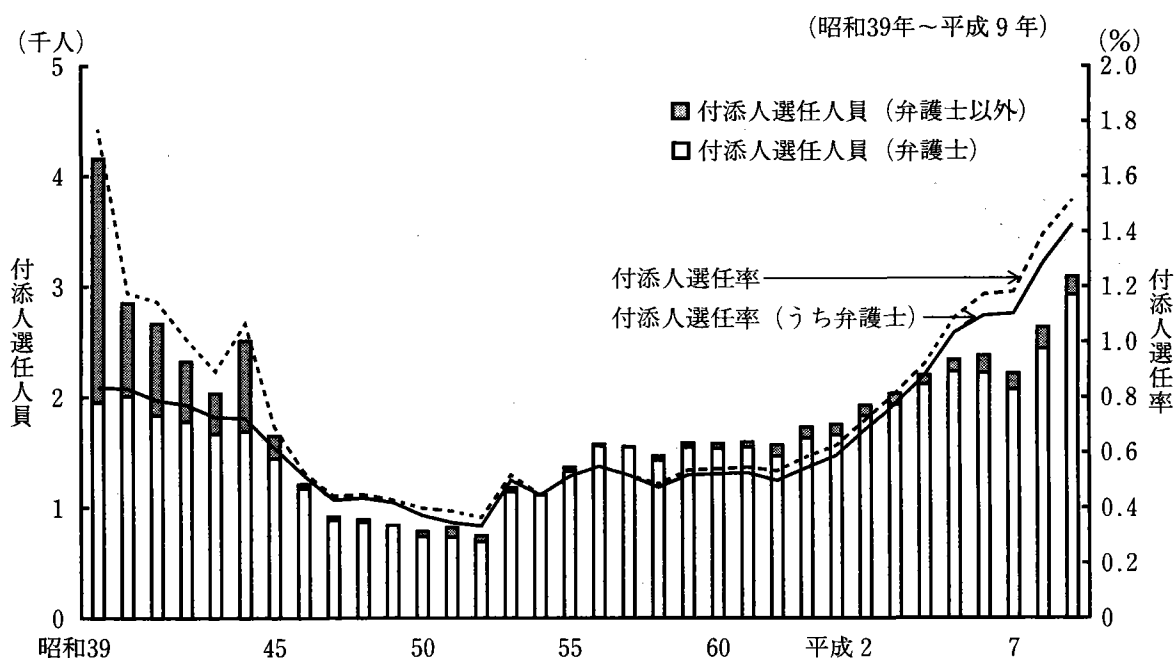
一方、6月を超える長期間の審理を要した人員の比率は、殺人では、昭和50年代以前は多くの年次において5%を超え、20%に達した年次もあったが、63年以降の10年間は10%を超えたことはなく、平成5年以降の4年間は1%台から3%台（人員にして1人か2人）である。強盗については、昭和40年代から50年代初頭にかけては10%を超える年次も多かったが、63年以降の10年間はおおむね5%台から8%台で推移している。また、虞犯については、審理に長期間を要する人員の比率が高く、6月を超える審理期間に係るものは、平成元年以降、16%台から18%台の間を推移している。

3 付添人選任状況

少年保護事件において、少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて付添人を選任することができるが、弁護士を付添人に選任するにはこの許可を必要としない。また、保護者は、家庭裁判所の許可を受けて自ら付添人となることができることとされている。

図6は、昭和39年から平成9年までの間について、一般保護事件終局総人員のうちで付添人の選任がなされた人員（以下、「付添人選任人員」という。）及びこの人員の終局総人員に占める比率（同じく「付添人選任率」という。）の推移を、付添人が弁護士である場合と弁護士ではない場合について見たものである（各年次の付添人選任人員等については資料6参照。）。

図6 一般保護事件終局総人員中の付添人選任人員及び付添人選任率

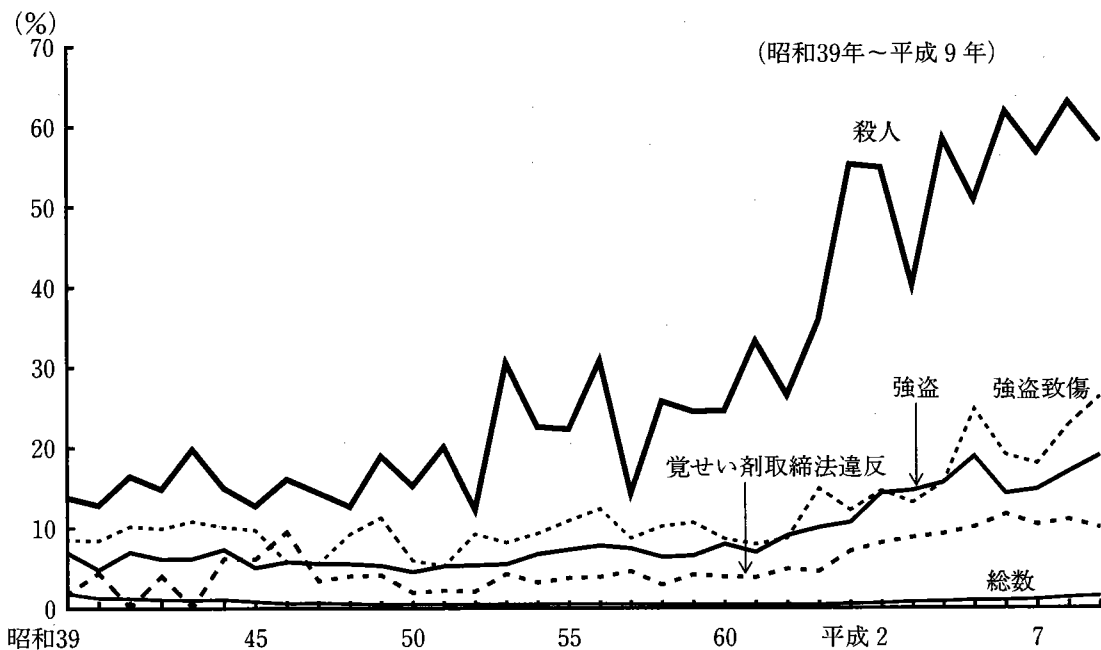


付添人選任人員及び付添人選任率は昭和52年を底に増加・上昇傾向が顕著である。同年の付添人選任人員は755人であったが、平成9年における同人員は3,139人に達している。また、昭和53年の付添人選任率は0.3%台であったが、平成9年には1.5%を超えている。なお、昭和30年代末から40年代前半にかけても、付添人選任人員は多かったものの、当時と比べると、近年は、弁護士が付添人として選任される比率が高くなっている。

さらに、付添人選任率の推移を、殺人等の主要な罪名別（なお、これらの罪名は、殺人を除いては、平成9年において、罪名別の終局処理人員が300人を超え、かつ、総数中に占める付添人の選任があるものの比率が比較的高いものを選択している。）に見たものが図7である（各年次の非行名別付添人選任人員については資料7参照。）。

殺人、強盗、強盗致傷及び覚せい剤取締法違反のいずれも、昭和60年前後から付添人選任率が上昇し、一般保護事件全体の付添人選任率よりもはるかに高い数値で推移している。平成5年以降の5年間の付添人選任率は、殺人では50%台から60%台、強盗致傷では10%台から20%台、強盗では10%台、覚せい剤取締法違反ではおおむね10%台である。

図7 非行名別一般保護事件終局総人員中の付添人選任率



4 抗告事件

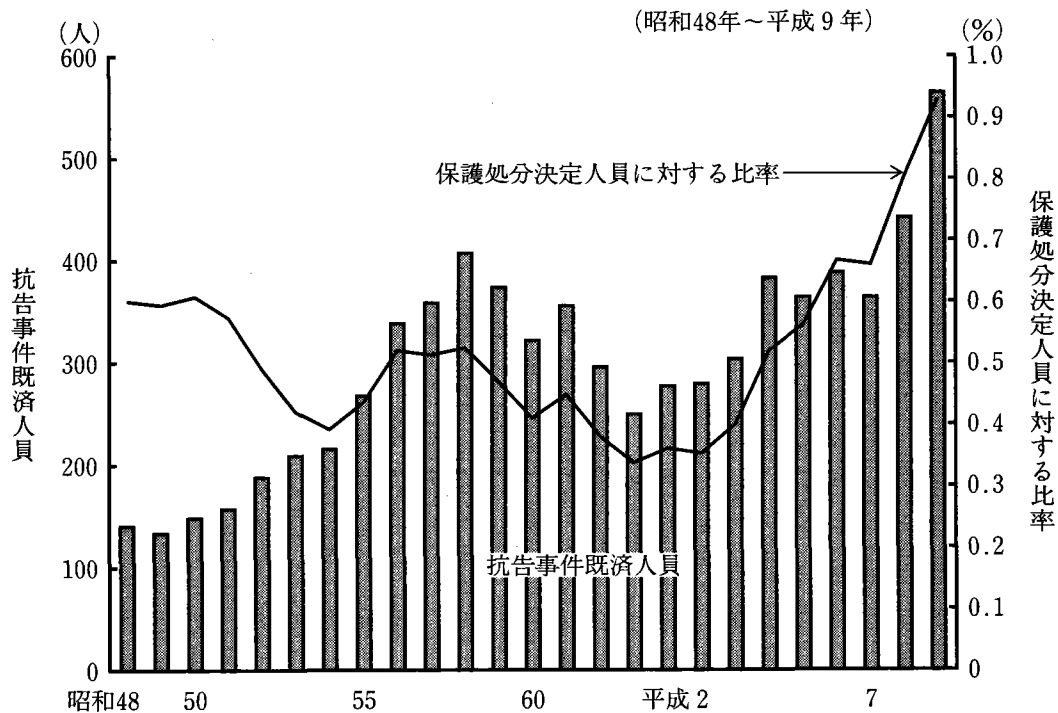
家庭裁判所における保護処分決定に対しては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、少年、その法定代理人又は付添人から抗告することができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告することはできないこととされている。

図8は、昭和48年から平成9年までの間について、保護処分決定人員に対する抗告事件の既済人員及び保護処分決定人員総数に対する抗告事件既済人員の比率の推移を見たものである（各年次の抗告既済人員については資料8参照。）。

抗告事件既済人員は、昭和58年をピークに減少傾向にあったが、その後、63年の254人を底に平成元年以降は増加傾向を示し、8年には400人を、9年には500人を、それぞれ超えている。

抗告事件既済人員の保護処分決定人員に対する比率も、昭和63年には0.3%であったが、平成3年以降、顕著な上昇傾向を示し、9年には0.9%に達している。

図8 抗告事件既済人員及び同人員の保護処分決定人員に対する比率

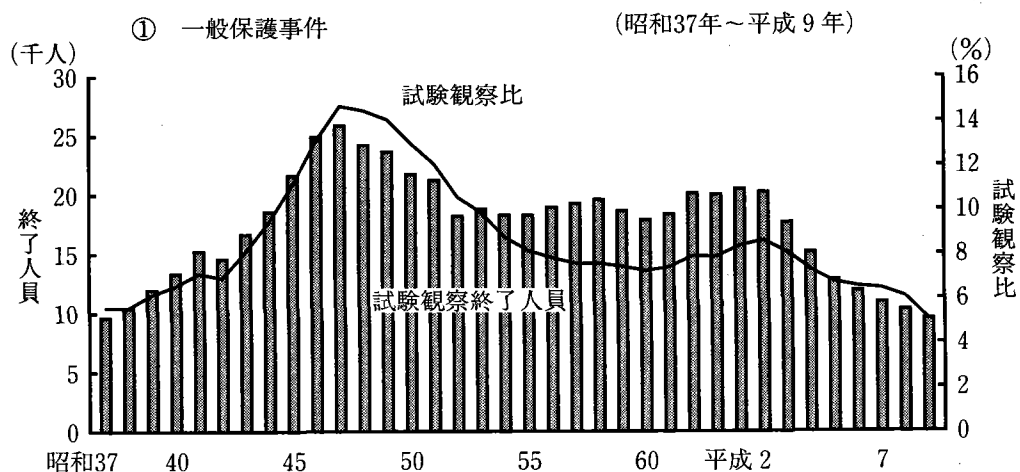


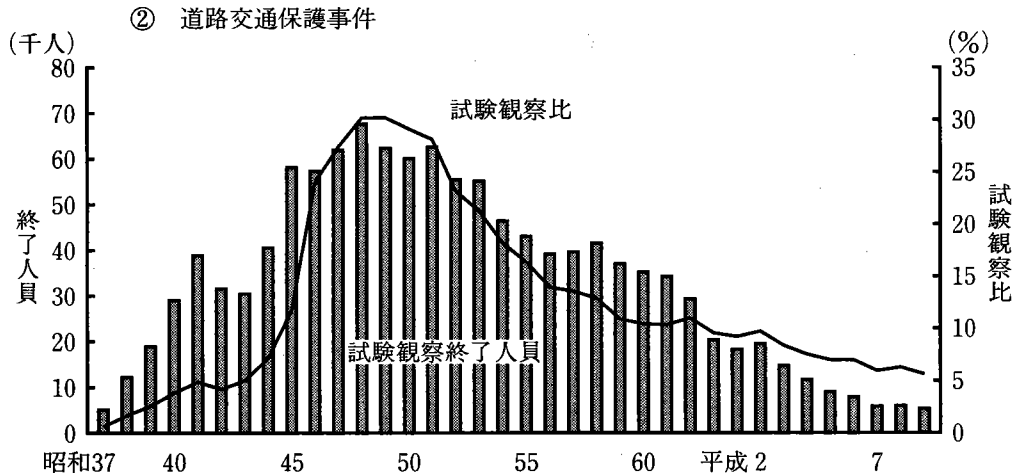
5 試験観察

家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に少年を直接観察させる試験観察に付することができることとされている。

図9は、昭和37年から平成9年までの間における試験観察終了人員及び終局処理人員に対する試験観察終了人員の比率（以下、「試験観察比」という。）の推移を、一般保護事件、道路交通保護事件の別に見たものである（各年次の試験観察人員については資料9参照。）。

図9 試験観察終了人員及び試験観察比





一般保護事件の試験観察終了人員は、昭和30年代から40年代前半にかけて増加し、40年代半ばから50年代初頭までの間は2万人を超え、試験観察比も10%台を示したが、53年以降は減少・低下し、平成9年は約9,500人、約5%となっている。

道路交通保護事件の試験観察終了人員は、昭和30年代後半から増加傾向を示し、47年から51年までの間は6万人を超え、試験観察比が30%に達する年次も認められたが、交通短期保護観察が導入された52年以降は減少・低下傾向を示し、平成9年には約5,400人、約6%となっている。

第3 少年保護事件の処分状況

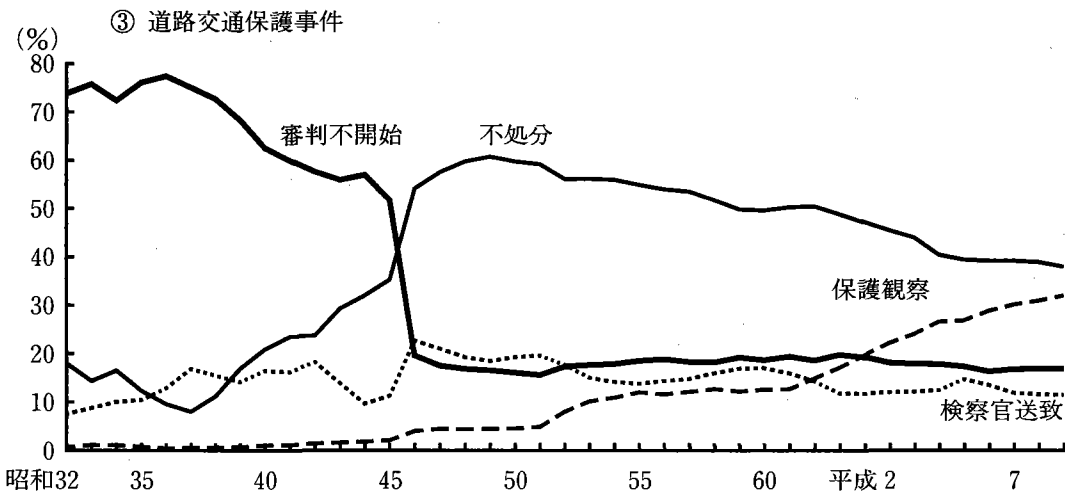
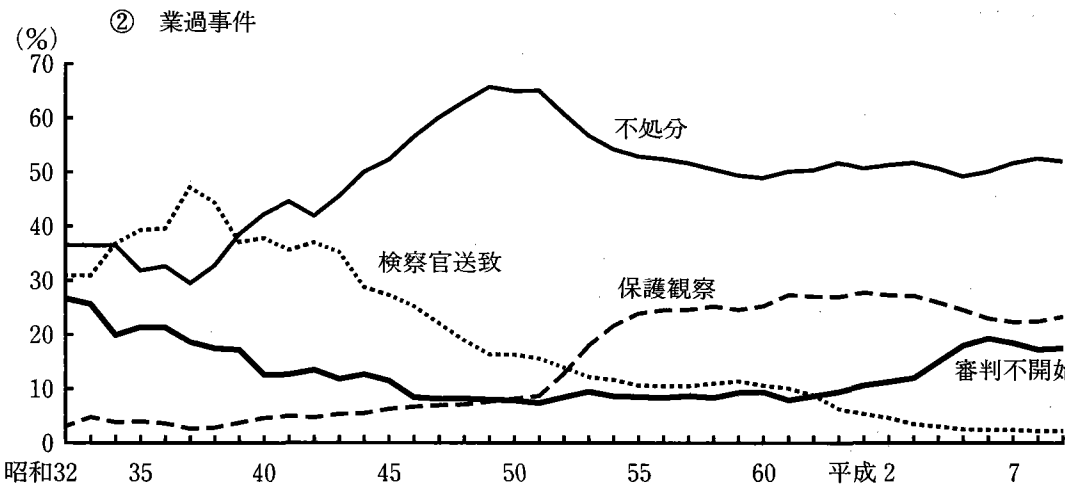
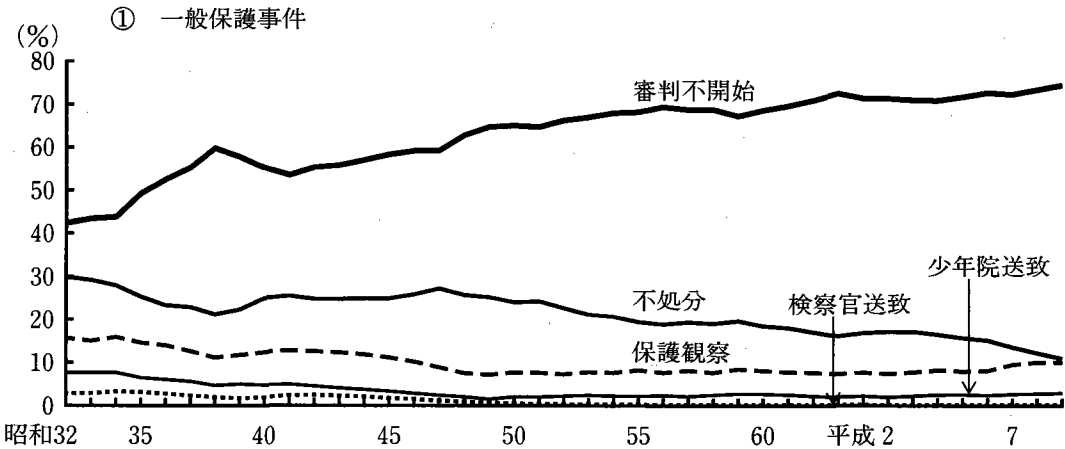
1 少年保護事件の終局処分の状況

図10は、昭和32年から平成9年までの間について、少年保護事件において終局処分人員の比較的多い審判不開始、不処分、保護観察、少年院送致及び検察官送致（以下、これらを「主な処分」という。）の終局処理人員総数に占める比率の推移を、業過を除く一般保護事件（以下、特に断りのない限り「一般保護事件」という。）、業過及び道路交通保護事件別に見たものである（各年次の少年保護事件種類別の主な処分別人員については資料10参照。）。

一般保護事件においては、例年、多数が審判不開始とされている上、この構成比には上昇傾向が認められ、昭和30年代前半には40%台であったものの、近年は70%を超えており、平成9年は約75%である。これに対し、検察官送致、少年院送致、保護観察及び不処分は、いずれもおおむね長期的には低下傾向を示しており、昭和63年以降の10年間は、検察官送致が0.2%から0.4%、少年院送致が2%から3%、保護観察が7%台から10%台、不処分が11%台から17%台の間で推移している。なお、保護観察に関しては、平成6年9月に短期保護観察制度が導入され、7年以降はこの構成比が上昇しており、8年及び9年は約10%である。

図10 少年保護事件種類別の処分別構成比

(昭和32年～平成9年)



注 業過事件及び道路交通保護事件の少年院送致は図示していない。

業過事件においては、昭和30年代半ばには検察官送致の構成比が最も高く、30%台後半から40%台後半で推移していたが、その後は長期的に下降し、平成5年以降の5年間は2%台となっている。これに対し、昭和39年以降、検察官送致に替わって最も高い比率を占めているのが不処分であり、40年代後半から50年代前半にかけては60%台に達していたが、50年代半ば以降はおおむね50%前後となっている。保護観察は、昭和51年以前には10%未満であったが、交通短期保護観察制度が導入された52年以降急激に上昇し、54年以降は20%台で推移している。少年院送致は0.3%以下と一貫して低く、審判不開始については、平成5年以降の5年間は17%台から19%台の間で推移している。

道路交通保護事件においては、交通反則通告制度が少年にも適用されることとなった昭和45年を境に、審判不開始の構成比が大きく下降する一方、不処分の構成比が上昇している。その後、不処分は49年には60%台に達したものの、50年代以降は下降傾向を示し、平成5年以降の5年間は37%台から39%台である。保護観察は、交通短期保護観察が導入された昭和52年には前年の約5%から約8%へと上昇し、54年には10%台に、平成2年には20%台に、それぞれ達した上、8年及び9年は30%台となっている。一方、昭和63年以降の10年間、審判不開始は16%台から19%台の間で、検察官送致は11%台から13%台の間で、少年院送致は0.1%から0.5%の間で、それぞれ推移している。

2 年齢層別の処分状況

図11は、昭和42年から平成9年までの間について、一般保護事件（ここでは、昭和43年までは業過を、44年以降は車両運転による業過を除く。）の年齢層別（いずれも、行為時年齢による。）の終局処理人員総数（行為時年齢が14歳未満の者は含まれていない。）及び主な処分別の構成比の推移を見たものである（各年次の年齢層別・処分別人員については資料11参照。）。

いずれの年齢層においても、審判不開始の構成比が最も高く、不処分の構成比がおおむねこれに次いでいるが、短期保護観察制度が導入された翌年の平成7年以降は保護観察の構成比が上昇しており、特に年長少年については、保護観察の構成比が不処分の構成比を上回っている。また、年齢層が高くなるに従って審判不開始の比率が低くなる一方、保護処分（少年院送致及び保護観察）の比率が高くなっている。

年長少年について、昭和63年以降の10年間の主な処分別構成比を見ると、審判不開始は40%台で、保護観察は18%から27%の間で、不処分は17%から26%の間で、少年院送致は7%から11%の間で、検察官送致は1%から3%の間で、それぞれ推移している。

中間少年について、同じく10年間の主な処分別構成比を見ると、審判不開始は50%台から60%台で、不処分はおおむね20%台で、保護観察は10%台で、少年院送致は3%から6%の間で、検察官送致は0.2%未満で、それぞれ推移している。

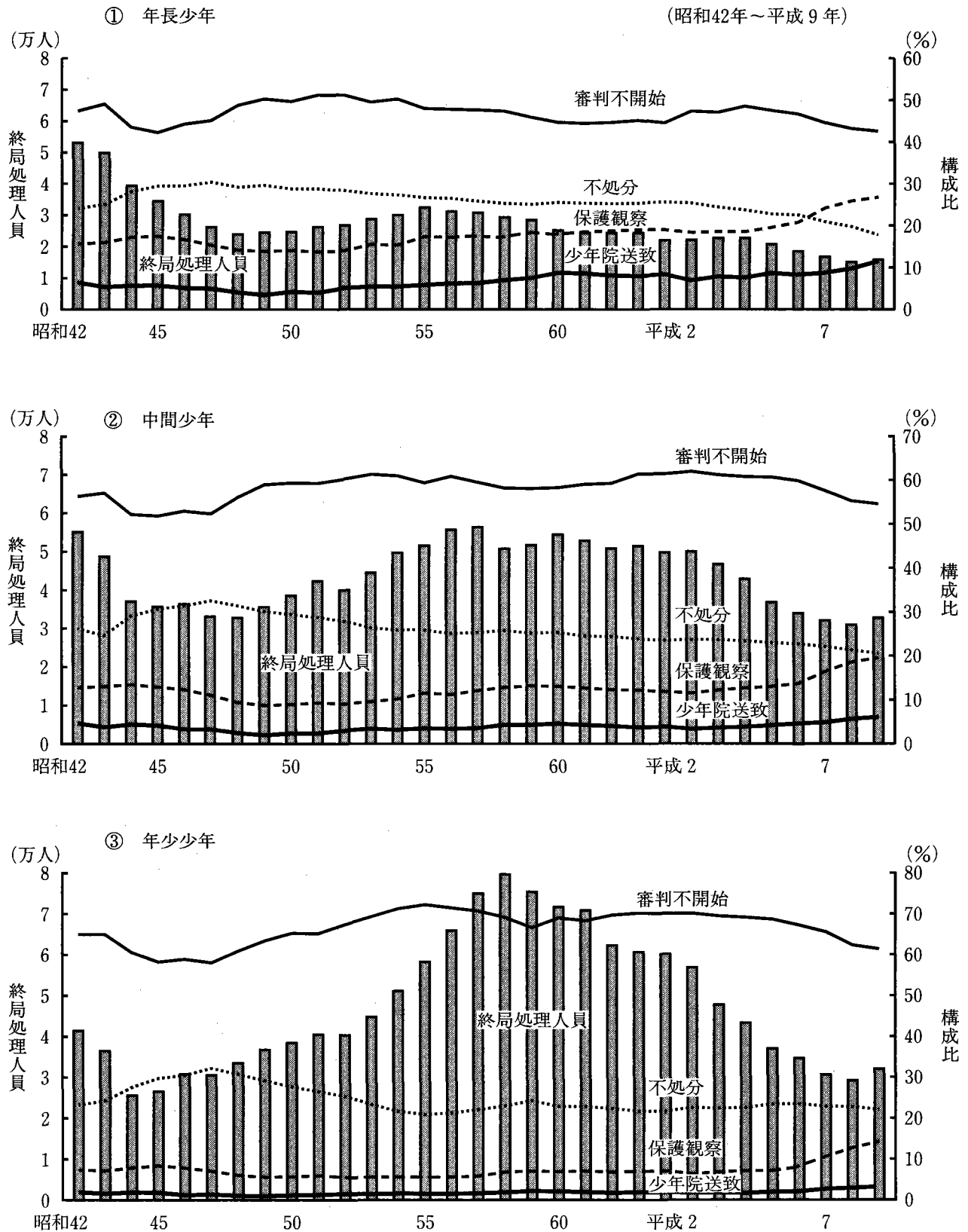
年少少年について、同じく10年間の主な処分別構成比を見ると、審判不開始は60%台で、不処分は20%台で、保護観察は6%から14%の間で、少年院送致は1%から3%の間で、それぞれ推移している。

3 男女別終局決定の動向

図12は、昭和32年から平成9年までの間の一般保護事件について、男女別の終局処理人員総数及び主な処分別構成比の推移を見たものである（各年次の男女別の主な処分別人員については資料12参照。）。

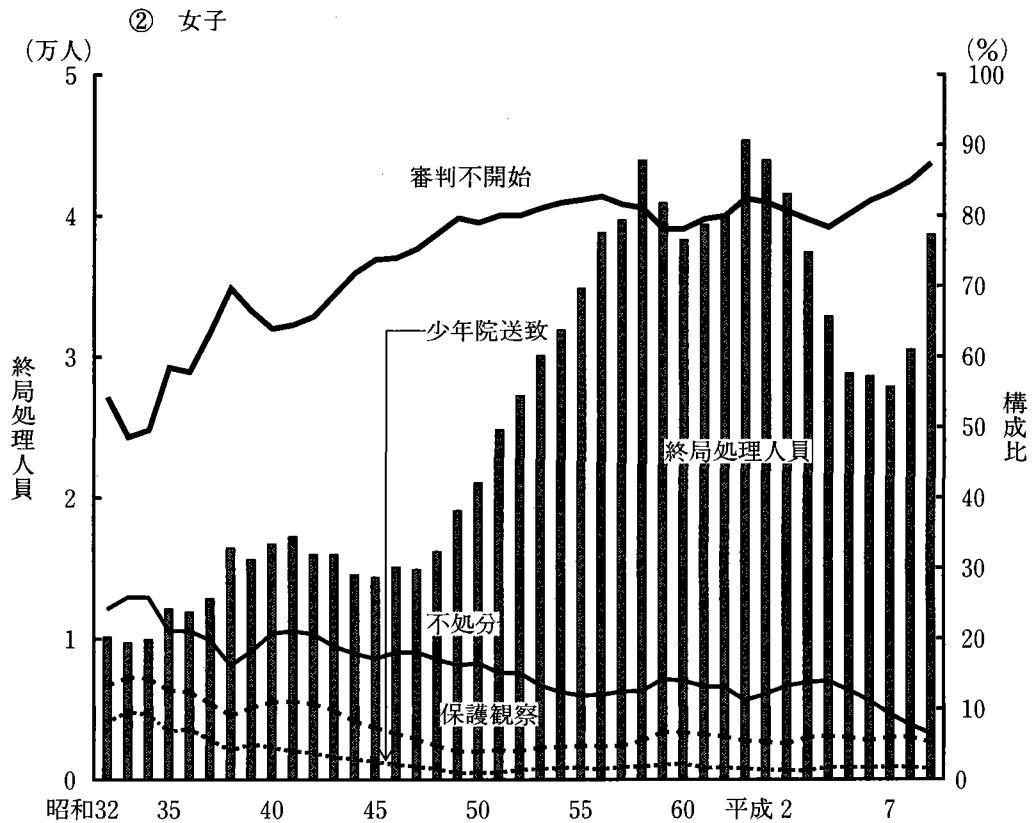
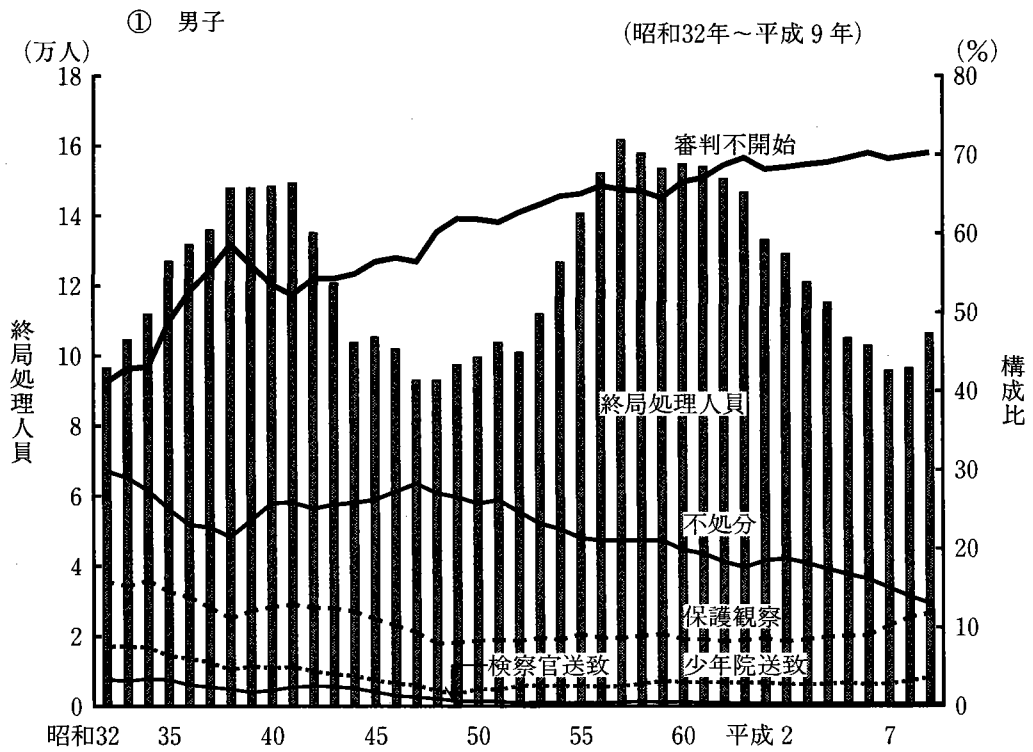
終局処理人員総数を見ると、男子では昭和41年と57年をピークとする波が、また、女子では58年及び63年をピークとする波が見られるが、女子については平成9年における増加が著しい。さらに、主な処分別人員の構成比の推移を見ると、審判不開始の構成比は女子が男子よりも高いが、その他の終局決定の構成比は男子が女子よりも高くなっている。

図11 年齢層別一般保護事件終局処理人員及び処分別構成比



- 注 1 「非行無し」による不処分及び審判不開始を除く。
 2 昭和44年以降は、「所在不明等」・「その他」による不処分・審判不開始及び年齢超過による検察官送致を含まない。
 3 検察官送致は図示していない。

図12 男女別一般保護事件終局処理人員及び処分別構成比



注 女子の検察官送致は図示していない。

男子の主な処分別構成比は、昭和63年以降の10年間については、審判不開始は70%台で、不処分は11%から18%の間で、保護観察は7%から11%の間で、少年院送致は2%から4%の間で、検察官送致は0.4%未満で、それぞれ推移している。

女子の主な処分別構成比は、昭和63年以降の10年間については、審判不開始は70%台から80%台で、不処分は5%から14%の間で、保護観察は4%から6%の間で、少年院送致は1%台で、検察官送致はおおむね0.1%未満で、それぞれ推移している。

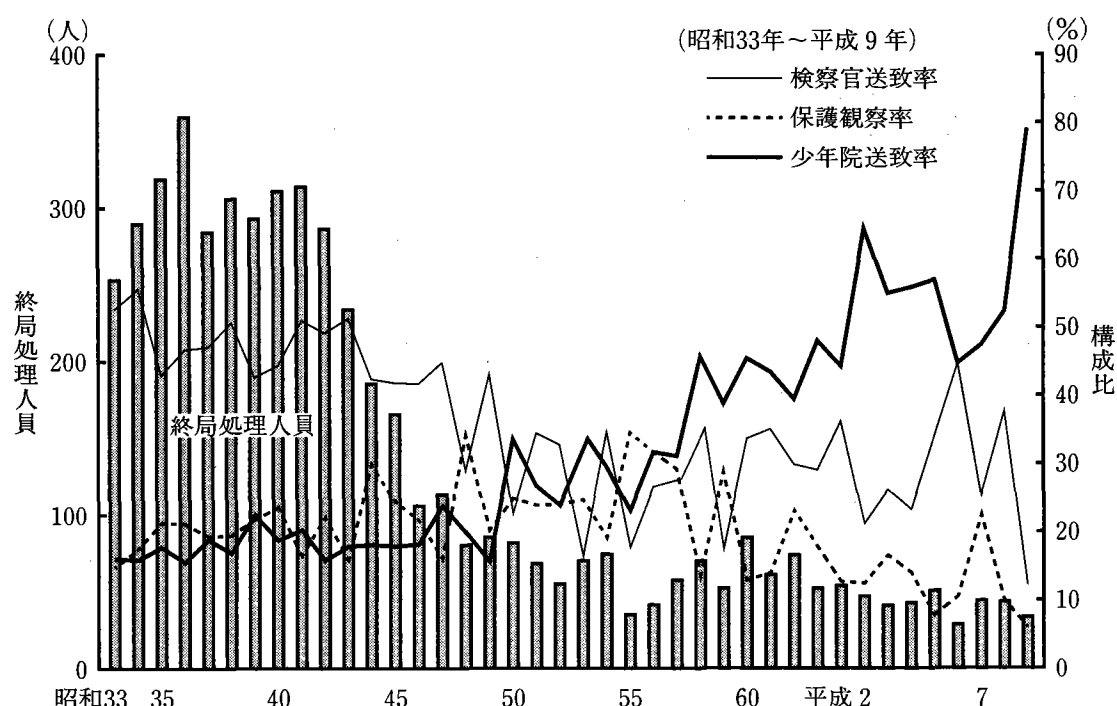
4 非行名別の処分状況

(1) 殺人

図13は、昭和33年から平成9年までの間について、殺人の終局処理人員総数（行為時年齢が14歳未満の者は含まれていない。）並びに検察官送致、少年院送致及び保護観察の各処分の構成比の推移を示したものである（各年次の殺人の処分別人員については資料13参照。）。

殺人の検察官送致の構成比は、昭和40年代まではおおむね40%を超え、50年代前半まではほとんどの年次において他の処分の構成比よりも高かったが、その後低下して、50年代後半以降、おおむね20%台から30%台で推移し、ほとんどの年次において少年院送致の構成比よりも低くなっている。平成9年の検察官送致の構成比は約12%（4人）である。これに対し、少年院送致の構成比は、昭和40年代以前はおおむね10%台であったものが、50年代半ばから上昇し、50年代末からはおおむね40%台から50%台となっている上、平成9年には80%近く（26人）に達している。保護観察の構成比は、おおむね10%台から20%台で推移しているが、9年は約6%（2人）である。

図13 殺人の終局処理人員及び処分別構成比



注 1 図11の注1・2に同じ。

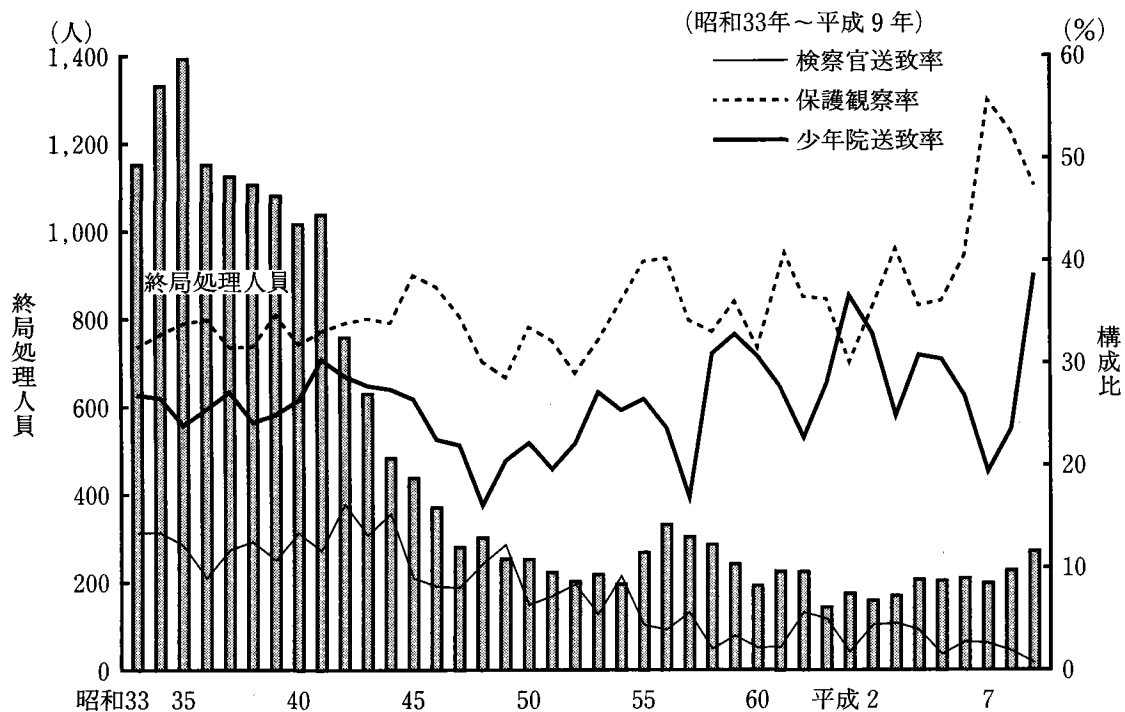
2 不処分及び審判不開始については図示していない。

(2) 強盗

図14は、昭和33年から平成9年までの間について、強盗の終局処理人員総数（行為時年齢が14歳未満の者は含まれていない。）並びに検察官送致、少年院送致及び保護観察の各処分の構成比の推移を示したものである（各年次の強盗の処分別人員については資料14参照。）。

この40年間では保護観察の構成比が最も高い年次が多く、おおむね30%台から40%台で推移していたが、平成7年及び8年には50%を超えている。少年院送致の構成比は、おおむね20%台から30%台で推移している。検察官送致の構成比は、長期的には低下傾向を示しており、40年代前半までは、おおむね10%台であったが、50年以降は一貫して10%未満であり、平成5年以降は3%未満である。

図14 強盗の終局処理人員及び処分別構成比



注 1 図11の注1・2に同じ。

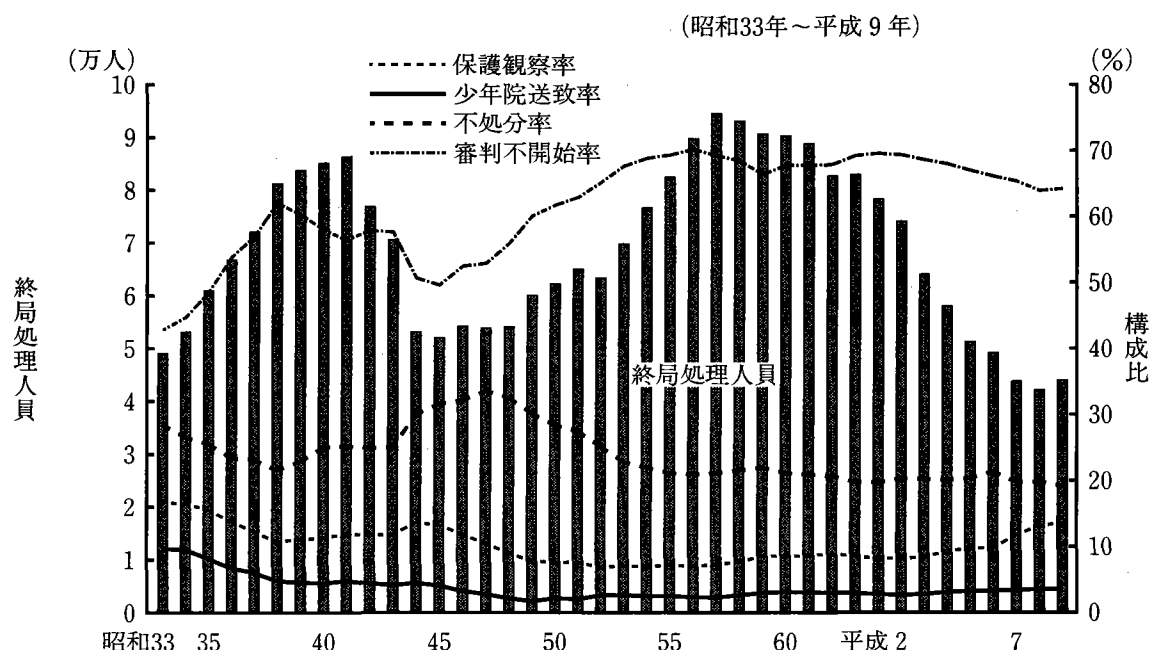
2 不処分及び審判不開始については図示していない。

(3) 窃盗

図15は、昭和33年から平成9年までの間について、窃盗の終局処理人員総数（行為時年齢が14歳未満の者は含まれていない。）並びに少年院送致、保護観察、不処分及び審判不開始の各処分の構成比の推移を示したものである（各年次の窃盗の処分別人員については資料15参照。）。

窃盗の処分別人員については、この約40年間一貫して、高い順に、審判不開始、不処分、保護観察、少年院送致、検察官送致となっており、審判不開始は昭和50年代初めから60%台で、不処分は50年代半ばから20%の前後で、それぞれ推移している。保護観察は、40年代末から平成6年までの間は10%未満であったが、7年以降は10%を超えている。昭和50年代前半以降、少年院送致は2%から4%の間で、検察官送致は0.1%又は0.2%で、それぞれ推移している。

図15 窃盗の終局処理人員及び処分別構成比



- 注 1 図11の注1・2に同じ。
2 検察官送致は図示していない。

(4) 傷害

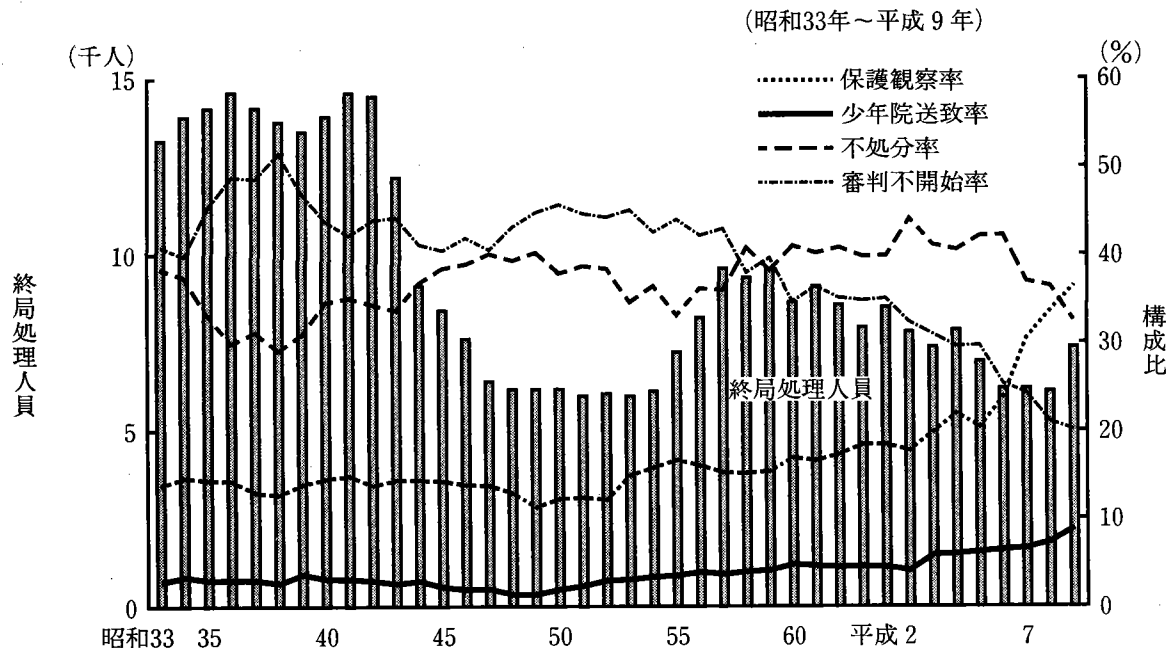
図16は、昭和33年から平成9年までの間について、傷害の終局処理人員総数（行為時年齢が14歳未満の者は含まれていない。）並びに少年院送致、保護観察、不処分及び審判不開始の構成比の推移を示したものである（各年次の傷害の処分別人員については資料16参照。）。

傷害の処分別構成比については、昭和50年代後半までは審判不開始が最も高く、おおむね40%前後で推移していたが、その後は低下傾向を示し続け、平成4年以降は20%台である。昭和50年代末から構成比が最も高くなった不処分は、この約40年間、おおむね30%台から40%台で推移している。保護観察は、50年代末から上昇傾向を示し、特に平成3年までは10%台であったものが、7年以降は30%台に達している。少年院送致も、昭和50年代初めには2%台であったが、平成4年以降は6%台、8年には7%台となり、9年には約9%に達している。検察官送致は40年代までは4%台の年次もあったが、平成4年以降は1%未満である。

(5) 覚せい剤取締法違反

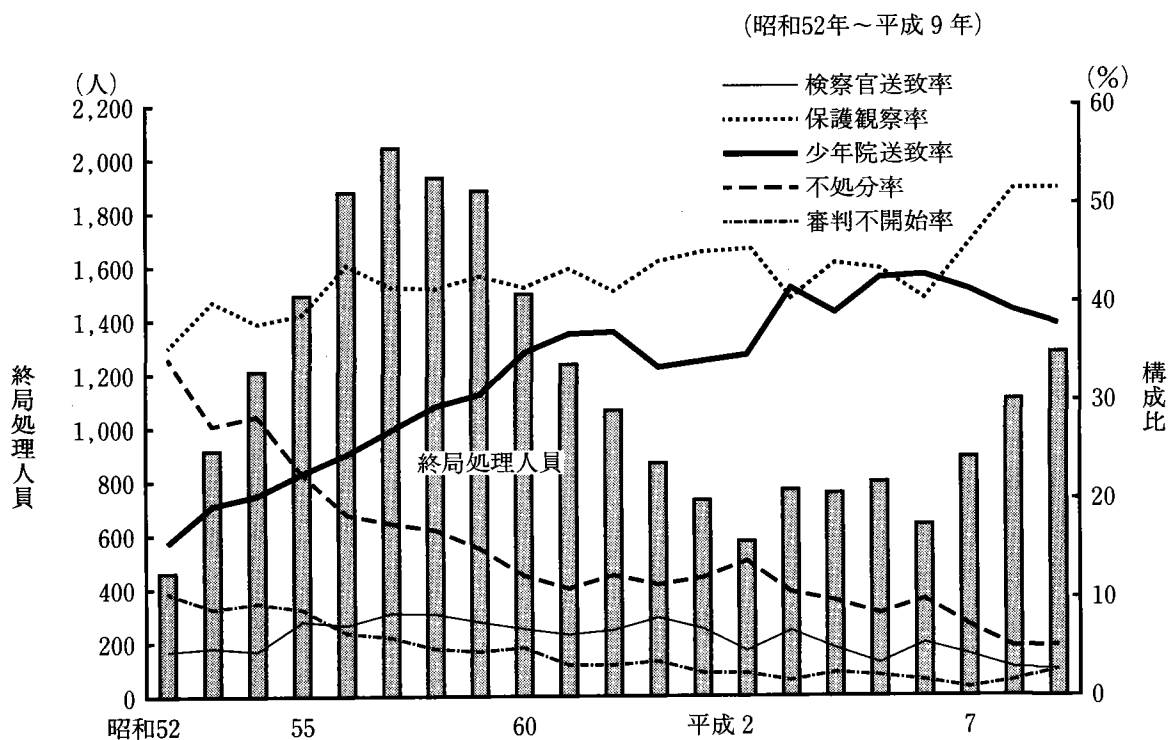
図17は、昭和52年から平成9年までの間について、覚せい剤取締法違反の終局処理人員総数（行為時年齢が14歳未満の者は含まれていない。）及び主な処分の構成比の推移を見たものである（各年次の覚せい剤取締法違反の処分別人員については資料17参照。）。

図16 傷害の終局処理人員及び処分別構成比



注 1 図11の注1・2に同じ。
2 検察官送致は図示していない。

図17 覚せい剤取締法違反の終局処理人員及び処分別構成比



注 図11の注1・2に同じ。

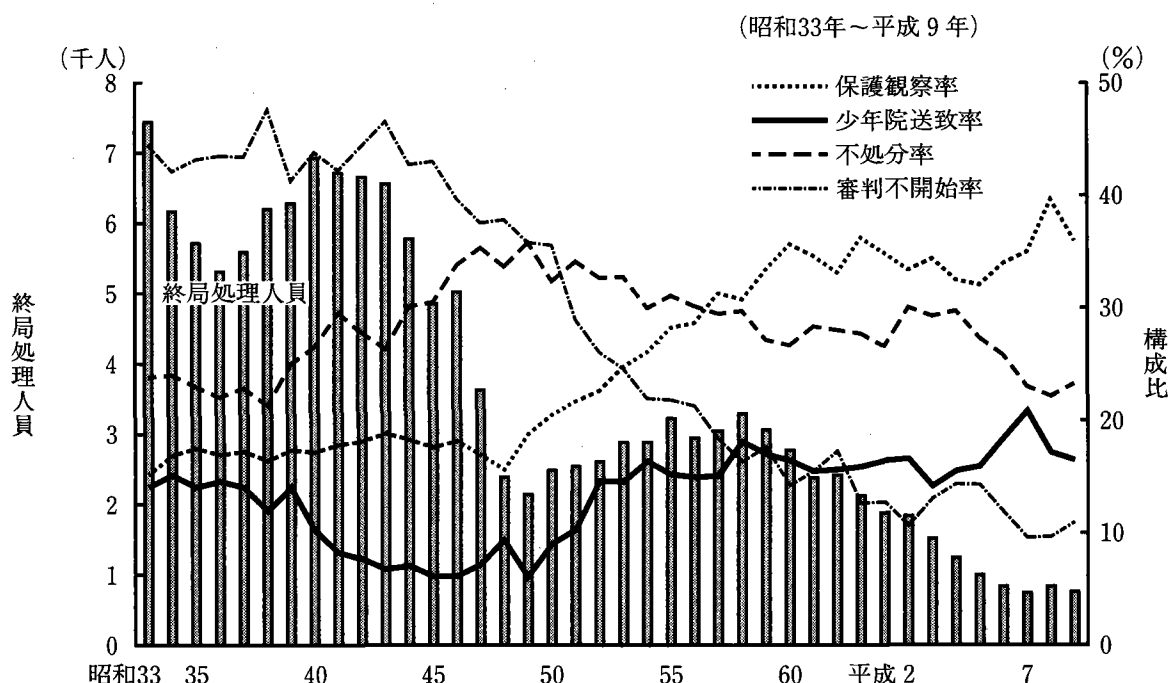
覚せい剤取締法違反の処分別構成比については、ほとんどの年次において、保護観察が最も高く、昭和56年以降は40%台で推移していたが、平成8年及び9年には50%を超えている。少年院送致の構成比は、長期的には上昇傾向にあり、昭和52年には約16%であったものが59年に30%台となり、さらに平成3年以降は、40%の前後で推移している。検察官送致の構成比は、昭和50年代後半には8%台であったが、その後は下降傾向を示しており、平成8年及び9年は2%台である。不処分の構成比は4年以降は10%未満であり、審判不開始の構成比は元年以降、おおむね1%台又は2%台である。

(6) 虞犯

図18は、昭和33年から平成9年までの間について、虞犯の終局処理人員総数（行為時年齢が14歳未満の者は含まれていない。）並びに少年院送致、保護観察、不処分及び審判不開始の各処分の構成比の推移を示したものである（各年次の虞犯の処分別人員については資料18参照。）。

虞犯の処分別構成比については、昭和50年代後半からは保護観察が最も高く、58年以降は30%台で推移している。これに対して、不処分及び不開始の構成比は低下傾向を示しており、50年代初めには、いずれも30%台であったものが、50年代半ば以降、不処分はおおむね20%台、審判不開始はおおむね10%台である。また、少年院送致の比率は、50年代初め以降、おおむね10%台である。

図18 虞犯の終局処理人員及び主な処分別構成比



注 昭和44年以降は、「所在不明等」・「その他」による不処分・審判不開始を含まない。

5 不処分及び審判不開始の状況

(1) 不処分・審判不開始の理由

少年保護事件においては、不処分及び審判不開始とされる人員が相当数を占めているが、昭和42年から平成9年までの間について、業過を含む一般保護事件の不処分の理由（保護的措置（調査・審判の過程で、家庭裁判所調査官・裁判官により教育的・保護的措置がとられた場合）、別件保護中及びその他（非行無し、所在不明等））別人員の推移を見たのが図19であり、審判不開始の理由（保護的措置、別件保護

中、事案軽微及びその他（非行無し、所在不明等）別人員の推移を見たのが図20である（各年次の不処分及び審判不開始の理由別人員については資料19～20参照。）。

図19 不処分の理由別人員

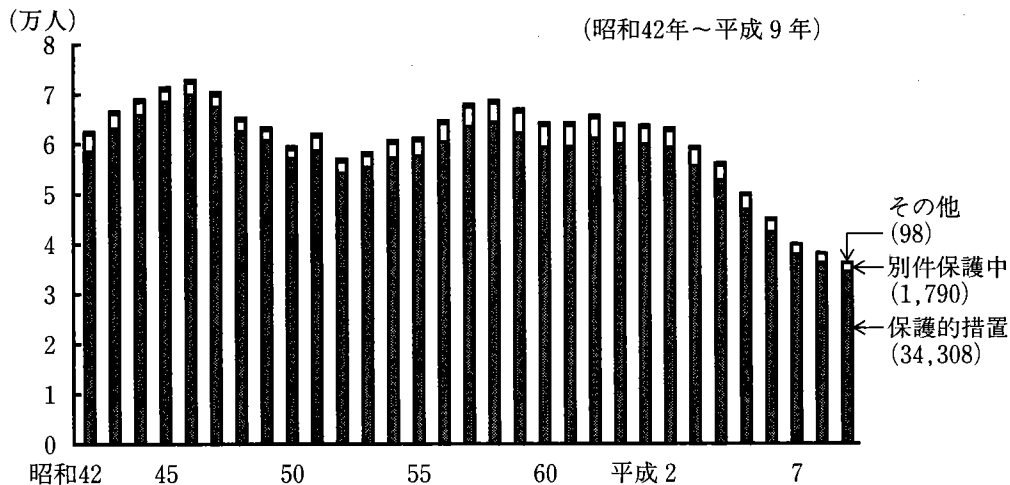
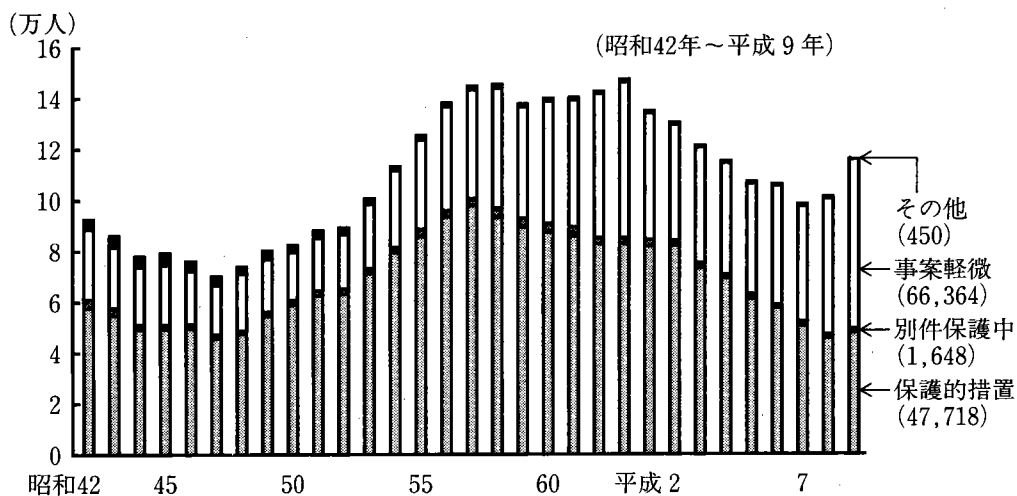


図20 審判不開始の理由別人員



不処分については、毎年、保護的措置を理由とするものが不処分人員総数の90%以上を占めており、別件保護中を理由とするものが同じく2%から8%の間で推移しており、非行無しを理由とするものは毎年1%に満たない。

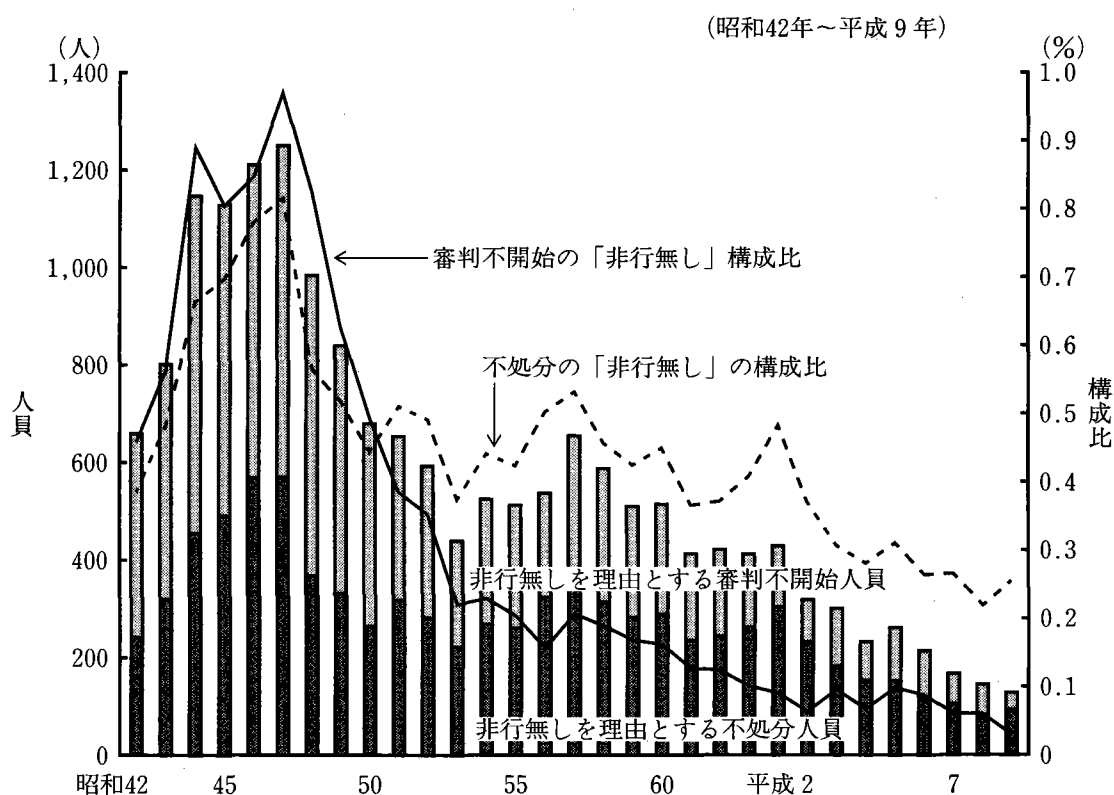
審判不開始については、保護的措置を理由とするものが多く、昭和50年代前半には審判不開始人員総数のうちで70%を超える構成比を占めていたが、その後は下降傾向を示し、平成8年及び9年には40%台となっている。また、事案軽微を理由とするものは、昭和50年代半ばまではおおむね20%台であった

が、その後は上昇傾向を示しており、平成8年及び9年は50%台であり、保護的措置を上回っている。別件保護中を理由とするものは、昭和42年及び43年には約4%であったが、平成5年以降の5年間は1%台である。非行無しを理由とするものは、毎年1%に満たない。

(2) 非行無しを理由とする不処分・審判不開始

不処分又は審判不開始の人員総数に占める理由別処分人員の比率は高くないが、非行無しを理由として不処分及び審判不開始とされた人員並びにその構成比の推移を、昭和42年から平成9年までの間について見たのが図21である（各年次の不処分及び審判不開始の人員については資料21参照。）。

図21 非行無しを理由とする不処分・審判不開始人員及び構成比



昭和40年代半ばには、非行無しの理由による不処分人員は500人を、同理由による審判不開始人員は600人を、それぞれ超えていたが、その後、長期的には、非行無しを理由とする不処分・審判不開始の人員・構成比共に減少・低下傾向を示しており、平成8年及び9年の同人員は、不処分及び審判不開始のいずれも100人未満である。

なお、一般保護事件の終局総人員に占める非行無しを理由とする不処分及び審判不開始の合計人員の比率は、近年は0.1%に満たないが、昭和44年から49年の間は0.4%を超えており、特に47年には0.6%に達していた。

図22は、総数並びに非行無しを理由とする不処分・審判不開始人員が比較的多い窃盗、傷害及び業過(車両運転)について、昭和44年から平成9年までの間に、非行無しを理由として不処分又は審判不開始とされた人員の不処分及び審判不開始の合計人員中に占める比率の推移を見たものである（各年次の非行名別の非行無しを理由とする不処分・審判不開始人員については資料22参照。）。

平成5年以降の5年間については、総数は0.2%未満を、窃盗は0.03%から0.06%の間を、傷害は

0.4%未満を、業過（車両運転）は0.1%から0.4%の間を、それぞれ推移している。

図22 非行名別の非行無しを理由とする不処分・審判不開始の比率

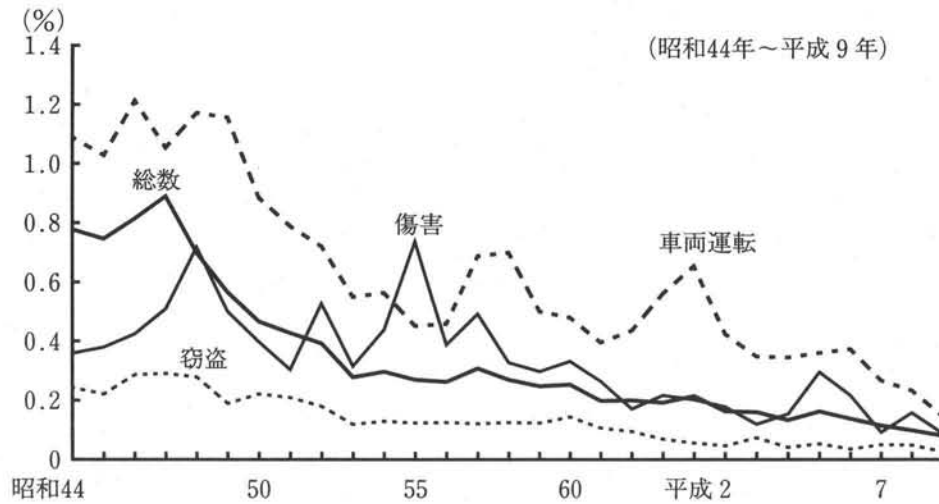
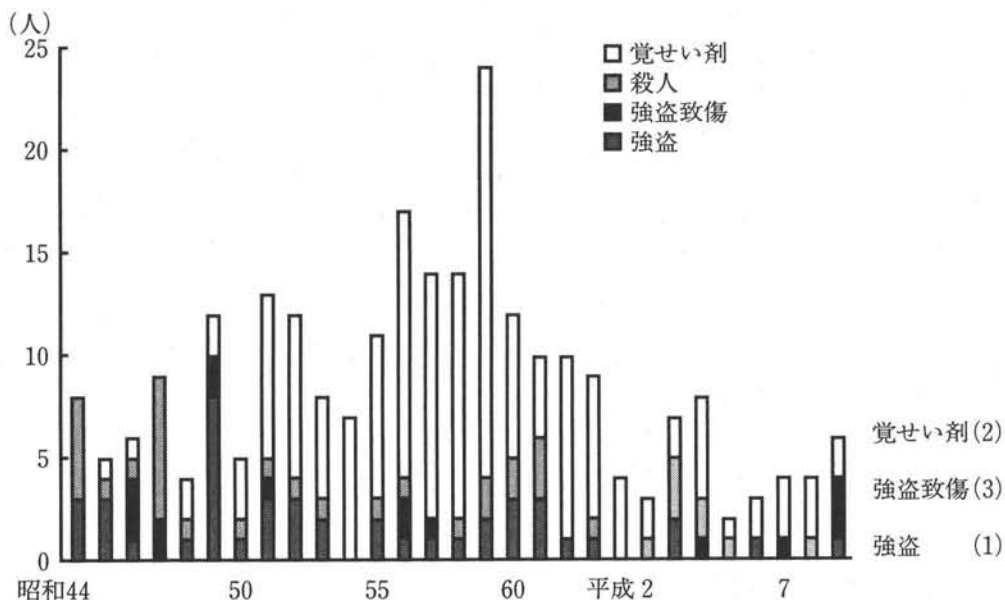


図23は、殺人、強盗、強盗致傷及び覚せい剤取締法違反について、昭和44年から平成9年までの間の、非行無しを理由とする不処分・審判不開始人員を見たものである（各年次の非行名別の非行無しを理由とする不処分・審判不開始人員については資料23参照）。

昭和44年以降、殺人で38人、強盗で44人、強盗致傷で16人、覚せい剤取締法違反で153人が、それぞれ非行無しとして不処分・審判不開始とされている。

図23 非行名別非行無しを理由とする不処分・審判不開始人員



注 () 内は実数である。

第4 まとめ

以上見たとおり、少年保護事件の審理状況の上では、審理期間が昭和50年代初頭以降、短くなる傾向が認められ、特に殺人、強盗等の凶悪事犯については、窃盗、虞犯及び傷害と比べて1月以内に審理を終える人員の占める比率が高くなっている。また、付添人選任人員及び同選任率の増加・上昇傾向が、近年顕著であり、弁護士が付添人として選任される割合も高くなっている。特に、殺人、強盗、強盗致傷及び覚せい剤取締法違反における付添人選任率は、昭和60年前後から上昇しており、一般保護事件全体の付添人選任率より高くなっている。さらに、抗告事件既済人員は、近年おおむね増加傾向を示しており、その保護処分決定人員総数に対する比率も上昇している。

少年保護事件の処分状況に関しては、一般保護事件の終局処分の構成比を見ると、長期的には、審判不開始が上昇傾向を示しているのに対し、検察官送致、少年院送致、保護観察及び不処分は、いずれもおおむね低下傾向を示している。また、非行名別の処分状況を見ると、検察官送致の比率は、殺人、強盗、覚せい剤取締法違反のいずれにおいても低下傾向を示しており、近年は、殺人では少年院送致、強盗及び覚せい剤取締法違反では保護観察の比率が最も高くなっている。さらに、一般保護事件において相当数を占めている不処分及び審判不開始の理由を見ると、不処分では保護的措置が、審判不開始では保護的措置及び事案軽微が、その大半を占めている。一方、非行無しを理由とする不処分又は審判不開始は、近年減少傾向にあるが、昭和44年以降の29年間に、殺人では38人、強盗では44人、強盗致傷では16人、覚せい剤取締法違反では153人が、それぞれ非行無しとして不処分又は審判不開始とされている。

資料1 少年保護事件の終局処理人員

(昭和27年～平成9年)

年次	総数	一般保護事件			道路交通 保護事件
			業過を除く	業過	
27年	164,571	126,925	125,736	1,189	37,646
28	182,035	110,750	108,820	1,930	71,285
29	253,581	103,924	100,943	2,981	149,657
30	298,680	108,182	103,636	4,546	190,498
31	309,929	103,551	97,062	6,489	206,378
32	398,861	116,276	108,036	8,240	282,585
33	466,796	125,362	114,874	10,488	341,434
34	503,218	136,618	122,717	13,901	366,600
35	678,810	158,902	139,537	19,365	519,908
36	769,329	165,074	143,599	21,475	604,255
37	904,176	171,087	149,395	21,692	733,089
38	891,349	189,626	165,185	24,441	701,723
39	929,100	194,269	163,908	30,361	734,831
40	959,706	202,158	166,116	36,042	757,548
41	1,007,995	214,346	167,177	47,169	793,649
42	977,098	210,499	151,677	58,822	766,599
43	819,769	207,500	137,391	70,109	612,269
44	764,097	196,380	119,148	77,232	567,717
45	704,671	197,920	119,935	77,985	506,751
46	426,840	191,583	117,739	73,844	235,257
47	401,671	175,707	108,721	66,986	225,964
48	391,863	167,706	109,932	57,774	224,157
49	375,198	168,045	117,316	50,729	207,153
50	373,487	167,088	121,171	45,917	206,399
51	397,444	175,683	129,437	46,246	221,761
52	414,764	172,951	128,534	44,417	241,813
53	451,831	190,841	142,509	48,332	260,990
54	464,495	209,338	158,819	50,519	255,157
55	486,277	225,686	176,226	49,460	260,591
56	524,455	243,464	191,613	51,851	280,991
57	549,094	255,964	201,657	54,307	293,130
58	582,782	259,858	202,660	57,198	322,924
59	591,541	251,135	195,316	55,819	340,406
60	589,421	249,788	194,184	55,604	339,633
61	579,536	250,189	194,081	56,108	329,347
62	519,723	254,957	191,488	63,469	264,766
63	470,529	255,439	193,004	62,435	215,090
元	440,209	242,835	178,160	64,675	197,374
2	432,383	234,460	171,616	62,844	197,923
3	395,414	219,859	159,169	60,690	175,555
4	366,518	209,056	148,993	60,063	157,462
5	323,032	191,186	134,801	56,385	131,846
6	292,900	181,240	132,628	48,612	111,660
7	265,781	168,418	124,441	43,977	97,363
8	264,292	169,231	127,974	41,257	95,061
9	280,764	184,277	146,245	38,032	96,487

資料2 受理時身柄付人員及び身柄率

(昭和42年～平成9年)

年次	42年	43年	44年	45年	46年	47年	48年
受理時 身柄付人員	34,734 (3.24)	31,031 (3.42)	25,586 (3.03)	21,933 (2.82)	18,142 (3.83)	14,313 (3.22)	11,754 (2.73)
年次	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年
受理時 身柄付人員	10,729 (2.59)	11,556 (2.77)	11,176 (2.51)	11,187 (2.39)	12,632 (2.48)	13,749 (2.66)	16,391 (3.03)
年次	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年
受理時 身柄付人員	17,634 (3.06)	17,963 (2.97)	17,929 (2.80)	19,201 (2.95)	19,428 (3.03)	18,225 (2.91)	18,080 (3.33)
年次	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
受理時 身柄付人員	17,186 (3.58)	15,107 (3.32)	14,053 (3.13)	15,167 (3.72)	14,318 (3.81)	13,669 (4.22)	13,251 (4.68)
年次	7年	8年	9年				
受理時 身柄付人員	12,880 (5.11)	13,675 (5.65)	15,935 (6.44)				

注 () 内は受理時身柄付人員の終局総人員(簡易送致に係る人員を除く。)に占める比率(身柄率)である。

資料3 非行名別の受理時身柄付人員及び身柄率

(昭和42年～平成9年)

年次	窃盗	強盗	傷害	殺人	強盗致傷	強姦	虞犯
42年	15,314(18.4)	744(71.7)	3,706(21.9)	258(81.6)	417(75.0)	2,519(55.4)	2,399(26.6)
43	14,019(18.2)	628(70.6)	2,995(21.0)	216(82.8)	356(74.8)	2,152(53.7)	2,629(28.2)
44	11,876(17.4)	510(69.7)	2,416(21.1)	177(78.3)	319(76.9)	1,710(55.3)	1,867(21.1)
45	10,279(15.1)	421(62.8)	2,030(19.1)	137(70.6)	350(71.3)	1,472(55.3)	1,265(17.2)
46	8,289(12.0)	327(62.4)	1,632(17.1)	89(69.0)	253(63.6)	1,375(54.7)	969(13.2)
47	6,638(9.9)	237(59.3)	1,298(16.2)	99(68.8)	245(66.4)	1,158(54.3)	679(12.4)
48	5,334(7.9)	229(56.4)	1,234(15.9)	61(64.2)	185(62.9)	973(51.0)	590(16.2)
49	5,298(7.2)	198(48.1)	1,047(13.6)	63(67.0)	227(63.2)	844(47.0)	563(17.2)
50	5,635(7.4)	227(61.0)	1,058(13.6)	67(72.8)	199(60.9)	726(43.5)	703(18.6)
51	5,069(6.4)	149(49.0)	1,027(14.0)	54(75.0)	170(58.2)	608(43.4)	763(20.1)
52	4,904(6.4)	158(52.3)	1,080(14.5)	39(59.1)	140(69.0)	567(51.5)	801(21.0)
53	5,345(6.3)	186(60.4)	1,244(16.8)	53(64.6)	175(72.6)	549(50.6)	841(19.7)
54	5,751(6.3)	191(67.3)	1,390(18.2)	78(81.3)	172(73.2)	556(51.9)	921(21.5)
55	6,458(6.5)	256(67.4)	1,741(19.2)	24(60.0)	180(60.2)	656(56.8)	910(19.4)
56	6,928(6.4)	290(63.3)	1,850(18.2)	35(77.8)	158(57.9)	666(56.9)	863(19.6)
57	7,422(6.6)	201(51.0)	1,830(15.9)	49(76.6)	204(63.0)	632(59.4)	825(17.8)
58	7,852(7.0)	225(60.5)	1,937(17.0)	71(87.7)	193(61.1)	500(61.3)	127(2.5)
59	8,792(7.9)	208(60.8)	2,011(17.5)	49(80.3)	177(63.7)	552(60.4)	178(3.8)
60	9,295(8.5)	133(51.6)	2,060(19.5)	93(89.4)	176(69.8)	464(63.0)	187(4.1)
61	8,765(8.2)	193(63.7)	1,950(17.6)	64(83.1)	221(73.2)	462(65.5)	188(4.4)
62	8,865(8.9)	184(63.7)	1,975(18.7)	74(81.3)	205(62.9)	423(67.7)	188(4.4)
63	8,441(8.5)	128(62.7)	1,855(18.9)	52(88.1)	229(66.8)	397(72.7)	195(5.1)
元	7,040(7.6)	155(67.1)	1,723(16.4)	54(88.5)	180(61.4)	383(72.7)	196(5.4)
2	6,441(7.4)	132(61.4)	1,599(16.7)	57(98.3)	230(65.0)	301(67.8)	186(5.6)
3	6,640(8.7)	139(59.4)	1,857(21.0)	55(91.7)	283(69.2)	269(73.3)	152(5.2)
4	5,759(8.4)	157(51.6)	2,060(21.5)	44(86.3)	248(65.1)	264(73.9)	135(5.3)
5	5,783(9.5)	151(58.8)	1,771(20.9)	58(95.1)	295(68.1)	263(76.9)	80(4.3)
6	5,439(9.4)	186(57.2)	1,708(22.6)	33(89.2)	340(58.4)	231(72.2)	59(3.8)
7	4,926(9.5)	143(57.0)	1,851(24.2)	41(80.4)	358(57.2)	246(75.9)	66(4.8)
8	4,979(10.0)	201(56.8)	1,991(26.4)	46(93.9)	612(72.2)	200(79.7)	50(3.4)
9	5,297(10.2)	274(67.0)	2,650(29.5)	37(90.2)	1,007(74.0)	365(83.1)	60(4.2)

注 資料2の注に同じ。

資料4 一般保護事件の審理期間別人員

(昭和32年～平成9年)

年次	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	1年を超える
32年	58,391 (40.0)	47,613 (32.7)	25,177 (17.3)	12,103 (8.3)	2,527 (1.7)
33	59,980 (38.1)	50,927 (32.4)	28,112 (17.9)	14,586 (9.3)	3,660 (2.3)
34	63,957 (37.2)	52,991 (30.9)	31,986 (18.6)	17,805 (10.4)	4,989 (2.9)
35	74,527 (38.0)	60,181 (30.7)	36,325 (18.5)	19,996 (10.2)	5,172 (2.6)
36	79,731 (39.5)	64,554 (32.0)	33,017 (16.4)	18,820 (9.3)	5,628 (2.8)
37	80,179 (38.9)	68,381 (33.2)	33,929 (16.5)	18,338 (8.9)	5,289 (2.6)
38	84,313 (37.2)	77,777 (34.3)	39,897 (17.6)	19,723 (8.7)	5,228 (2.3)
39	87,993 (37.9)	80,346 (34.6)	41,328 (17.8)	18,456 (8.0)	3,994 (1.7)
40	89,817 (37.2)	84,842 (35.2)	40,316 (16.7)	21,032 (8.7)	5,153 (2.1)
41	92,838 (36.5)	89,715 (35.2)	44,578 (17.5)	21,878 (8.6)	5,604 (2.2)
42	100,185 (40.3)	85,989 (34.6)	38,570 (15.5)	18,472 (7.4)	5,309 (2.1)
43	99,878 (40.7)	88,933 (36.3)	38,649 (15.8)	14,323 (5.8)	3,490 (1.4)
44	92,812 (39.8)	83,574 (35.9)	39,412 (16.9)	14,892 (6.4)	2,371 (1.0)
45	86,977 (37.2)	84,049 (35.9)	42,678 (18.3)	16,871 (7.2)	3,229 (1.4)
46	75,662 (33.5)	81,847 (36.3)	46,454 (20.6)	18,192 (8.1)	3,476 (1.5)
47	66,965 (32.6)	76,849 (37.4)	43,504 (21.2)	15,553 (7.6)	2,576 (1.3)
48	64,622 (33.1)	75,008 (38.5)	38,827 (19.9)	13,857 (7.1)	2,763 (1.4)
49	60,059 (30.7)	75,228 (38.5)	41,901 (21.4)	15,549 (8.0)	2,625 (1.3)
50	57,911 (29.5)	77,092 (39.2)	43,023 (21.9)	15,886 (8.1)	2,636 (1.3)
51	62,448 (30.2)	78,914 (38.1)	46,531 (22.5)	16,493 (8.0)	2,482 (1.2)
52	64,374 (31.6)	80,962 (39.7)	43,049 (21.1)	13,692 (6.7)	1,865 (0.9)
53	72,236 (32.0)	91,064 (40.3)	47,336 (20.9)	13,732 (6.1)	1,641 (0.7)
54	81,355 (33.1)	97,218 (39.5)	50,146 (20.4)	15,617 (6.3)	1,803 (0.7)
55	91,706 (34.5)	103,061 (38.8)	52,997 (19.9)	16,169 (6.1)	1,805 (0.7)
56	101,731 (35.7)	107,162 (37.7)	55,881 (19.6)	17,871 (6.3)	1,938 (0.7)
57	106,792 (35.7)	114,059 (38.2)	56,779 (19.0)	19,132 (6.4)	2,134 (0.7)
58	112,354 (37.1)	116,784 (38.5)	54,903 (18.1)	17,216 (5.7)	1,749 (0.6)
59	113,454 (38.5)	112,762 (38.3)	50,893 (17.3)	16,081 (5.5)	1,380 (0.5)
60	116,204 (39.8)	111,655 (38.3)	48,146 (16.5)	14,281 (4.9)	1,503 (0.5)
61	115,502 (39.7)	110,597 (38.0)	48,630 (16.7)	14,676 (5.0)	1,465 (0.5)
62	122,739 (41.7)	107,130 (36.4)	48,089 (16.4)	14,718 (5.0)	1,313 (0.4)
63	125,048 (42.6)	107,023 (36.4)	47,727 (16.2)	12,942 (4.4)	1,045 (0.4)
元	110,200 (39.5)	104,086 (37.3)	49,706 (17.8)	13,935 (5.0)	947 (0.3)
2	101,203 (37.8)	101,785 (38.0)	50,034 (18.7)	14,081 (5.3)	984 (0.4)
3	101,715 (40.6)	90,375 (36.1)	45,242 (18.1)	11,937 (4.8)	970 (0.4)
4	95,889 (40.5)	85,570 (36.1)	43,308 (18.3)	11,430 (4.8)	797 (0.3)
5	92,545 (43.0)	76,057 (35.4)	35,935 (16.7)	9,704 (4.5)	898 (0.4)
6	94,165 (46.3)	69,416 (34.2)	31,248 (15.4)	7,801 (3.8)	587 (0.3)
7	88,992 (47.2)	61,959 (32.9)	29,503 (15.7)	7,397 (3.9)	558 (0.3)
8	94,103 (49.9)	55,964 (29.7)	30,525 (16.2)	7,609 (4.0)	482 (0.3)
9	104,970 (51.2)	56,084 (27.4)	33,095 (16.2)	10,105 (4.9)	570 (0.3)

注 () 内は構成比である。

資料5 非行名別の審理期間別人員

年次	殺人				強盗		傷害		窃盗			虞犯			
	6月以内		6月超え	1月以内	6月以内	6月超え	1月以内	6月以内	6月超え	1月以内	6月以内	6月超え	1月以内	6月以内	6月超え
	1月以内	6月以内	6月超え	1月以内	6月以内	6月超え	1月以内	6月以内	6月超え	1月以内	6月以内	6月超え	1月以内	6月以内	6月超え
42年	248	53	15	738	189	110	5,851	9,397	1,909	40,424	44,512	9,644	3,349	4,108	1,555
43	208	41	12	620	166	104	4,792	8,271	1,408	38,026	42,551	7,153	3,627	4,365	1,346
44	177	35	16	536	139	57	3,991	6,778	1,096	34,038	39,405	6,532	2,963	4,519	1,411
45	124	48	24	437	153	81	3,439	6,445	1,260	34,402	40,674	7,688	2,292	3,657	1,420
46	91	31	7	302	137	85	2,583	6,056	1,259	30,769	44,019	8,209	2,198	3,814	1,354
47	103	33	8	228	118	54	2,258	5,121	913	28,823	44,643	6,963	1,419	2,872	1,200
48	55	33	7	231	120	56	2,172	5,024	806	29,969	45,072	6,761	1,098	1,634	926
49	63	23	8	254	116	42	1,861	5,122	965	30,877	50,928	7,842	947	1,617	712
50	65	16	11	227	88	57	1,834	5,169	1,001	29,446	53,917	7,919	1,139	1,835	811
51	53	17	3	138	115	52	1,766	4,866	948	31,500	55,162	7,720	1,196	1,720	873
52	45	16	5	178	84	40	1,879	5,038	692	33,191	53,949	6,627	1,335	1,704	783
53	52	19	11	185	84	39	1,875	4,880	796	37,199	60,751	6,408	1,571	1,897	811
54	67	18	11	211	48	25	2,114	4,801	853	42,864	64,676	7,473	1,746	1,771	767
55	19	13	8	265	99	16	2,455	5,768	979	49,510	69,242	7,713	1,843	1,997	856
56	31	9	5	286	136	36	2,652	6,576	1,115	57,465	72,979	8,326	1,938	1,733	736
57	46	13	5	199	151	44	2,590	7,770	1,369	59,994	75,445	9,227	2,016	1,796	813
58	71	6	4	239	102	31	2,600	7,446	1,492	63,826	75,236	7,937	2,205	1,972	857
59	43	11	7	230	77	35	2,802	7,545	1,327	62,346	71,541	7,649	2,180	1,733	829
60	88	11	5	159	78	21	2,745	6,749	1,214	64,522	71,377	7,218	2,337	1,555	668
61	62	12	3	196	86	21	2,639	7,378	1,244	66,935	69,115	7,099	2,131	1,560	613
62	68	17	6	189	73	27	2,769	6,689	1,263	69,862	63,219	6,965	2,031	1,499	629
63	45	10	4	138	51	15	2,625	6,363	1,032	73,053	64,479	6,252	1,985	1,293	544
元	52	4	5	153	60	18	2,622	6,905	1,218	60,890	62,039	6,326	1,852	1,219	592
2	48	9	1	145	56	14	2,260	6,249	1,285	51,881	59,177	6,334	1,597	1,081	622
3	46	10	4	146	71	17	2,535	5,566	975	49,557	49,205	5,080	1,434	947	549
4	34	12	5	225	61	18	2,705	5,904	1,169	41,586	45,532	4,784	1,204	887	435
5	50	10	1	149	89	19	2,361	5,293	1,024	40,954	40,022	4,392	794	726	323
6	32	4	1	219	80	26	2,273	4,593	939	43,489	38,410	3,988	746	517	282
7	37	12	2	152	68	31	2,201	4,764	909	42,837	34,181	3,687	675	463	231
8	44	4	1	253	73	28	2,390	4,527	907	46,086	33,738	3,736	673	546	250
9	33	7	1	302	83	24	3,051	4,920	1,304	54,738	36,195	4,970	694	482	250

**資料 6 一般保護事件終局総人員中の附添人選任人員
及び選任率**

(昭和39年～平成9年)

年 次	附添人選任人員		附添人選任率	
	弁護士	弁護士以外		うち弁護士
39年	1,984	2,197	1.80	0.85
40	2,044	844	1.20	0.85
41	1,867	833	1.16	0.80
42	1,805	554	1.03	0.79
43	1,693	372	0.90	0.74
44	1,724	822	1.09	0.74
45	1,477	204	0.72	0.63
46	1,204	40	0.55	0.53
47	891	35	0.45	0.43
48	870	40	0.46	0.45
49	835	27	0.44	0.43
50	746	58	0.41	0.38
51	734	93	0.40	0.35
52	694	61	0.37	0.34
53	1,161	47	0.53	0.51
54	1,116	18	0.46	0.45
55	1,364	33	0.53	0.51
56	1,593	24	0.57	0.56
57	1,577	27	0.54	0.53
58	1,469	41	0.50	0.48
59	1,574	53	0.55	0.53
60	1,565	61	0.56	0.54
61	1,583	56	0.56	0.54
62	1,502	111	0.55	0.51
63	1,658	114	0.60	0.56
元	1,694	101	0.64	0.61
2	1,872	103	0.74	0.70
3	1,967	110	0.83	0.79
4	2,154	88	0.95	0.91
5	2,270	113	1.11	1.06
6	2,266	157	1.19	1.12
7	2,116	141	1.20	1.12
8	2,477	198	1.42	1.31
9	2,968	171	1.53	1.45

資料7 非行名別一般保護事件終局総人員中の附添人選任人員

(昭和39年～平成9年)

年次	殺 人	強 盗	強盗致傷	覚せい剤取締法違反
39年	45 (13.8)	102 (7.1)	49 (8.7)	1 (1.6)
40	45 (13.0)	64 (4.8)	57 (8.5)	2 (4.5)
41	57 (16.6)	88 (7.1)	71 (10.4)	0 (0.0)
42	46 (14.9)	56 (6.1)	51 (9.8)	1 (3.8)
43	52 (20.0)	48 (6.1)	48 (10.9)	0 (0.0)
44	34 (14.9)	54 (7.4)	42 (10.1)	1 (6.3)
45	25 (12.8)	33 (4.9)	48 (9.8)	3 (6.3)
46	21 (16.3)	30 (5.7)	24 (6.0)	4 (9.5)
47	21 (14.6)	22 (5.5)	23 (6.2)	2 (3.3)
48	12 (12.6)	22 (5.4)	27 (9.2)	8 (4.0)
49	18 (19.1)	22 (5.3)	41 (11.4)	5 (4.2)
50	14 (15.2)	17 (4.6)	20 (6.1)	5 (1.9)
51	15 (20.5)	16 (5.2)	15 (5.1)	11 (2.2)
52	8 (12.1)	16 (5.3)	19 (9.3)	17 (2.2)
53	25 (30.5)	17 (5.5)	20 (8.3)	63 (4.4)
54	22 (22.9)	19 (6.7)	22 (9.4)	58 (3.1)
55	9 (22.5)	28 (7.4)	33 (11.0)	89 (3.9)
56	14 (31.1)	36 (7.9)	34 (12.5)	113 (3.9)
57	9 (14.1)	29 (7.4)	28 (8.6)	145 (4.8)
58	21 (25.9)	24 (6.5)	33 (10.4)	88 (3.0)
59	15 (24.6)	23 (6.7)	30 (10.8)	126 (4.4)
60	26 (25.0)	21 (8.1)	22 (8.7)	91 (4.0)
61	26 (33.8)	21 (6.9)	25 (8.3)	73 (4.0)
62	24 (26.4)	27 (9.3)	29 (8.9)	80 (5.1)
63	22 (37.3)	21 (10.3)	52 (15.2)	61 (4.7)
元	34 (55.7)	25 (10.8)	36 (12.3)	80 (7.3)
2	32 (55.2)	31 (14.4)	53 (15.0)	71 (8.3)
3	24 (40.0)	35 (15.0)	54 (13.2)	98 (9.0)
4	30 (58.8)	48 (15.8)	63 (16.5)	106 (9.5)
5	31 (50.8)	50 (19.5)	108 (24.9)	122 (10.3)
6	23 (62.2)	47 (14.5)	113 (19.4)	114 (11.9)
7	29 (56.9)	38 (15.1)	115 (18.4)	135 (10.5)
8	31 (63.3)	61 (17.2)	197 (23.2)	194 (11.2)
9	24 (58.5)	79 (19.3)	364 (26.8)	204 (10.2)

注 () 内は、附添人選任率である。

資料8 抗告事件既済人員

(昭和48年～平成9年)

年 次	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年
人 員	144	136	151	160	192	213	219
年 次	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年
人 員	272	343	364	412	379	326	360
年 次	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年
人 員	300	254	281	283	308	388	370
年 次	6年	7年	8年	9年			
人 員	393	370	446	566			

資料 9 試験観察終了人員及び試験観察比
(昭和37年～平成 9 年)

年 次	① 一般保護事件		② 交通保護事件	
37年	9,612	(5.62)	4,985	(0.68)
38	10,425	(5.50)	12,258	(1.75)
39	11,972	(6.16)	19,187	(2.61)
40	13,333	(6.60)	29,062	(3.84)
41	15,274	(7.13)	38,771	(4.89)
42	14,548	(6.91)	31,513	(4.11)
43	16,744	(8.07)	30,494	(4.98)
44	18,691	(9.52)	40,526	(7.14)
45	21,668	(10.95)	58,009	(11.45)
46	24,972	(13.03)	57,256	(24.34)
47	25,850	(14.71)	62,001	(27.44)
48	24,299	(14.49)	67,569	(30.14)
49	23,757	(14.14)	62,468	(30.16)
50	21,849	(13.08)	60,208	(29.17)
51	21,254	(12.10)	62,628	(28.24)
52	18,221	(10.54)	55,422	(22.92)
53	18,873	(9.89)	55,281	(21.18)
54	18,397	(8.79)	46,600	(18.26)
55	18,410	(8.16)	42,918	(16.47)
56	19,060	(7.83)	39,226	(13.96)
57	19,375	(7.57)	39,755	(13.56)
58	19,652	(7.56)	41,573	(12.87)
59	18,654	(7.43)	37,174	(10.92)
60	17,957	(7.19)	35,392	(10.42)
61	18,458	(7.38)	34,447	(10.46)
62	20,311	(7.97)	29,460	(11.13)
63	20,109	(7.87)	20,643	(9.60)
元	20,638	(8.50)	18,400	(9.32)
2	20,400	(8.70)	19,620	(9.91)
3	17,798	(8.10)	14,879	(8.48)
4	15,255	(7.30)	11,860	(7.53)
5	12,889	(6.74)	9,211	(6.99)
6	11,879	(6.55)	7,912	(7.09)
7	10,907	(6.48)	5,902	(6.06)
8	10,305	(6.09)	6,007	(6.32)
9	9,459	(5.13)	5,432	(5.63)

注 () 内は試験観察比である。

資料10 少年保護事件種類別の主な処分別人員

① 一般保護事件

(昭和32年～平成9年)

年次	総 数	検察官送致	保護観察	少年院送致	不処分	審判不開始
32年	108,036	3,238	16,814	8,206	32,017	45,901
33	114,874	3,308	17,422	8,699	33,459	50,082
34	122,717	4,049	19,437	9,279	34,180	53,775
35	139,537	4,291	20,126	8,952	35,024	69,213
36	143,599	3,887	19,879	8,700	33,260	75,817
37	149,395	3,461	18,538	8,292	34,032	83,007
38	165,179	3,125	18,206	7,632	34,847	99,508
39	163,908	2,886	19,423	8,246	37,080	94,540
40	166,116	3,119	20,458	7,816	41,702	91,470
41	167,177	3,959	21,348	8,074	42,626	89,731
42	151,677	3,619	18,605	6,648	37,336	84,172
43	137,391	3,075	16,810	5,338	33,963	77,037
44	119,148	2,442	13,835	4,375	29,642	67,785
45	119,935	1,995	13,019	3,899	29,908	70,160
46	117,739	1,408	11,900	3,208	30,469	69,829
47	108,721	1,130	10,042	2,777	29,533	64,435
48	109,932	1,052	8,466	2,197	28,267	69,194
49	117,370	859	8,372	1,889	29,446	76,126
50	121,171	850	9,152	2,452	29,294	78,775
51	129,428	670	9,905	2,546	31,428	84,080
52	128,460	527	9,389	3,074	29,436	85,285
53	142,558	596	11,264	3,604	30,408	95,944
54	158,868	641	12,097	3,855	32,764	108,609
55	176,234	877	14,691	4,386	34,544	120,820
56	191,625	754	14,962	4,626	36,781	133,496
57	201,661	845	16,332	4,861	39,155	139,402
58	202,664	1,023	16,221	5,371	39,003	139,978
59	195,297	992	16,847	5,661	38,524	132,182
60	194,184	851	16,007	5,626	36,283	134,306
61	194,081	820	15,819	5,362	35,306	135,790
62	191,488	857	14,935	4,871	33,035	136,724
63	193,004	715	14,694	4,526	31,199	140,825
元	178,160	659	13,837	4,452	30,204	127,963
2	171,616	490	13,018	3,859	30,176	123,045
3	159,169	525	12,748	3,909	27,289	113,714
4	148,993	473	12,448	3,902	24,945	106,268
5	134,801	407	11,157	3,790	21,447	97,148
6	132,628	360	10,826	3,600	20,073	96,932
7	124,441	327	12,253	3,493	17,117	90,493
8	127,974	294	13,003	3,804	15,940	94,185
9	146,245	292	14,909	4,535	16,332	109,406

資料10 少年保護事件種類別の主な処分別人員

② 業過事件

(昭和32年～平成9年)

年次	総 数	検察官送致	保護観察	少年院送致	不処分	審判不開始
32年	8,240	2,571	280	3	3,028	2,219
33	10,488	3,252	477	2	3,841	2,722
34	13,901	5,181	534	4	5,100	2,828
35	19,365	7,679	781	4	6,267	4,251
36	21,475	8,632	769	3	7,104	4,660
37	21,692	10,233	608	5	6,491	4,041
38	24,441	10,849	727	12	8,124	4,328
39	30,361	11,409	1,185	22	11,985	5,350
40	36,042	13,785	1,683	15	15,461	4,717
41	47,169	16,911	2,375	12	21,172	6,151
42	58,822	22,022	2,834	17	24,887	8,228
43	70,109	24,594	3,762	14	32,383	8,529
44	77,232	22,667	4,211	20	39,105	10,067
45	77,985	21,677	4,938	36	41,054	9,083
46	73,844	19,075	4,930	50	42,130	6,414
47	66,986	15,022	4,715	53	40,400	5,585
48	57,774	11,185	4,099	36	36,462	4,799
49	50,675	8,358	3,811	46	33,396	4,102
50	45,917	7,605	3,777	69	29,871	3,648
51	46,255	7,416	4,121	59	30,149	3,469
52	44,491	6,393	5,895	107	27,233	3,871
53	48,283	6,039	8,729	106	27,535	4,652
54	50,470	6,034	11,049	115	27,670	4,423
55	49,452	5,362	12,036	185	26,381	4,287
56	51,839	5,618	12,883	163	27,449	4,379
57	54,303	5,881	13,554	152	28,326	4,774
58	57,194	6,390	14,573	164	29,190	4,864
59	55,838	6,530	13,871	138	27,921	5,330
60	55,604	6,041	14,288	156	27,501	5,334
61	56,108	5,783	15,511	140	28,345	4,488
62	63,469	5,571	17,345	113	32,202	5,642
63	62,435	4,029	17,015	119	32,568	6,103
元	64,675	3,454	18,049	98	33,058	6,965
2	62,844	2,930	17,364	97	32,471	7,188
3	60,690	2,088	16,677	101	31,729	7,402
4	60,063	1,843	15,731	97	30,719	9,052
5	56,385	1,582	14,050	79	27,944	10,275
6	48,612	1,160	11,314	82	24,435	9,517
7	43,977	994	9,928	62	22,778	8,203
8	41,257	888	9,346	56	21,908	7,246
9	38,032	763	8,854	75	19,864	6,774

資料10 少年保護事件種類別の主な処分別人員

③ 道路交通保護事件

(昭和32年～平成9年)

年次	総 数					
		検察官送致	保護観察	少年院送致	不処分	審判不開始
32年	282,585	20,515	1,981	5	50,284	208,036
33	341,434	29,597	2,756	6	48,674	258,307
34	366,600	35,975	3,341	8	60,301	264,562
35	519,908	53,230	3,430	11	62,890	396,488
36	604,255	75,902	2,483	10	55,372	467,010
37	733,089	120,539	2,801	11	56,549	548,566
38	701,723	107,001	3,900	15	78,871	507,763
39	734,835	100,866	5,707	22	125,306	499,104
40	757,548	120,542	6,356	19	157,008	470,397
41	793,649	125,247	7,431	16	184,509	472,881
42	766,599	135,864	7,797	14	179,801	438,616
43	612,269	80,718	8,447	22	179,114	340,713
44	567,717	52,691	8,143	38	181,926	322,455
45	506,751	54,947	9,675	35	179,767	259,649
46	235,257	52,120	8,659	63	127,694	44,619
47	225,964	46,307	9,203	32	129,818	38,363
48	224,157	42,742	8,650	38	133,457	36,907
49	207,153	37,329	8,255	43	125,539	33,500
50	206,399	38,924	8,789	48	123,103	32,557
51	221,761	42,855	10,309	67	130,875	34,130
52	241,813	42,212	18,853	117	135,384	41,634
53	260,990	38,461	25,510	91	146,835	45,748
54	255,157	35,665	27,454	121	142,481	45,379
55	260,591	35,310	29,996	205	143,087	47,657
56	280,991	39,939	32,111	255	151,876	51,857
57	293,140	42,998	34,513	251	156,653	53,013
58	322,924	50,855	40,223	307	165,914	58,459
59	340,406	56,945	40,686	320	169,468	64,930
60	339,633	56,722	41,845	317	168,976	62,950
61	329,347	50,380	41,606	314	166,231	63,412
62	264,766	36,462	39,126	310	133,442	48,388
63	215,090	24,859	36,901	255	104,522	42,373
元	197,374	22,707	38,901	318	92,493	37,314
2	197,923	23,631	43,959	366	89,633	35,159
3	175,555	21,011	41,769	391	76,753	30,904
4	157,462	20,595	41,134	441	63,357	27,682
5	131,846	18,055	35,304	405	51,835	22,503
6	111,660	14,736	31,849	382	43,614	17,925
7	97,363	11,327	29,133	336	38,138	16,104
8	95,061	10,827	29,173	440	36,769	15,654
9	96,487	10,795	30,514	472	36,357	15,959

資料11 年齢層別一般保護事件終局処理人員及び主な処分別人員

① 年長少年

(昭和42年～平成9年)

年次	総 数	検察官送致	保護観察	児童施設送致	少年院送致	不処分	審判不開始
42年	53,258	3,241	8,369	—	3,181	13,069	25,398
43	50,127	2,758	7,893	—	2,695	12,322	24,459
44	39,722	2,256	6,760	—	2,197	11,185	17,324
45	34,911	1,860	6,078	—	1,971	10,298	14,704
46	30,779	1,281	5,113	—	1,590	9,117	13,678
47	26,845	1,012	4,123	4	1,361	8,196	12,149
48	24,332	935	3,406	2	1,010	7,103	11,876
49	24,863	768	3,334	—	863	7,393	12,505
50	25,033	774	3,517	—	1,090	7,210	12,442
51	26,850	573	3,653	1	1,077	7,788	13,758
52	27,164	473	3,716	—	1,369	7,739	13,867
53	29,091	569	4,508	—	1,532	8,091	14,391
54	30,383	610	4,559	—	1,607	8,381	15,226
55	32,864	763	5,696	—	1,877	8,802	15,726
56	31,517	714	5,361	—	1,890	8,425	15,127
57	31,134	807	5,513	—	1,884	8,076	14,854
58	29,748	940	5,089	—	2,015	7,639	14,065
59	28,862	921	5,234	—	2,090	7,307	13,310
60	25,260	800	4,570	—	2,105	6,495	11,290
61	24,283	766	4,527	—	2,039	6,186	10,765
62	25,620	796	4,791	—	2,045	6,564	11,424
63	24,295	655	4,650	—	1,852	6,162	10,976
元	21,991	609	4,188	—	1,788	5,626	9,780
2	22,031	453	4,042	—	1,524	5,635	10,377
3	22,630	476	4,229	—	1,699	5,575	10,651
4	22,763	424	4,233	—	1,696	5,428	10,982
5	20,678	362	4,058	—	1,736	4,722	9,800
6	18,674	324	3,840	—	1,531	4,254	8,725
7	16,687	303	4,011	—	1,418	3,500	7,455
8	14,858	276	3,838	—	1,401	2,925	6,418
9	15,661	281	4,194	—	1,730	2,794	6,662

注1 「児童施設送致」とは、教護院（平成10年4月に児童自立支援施設と改称）及び養護施設（同じく児童養護施設と改称）への送致をいう。

注2 「非行無し」による不処分及び審判不開始を除く。また、昭和44年以降は、「所在不明等」・「その他」による不処分・審判不開始及び年齢超過による検察官送致を含まない。

資料11 年齢層別一般保護事件終局処理人員及び主な処分別人員

② 中間少年

(昭和42年～平成9年)

年次	総 数	検察官送致	保護観察	児童施設送致	少年院送致	不処分	審判不開始
42年	55,275	373	7,021	10	2,646	14,102	31,102
43	49,012	305	6,256	17	2,031	12,270	28,111
44	37,281	184	5,001	13	1,678	10,807	19,573
45	36,075	136	4,663	7	1,450	11,067	18,735
46	36,469	112	4,422	2	1,220	11,394	19,302
47	33,268	113	3,744	8	1,013	10,868	17,503
48	32,981	105	3,085	9	815	10,450	18,506
49	35,936	71	3,044	2	693	10,948	21,171
50	38,893	81	3,497	3	920	11,318	23,067
51	42,669	66	3,899	3	982	12,345	25,355
52	40,333	23	3,591	4	1,141	11,314	24,244
53	44,866	36	4,250	1	1,452	11,633	27,485
54	49,880	35	4,870	5	1,473	13,057	30,431
55	51,794	66	5,881	6	1,715	13,364	30,753
56	55,732	53	6,151	3	1,837	13,774	33,910
57	56,380	54	6,622	2	1,927	14,276	33,495
58	50,834	68	6,199	4	2,013	12,983	29,563
59	51,751	72	6,595	8	2,175	12,914	29,980
60	54,402	54	6,864	3	2,310	13,539	31,624
61	52,755	57	6,558	5	2,208	12,805	31,113
62	50,897	63	6,201	2	1,944	12,513	30,169
63	51,405	61	6,195	3	1,750	11,877	31,517
元	49,662	53	5,738	5	1,789	11,593	30,478
2	49,964	37	5,690	4	1,575	11,752	30,899
3	46,667	42	5,539	2	1,570	11,016	28,492
4	42,895	49	5,371	5	1,573	9,929	25,961
5	36,724	45	4,701	5	1,475	8,318	22,179
6	33,986	37	4,490	9	1,513	7,727	20,203
7	31,752	25	5,274	9	1,480	6,815	18,146
8	31,019	16	5,716	7	1,704	6,488	17,079
9	32,696	11	6,412	10	1,944	6,527	17,789

資料11 年齢層別一般保護事件終局処理人員及び主な処分人員

③ 年少少年

(昭和42年～平成9年)

年次	総 数	検察官送致	保護観察	児童施設送致	少年院送致	不処分	審判不開始
42年	41,652	5	3,199	187	805	9,901	27,145
43	36,646	11	2,639	180	605	9,016	23,855
44	25,930	4	2,036	152	484	7,330	15,614
45	26,695	2	2,239	174	460	8,034	15,516
46	31,177	11	2,342	162	388	9,530	18,451
47	30,790	9	2,147	133	393	9,978	17,879
48	33,892	14	1,957	118	355	10,392	20,801
49	36,840	2	1,970	134	321	10,708	23,512
50	38,565	—	2,112	147	432	10,474	25,222
51	40,641	2	2,325	173	465	10,979	26,485
52	40,544	—	2,085	165	553	10,172	27,376
53	44,833	1	2,460	166	605	10,384	31,053
54	51,162	—	2,635	206	760	11,061	36,308
55	58,299	—	3,102	212	782	12,098	41,916
56	65,954	1	3,454	238	896	14,262	46,885
57	74,762	1	4,171	248	1,031	16,483	52,562
58	79,209	—	4,887	285	1,321	18,143	54,335
59	75,055	—	4,960	288	1,382	18,118	50,077
60	71,233	—	4,550	302	1,200	16,001	48,929
61	70,362	1	4,718	316	1,107	16,106	47,914
62	62,176	—	3,923	275	871	13,739	43,101
63	60,472	—	3,845	311	918	13,027	42,141
元	59,844	—	3,893	317	860	12,826	41,730
2	56,455	—	3,282	298	755	12,625	39,256
3	47,480	5	2,975	297	633	10,561	32,772
4	42,904	1	2,833	251	625	9,489	29,523
5	36,778	—	2,390	255	570	8,298	25,100
6	34,440	—	2,490	210	551	8,008	23,035
7	30,383	—	2,958	235	588	6,691	19,774
8	28,673	3	3,433	230	692	6,424	17,757
9	31,742	—	4,282	242	852	6,895	19,346

資料12 男女別一般保護事件終局処理人員及び主な処分別人員

① 男子

(昭和32年～平成9年)

年次	総 数	検察官送致	保護観察	少年院送致	不処分	審判不開始
32年	97,992	3,175	15,592	7,396	29,661	40,514
33	105,331	3,243	16,084	7,812	31,042	45,526
34	112,963	3,969	18,072	8,397	31,716	49,033
35	127,708	4,219	18,649	8,155	32,555	62,406
36	131,981	3,783	18,478	7,904	30,841	69,200
37	136,785	3,409	17,209	7,592	31,560	75,200
38	149,115	3,080	16,801	6,964	32,262	88,417
39	148,675	2,844	17,952	7,501	34,389	84,458
40	149,808	3,066	18,730	7,096	38,411	81,165
41	150,256	3,879	19,566	7,418	39,143	78,983
42	136,123	3,548	16,989	6,096	34,198	74,148
43	121,744	3,038	15,317	4,843	31,073	66,476
44	105,014	2,421	12,673	4,008	27,183	57,804
45	105,938	1,973	12,041	3,594	27,590	59,924
46	102,949	1,385	10,965	2,948	27,884	59,005
47	94,199	1,109	9,249	2,558	26,975	53,618
48	94,158	1,028	7,765	1,987	25,657	57,065
49	98,662	820	7,665	1,740	26,445	61,430
50	100,623	836	8,381	2,270	25,984	62,611
51	104,985	632	8,930	2,307	27,750	64,735
52	101,802	486	8,420	2,747	25,528	64,027
53	112,923	589	9,986	3,177	26,480	72,118
54	127,631	623	10,762	3,338	29,017	83,159
55	141,884	806	13,155	3,864	30,550	92,763
56	153,084	741	13,324	4,106	32,325	101,753
57	162,192	833	14,458	4,302	34,382	107,348
58	158,850	961	14,000	4,671	33,697	104,625
59	154,654	950	14,303	4,938	32,962	100,629
60	156,185	822	13,630	4,883	31,210	104,763
61	154,897	776	13,518	4,720	30,357	104,733
62	151,751	823	12,701	4,290	28,052	105,019
63	147,731	685	12,426	3,955	26,276	103,561
元	134,334	628	11,702	3,903	25,066	92,230
2	130,111	466	11,003	3,399	24,699	89,741
3	122,055	496	10,592	3,400	22,351	84,437
4	116,588	434	10,530	3,375	20,496	81,009
5	106,412	377	9,556	3,322	18,024	74,456
6	104,392	349	9,374	3,156	17,104	73,745
7	96,919	310	10,679	3,029	14,730	67,564
8	97,778	278	11,285	3,326	13,774	68,519
9	107,704	274	13,025	4,025	14,128	75,626

資料12 男女別一般保護事件終局処理人員及び主な処分人員

② 女子

(昭和32年～平成9年)

年次	総 数	検察官送致	保護観察	少年院送致	不処分	審判不開始
32年	10,044	63	1,222	810	2,356	5,387
33	9,543	65	1,338	887	2,417	4,556
34	9,754	80	1,365	882	2,464	4,742
35	11,829	72	1,477	797	2,469	6,807
36	11,618	104	1,401	796	2,419	6,617
37	12,610	52	1,329	700	2,472	7,807
38	16,070	45	1,405	668	2,585	11,097
39	15,233	42	1,471	745	2,691	10,082
40	16,308	53	1,728	720	3,291	10,305
41	16,921	80	1,782	656	3,483	10,748
42	15,554	71	1,616	552	3,138	10,024
43	15,647	37	1,493	495	2,890	10,561
44	14,134	21	1,162	367	2,459	9,981
45	13,997	22	978	305	2,318	10,236
46	14,790	23	935	260	2,585	10,824
47	14,522	21	793	219	2,558	10,817
48	15,774	24	701	210	2,610	12,129
49	18,654	17	698	149	2,928	14,776
50	20,548	14	771	182	3,310	16,164
51	24,452	12	963	234	3,608	19,480
52	26,732	11	977	323	3,951	21,326
53	29,586	19	1,262	428	3,829	23,892
54	31,188	20	1,319	516	3,741	25,429
55	34,342	18	1,532	518	3,996	28,116
56	38,529	21	1,651	527	4,441	31,737
57	39,465	26	1,851	560	4,769	32,060
58	43,810	44	2,186	700	5,312	35,354
59	40,662	41	2,500	721	5,622	31,572
60	37,999	29	2,377	743	5,073	29,543
61	39,184	44	2,301	642	4,949	31,057
62	39,737	34	2,234	581	4,983	31,705
63	45,273	30	2,268	571	4,923	37,264
元	43,826	31	2,135	549	5,138	35,733
2	41,505	24	2,015	460	5,477	33,304
3	37,114	29	2,156	509	4,938	29,277
4	32,405	39	1,918	527	4,449	25,259
5	28,389	30	1,601	468	3,423	22,692
6	28,236	11	1,452	444	2,969	23,187
7	27,522	17	1,574	464	2,387	22,929
8	30,196	16	1,718	478	2,166	25,666
9	38,541	18	1,884	510	2,204	33,780

資料13 殺人の終局処理人員及び処分別人員

(昭和33年～平成9年)

年次	総 数	検察官送致	保護観察	児童施設送致	少年院送致	不処分	審判不開始
33年	252	132	37	1	40	30	10
34	291	161	50	—	46	28	6
35	318	137	66	—	56	42	17
36	360	167	77	—	56	42	17
37	283	133	55	—	53	34	7
38	305	154	59	—	52	26	14
39	292	124	63	—	66	34	4
40	310	136	73	—	58	33	8
41	314	159	52	—	63	27	13
42	285	139	64	1	45	29	6
43	233	119	37	—	41	25	11
44	189	80	56	—	34	14	5
45	165	69	41	1	29	24	1
46	106	44	23	1	19	15	4
47	114	51	18	—	27	16	2
48	80	23	27	—	16	13	1
49	84	36	17	1	13	14	2
50	81	18	20	—	27	16	—
51	67	23	16	2	18	7	1
52	55	18	13	—	13	10	1
53	69	11	17	—	23	17	1
54	74	26	14	1	22	9	2
55	35	6	12	—	8	8	1
56	41	11	13	1	13	3	—
57	58	16	17	—	18	6	1
58	68	24	9	—	31	3	1
59	52	9	15	—	20	8	—
60	86	29	11	—	39	7	—
61	63	22	9	1	27	3	1
62	74	22	17	—	29	4	2
63	52	15	9	1	25	1	1
元	55	20	7	1	24	3	—
2	48	10	6	—	31	—	1
3	42	11	7	—	23	1	—
4	43	10	6	—	24	1	1
5	51	17	4	—	29	1	—
6	29	13	3	—	13	—	—
7	44	11	10	—	21	2	—
8	42	16	4	—	22	—	—
9	33	4	2	—	26	1	—

注 資料11の注に同じ。

資料14 強盗の終局処理人員及び処分別人員

(昭和33年～平成9年)

年次	総 数	検 察 官 送 致	保 護 観 察	児 童 施 設 送 致	少 年 院 送 致	不 処 分	審 判 不 開 始
33年	1,157	158	369	—	313	243	73
34	1,332	182	440	1	358	249	99
35	1,394	176	475	1	336	277	127
36	1,153	105	401	2	294	236	114
37	1,127	131	364	2	309	205	110
38	1,108	139	351	2	272	240	104
39	1,085	118	377	5	271	220	92
40	1,023	136	331	5	271	204	74
41	1,045	124	349	1	321	180	66
42	770	125	263	—	224	123	35
43	640	86	223	4	179	106	40
44	488	75	168	2	135	94	14
45	446	41	174	—	119	90	22
46	375	31	142	2	86	91	23
47	285	23	101	—	63	89	9
48	306	31	94	2	50	104	25
49	260	32	75	1	53	79	20
50	256	16	87	2	57	70	23
51	230	16	75	1	46	66	26
52	204	17	60	1	45	58	23
53	223	12	72	1	61	66	10
54	192	18	70	—	49	48	7
55	271	12	109	—	72	69	9
56	335	13	136	1	80	85	20
57	306	17	106	1	51	97	34
58	290	6	97	—	91	73	23
59	245	8	89	1	81	48	18
60	193	4	59	—	59	51	20
61	230	5	95	2	63	52	12
62	229	13	84	—	52	62	17
63	142	7	52	—	40	37	6
元	176	3	53	1	65	43	11
2	162	7	59	1	54	32	9
3	173	8	72	1	43	42	7
4	209	8	75	1	65	45	15
5	203	3	74	1	62	50	12
6	213	6	87	1	57	51	10
7	197	5	109	2	38	34	9
8	229	4	121	1	55	38	9
9	276	2	131	1	107	25	10

注 資料11の注に同じ。

資料15 窃盗の終局処理人員及び処分別人員

(昭和33年～平成9年)

年次	総 数	検察官送致	保護観察	児童施設送致	少年院送致	不処分	審判不開始
33年	48,920	987	7,958	128	4,653	13,867	20,915
34	53,073	1,195	8,682	145	4,904	14,012	23,687
35	60,904	1,309	9,276	91	4,735	15,464	29,616
36	67,037	1,319	9,215	115	4,361	15,539	35,988
37	72,231	1,072	8,675	172	4,213	16,525	40,983
38	81,238	945	8,424	116	3,745	17,268	50,289
39	83,674	837	9,019	134	3,860	18,715	50,675
40	84,905	997	9,377	154	3,707	20,913	49,323
41	86,163	1,207	10,188	133	4,053	21,567	48,651
42	76,682	1,176	8,718	106	3,261	18,807	44,328
43	70,685	1,048	8,179	103	2,785	17,579	40,754
44	53,237	788	7,094	74	2,327	15,733	26,987
45	51,776	644	6,921	81	2,079	16,219	25,645
46	54,185	469	6,209	85	1,657	17,194	28,369
47	53,712	357	5,429	77	1,447	17,827	28,399
48	54,237	297	4,683	60	1,137	17,670	30,197
49	60,143	212	4,569	77	1,032	18,084	36,030
50	62,154	219	4,681	70	1,330	17,440	38,281
51	65,054	168	4,751	70	1,310	17,776	40,837
52	63,251	95	4,276	66	1,546	15,889	41,255
53	69,705	126	4,843	75	1,722	15,809	47,037
54	76,960	122	5,156	76	1,805	16,778	52,922
55	82,395	141	5,820	87	1,913	17,377	56,941
56	89,467	175	6,003	94	2,024	18,559	62,498
57	94,222	201	6,782	88	2,059	19,649	65,315
58	93,043	193	6,986	110	2,290	19,603	63,727
59	90,642	194	7,584	122	2,542	19,717	60,356
60	90,231	152	7,408	128	2,722	18,818	60,873
61	88,548	163	7,368	144	2,605	18,256	59,916
62	82,634	194	7,031	138	2,358	16,904	55,870
63	82,936	176	6,862	144	2,241	16,149	57,249
元	78,481	141	6,286	138	2,118	15,218	54,469
2	74,054	110	5,817	130	1,795	14,810	51,282
3	64,213	106	5,329	136	1,738	12,834	43,953
4	57,937	96	5,132	117	1,649	11,488	39,350
5	51,585	64	4,869	124	1,630	10,307	34,501
6	49,207	64	4,665	103	1,510	10,277	32,514
7	43,704	46	5,080	133	1,341	8,509	28,521
8	41,886	39	5,387	101	1,382	8,152	26,743
9	43,844	50	5,845	107	1,467	8,196	28,128

注 資料11の注に同じ。

資料16 傷害の終局処理人員及び処分別人員

(昭和33年～平成9年)

年次	総 数	検察官送致	保護観察	児童施設送致	少年院送致	不処分	審判不開始
33年	13,200	433	1,788	2	379	5,134	5,456
34	13,858	512	2,063	2	470	5,239	5,558
35	14,192	534	2,049	—	421	4,703	6,479
36	14,595	487	2,094	4	437	4,400	7,166
37	14,166	526	1,855	1	412	4,439	6,928
38	13,782	503	1,739	3	366	4,022	7,132
39	13,530	552	1,886	3	490	4,181	6,410
40	13,920	488	2,017	8	431	4,821	6,145
41	14,572	626	2,178	5	436	5,128	6,197
42	14,492	662	1,997	4	422	4,997	6,406
43	12,265	543	1,766	6	315	4,168	5,462
44	9,268	403	1,333	10	262	3,409	3,850
45	8,448	335	1,212	2	177	3,272	3,446
46	7,664	224	1,062	2	141	3,001	3,231
47	6,418	182	889	4	127	2,597	2,618
48	6,203	150	823	—	87	2,457	2,684
49	6,215	129	692	1	81	2,519	2,792
50	6,226	115	765	5	114	2,363	2,856
51	5,997	88	739	6	131	2,334	2,698
52	6,064	100	741	7	174	2,337	2,701
53	5,978	100	901	8	180	2,083	2,706
54	6,123	98	959	4	199	2,241	2,616
55	7,249	128	1,222	7	250	2,436	3,200
56	8,282	92	1,323	15	324	3,015	3,508
57	9,653	118	1,488	16	348	3,508	4,166
58	9,432	119	1,438	17	365	3,875	3,608
59	9,660	128	1,503	15	396	3,761	3,849
60	8,736	137	1,506	18	408	3,595	3,061
61	9,206	111	1,535	35	419	3,732	3,357
62	8,644	120	1,519	14	372	3,544	3,056
63	7,995	108	1,475	27	363	3,206	2,803
元	8,532	109	1,580	11	372	3,429	3,009
2	7,837	80	1,395	27	316	3,451	2,546
3	7,386	82	1,463	26	435	3,050	2,312
4	7,884	71	1,742	26	472	3,221	2,338
5	6,963	56	1,406	16	431	2,954	2,082
6	6,204	58	1,497	23	394	2,634	1,589
7	6,177	57	1,895	15	402	2,301	1,496
8	6,116	52	2,053	27	450	2,243	1,283
9	7,392	34	2,722	34	654	2,430	1,503

注 資料11の注に同じ。

資料17 覚せい剤取締法違反の終局処理人員及び処分別人員

(昭和33年～平成9年)

年次	総 数	検察官送致	保護観察	児童施設送致	少年院送致	不処分	審判不開始
33年	14	3	—	—	2	3	6
34	9	1	3	—	2	—	3
35	29	3	9	—	6	7	4
36	29	5	5	—	3	7	9
37	24	3	4	—	4	4	9
38	36	11	6	—	6	8	5
39	41	14	9	—	5	3	10
40	31	10	5	—	3	3	10
41	29	3	6	—	2	5	13
42	25	7	3	—	1	2	12
43	38	2	4	—	—	2	30
44	9	—	4	—	—	2	3
45	26	5	4	—	2	12	3
46	22	4	6	—	1	4	7
47	37	2	12	—	7	8	8
48	111	16	26	1	7	37	24
49	67	1	15	—	7	31	13
50	137	8	43	1	17	49	19
51	288	11	110	—	36	87	44
52	459	21	162	1	71	156	48
53	911	44	362	1	175	249	80
54	1,203	53	452	—	244	340	113
55	1,487	111	572	—	332	341	131
56	1,868	131	813	1	458	347	118
57	2,045	169	847	1	549	358	120
58	1,931	158	794	1	562	326	90
59	1,882	139	802	2	571	286	82
60	1,500	101	621	1	520	186	71
61	1,235	77	534	—	452	134	38
62	1,064	71	438	—	391	130	33
63	863	67	380	2	287	97	30
元	730	50	329	—	247	87	17
2	574	25	259	—	198	79	13
3	767	50	308	1	316	80	12
4	757	36	331	2	296	73	18
5	799	27	347	3	339	66	17
6	640	34	259	1	273	63	10
7	884	38	408	1	364	63	8
8	1,101	31	566	2	429	56	17
9	1,281	34	660	4	485	65	33

注1 資料11の注に同じ。

注2 昭和44年以降は、「所在不明等」・「その他」による不処分・審判不開始を含まない。

資料18 虞犯の終局処理人員及び処分別人員

(昭和33年～平成9年)

年次	総 数	検察官送致	保護観察	児童施設送致	少年院送致	不処分	審判不開始
33年	7,430	—	1,101	81	1,030	1,761	3,317
34	6,155	—	1,025	64	908	1,475	2,590
35	5,717	—	993	50	797	1,322	2,466
36	5,306	—	875	85	761	1,166	2,307
37	5,573	—	953	89	772	1,272	2,416
38	6,203	—	1,000	95	741	1,324	2,953
39	6,259	—	1,079	100	873	1,540	2,578
40	6,980	—	1,177	79	729	1,823	3,065
41	6,838	—	1,209	67	566	2,018	2,893
42	6,645	—	1,189	66	509	1,864	2,925
43	6,566	—	1,220	60	442	1,710	3,056
44	5,751	—	1,047	61	405	1,719	2,458
45	4,843	—	846	78	292	1,476	2,085
46	5,035	—	911	60	304	1,695	1,995
47	3,616	—	615	51	248	1,279	1,355
48	2,375	—	366	54	216	796	898
49	2,126	—	393	41	127	759	763
50	2,452	—	494	54	215	790	872
51	2,502	—	535	76	249	854	734
52	2,567	—	576	69	366	837	665
53	2,863	—	700	62	412	931	702
54	2,846	—	741	103	459	852	624
55	3,202	—	900	84	483	992	696
56	2,931	—	837	86	435	886	621
57	3,032	—	948	98	454	891	555
58	3,296	—	1,015	113	597	973	535
59	3,035	—	1,013	108	507	822	529
60	2,748	—	977	121	448	731	387
61	2,357	—	818	88	362	669	359
62	2,400	—	797	79	373	673	413
63	2,105	—	762	94	331	584	263
元	1,866	—	652	123	303	496	235
2	1,817	—	607	103	298	546	193
3	1,497	—	514	89	209	438	196
4	1,245	—	404	69	192	368	178
5	969	—	311	75	153	265	137
6	814	—	276	51	150	208	94
7	737	—	258	61	154	169	69
8	819	—	323	70	138	182	79
9	749	—	270	58	123	175	82

注1 資料11の注1に同じ。

注2 昭和44年以降は、「所在不明等」・「その他」による不処分・審判不開始を含まない。

資料19 不処分の理由別人員

(昭和42年～平成9年)

年次	総 数	保護的措置	別件保護中	非行なし	所在不明等	その他
42年	62,223	58,124 (93.4)	3,753 (6.0)	238 (0.4)	81 (0.1)	27 (0.0)
43	66,346	62,590 (94.3)	3,321 (5.0)	318 (0.5)	87 (0.1)	30 (0.0)
44	68,747	65,366 (95.1)	2,800 (4.1)	455 (0.7)	66 (0.1)	60 (0.1)
45	70,962	68,032 (95.9)	2,256 (3.2)	493 (0.7)	111 (0.2)	70 (0.1)
46	72,599	69,727 (96.0)	2,205 (3.0)	567 (0.8)	69 (0.1)	31 (0.0)
47	69,933	67,224 (96.1)	2,060 (2.9)	570 (0.8)	55 (0.1)	24 (0.0)
48	64,729	62,272 (96.2)	2,011 (3.1)	366 (0.6)	51 (0.1)	29 (0.0)
49	62,842	60,328 (96.0)	2,068 (3.3)	327 (0.5)	82 (0.1)	37 (0.1)
50	59,165	56,678 (95.8)	2,155 (3.6)	263 (0.4)	36 (0.1)	33 (0.1)
51	61,577	58,511 (95.0)	2,587 (4.2)	315 (0.5)	47 (0.1)	117 (0.2)
52	56,669	53,703 (94.8)	2,575 (4.5)	279 (0.5)	47 (0.1)	65 (0.1)
53	57,943	54,877 (94.7)	2,772 (4.8)	219 (0.4)	20 (0.0)	55 (0.1)
54	60,434	56,979 (94.3)	3,126 (5.2)	267 (0.4)	38 (0.1)	24 (0.0)
55	60,925	57,025 (93.6)	3,591 (5.9)	258 (0.4)	37 (0.1)	14 (0.0)
56	64,230	59,998 (93.4)	3,868 (6.0)	322 (0.5)	21 (0.0)	21 (0.0)
57	67,481	62,976 (93.3)	4,102 (6.1)	360 (0.5)	18 (0.0)	25 (0.0)
58	68,193	63,627 (93.3)	4,206 (6.2)	314 (0.5)	16 (0.0)	30 (0.0)
59	66,445	61,685 (92.8)	4,460 (6.7)	282 (0.4)	12 (0.0)	6 (0.0)
60	63,784	58,890 (92.3)	4,577 (7.2)	289 (0.5)	24 (0.0)	4 (0.0)
61	63,651	59,004 (92.7)	4,380 (6.9)	233 (0.4)	29 (0.0)	5 (0.0)
62	65,237	60,621 (92.9)	4,343 (6.7)	244 (0.4)	24 (0.0)	5 (0.0)
63	63,767	59,435 (93.2)	4,057 (6.4)	263 (0.4)	8 (0.0)	4 (0.0)
元	63,262	59,256 (93.7)	3,681 (5.8)	305 (0.5)	16 (0.0)	4 (0.0)
2	62,647	58,714 (93.7)	3,674 (5.9)	233 (0.4)	13 (0.0)	13 (0.0)
3	59,018	55,383 (93.8)	3,434 (5.8)	183 (0.3)	9 (0.0)	9 (0.0)
4	55,664	52,495 (94.3)	2,997 (5.4)	154 (0.3)	9 (0.0)	9 (0.0)
5	49,391	46,538 (94.2)	2,673 (5.4)	154 (0.3)	7 (0.0)	19 (0.0)
6	44,508	42,194 (94.8)	2,191 (4.9)	118 (0.3)	2 (0.0)	3 (0.0)
7	39,895	37,811 (94.8)	1,963 (4.9)	106 (0.3)	4 (0.0)	11 (0.0)
8	37,848	36,053 (95.3)	1,709 (4.5)	83 (0.2)	2 (0.0)	1 (0.0)
9	36,196	34,308 (94.8)	1,790 (4.9)	93 (0.3)	1 (0.0)	4 (0.0)

注 () 内は不処分総数に占める比率である。

資料20 審判不開始の理由別人員

(昭和42年～平成9年)

年次	総 数	保護的措置	別件保護中	事案軽微	非行なし	その他
42年	92,400	57,074 (61.8)	3,986 (4.3)	27,127 (29.4)	422 (0.5)	3,791 (4.1)
43	85,566	53,997 (63.1)	3,512 (4.1)	23,961 (28.0)	484 (0.6)	3,612 (4.2)
44	77,852	48,493 (62.3)	2,724 (3.5)	21,945 (28.2)	694 (0.9)	3,996 (5.1)
45	79,243	48,892 (61.7)	2,257 (2.8)	23,446 (29.6)	636 (0.8)	4,012 (5.1)
46	76,243	49,060 (64.3)	1,904 (2.5)	21,188 (27.8)	644 (0.8)	3,447 (4.5)
47	70,020	44,985 (64.2)	1,566 (2.2)	19,909 (28.4)	679 (1.0)	2,881 (4.1)
48	73,993	46,925 (63.4)	1,432 (1.9)	22,407 (30.3)	618 (0.8)	2,611 (3.5)
49	80,228	54,314 (67.7)	1,377 (1.7)	20,944 (26.1)	511 (0.6)	3,082 (3.8)
50	82,423	58,443 (70.9)	1,539 (1.9)	19,341 (23.5)	417 (0.5)	2,683 (3.3)
51	87,549	62,216 (71.1)	1,840 (2.1)	20,727 (23.7)	339 (0.4)	2,427 (2.8)
52	89,156	63,026 (70.7)	1,922 (2.2)	21,371 (24.0)	315 (0.4)	2,522 (2.8)
53	100,596	70,873 (70.5)	2,324 (2.3)	25,137 (25.0)	219 (0.2)	2,043 (2.0)
54	113,032	78,886 (69.8)	2,494 (2.2)	30,141 (26.7)	257 (0.2)	1,254 (1.1)
55	125,107	85,498 (68.3)	2,976 (2.4)	35,079 (28.0)	255 (0.2)	1,299 (1.0)
56	137,875	92,915 (67.4)	3,116 (2.3)	40,339 (29.3)	214 (0.2)	1,291 (0.9)
57	144,176	97,100 (67.3)	3,464 (2.4)	42,168 (29.2)	295 (0.2)	1,149 (0.8)
58	144,842	93,205 (64.3)	3,747 (2.6)	46,398 (32.0)	274 (0.2)	1,218 (0.8)
59	137,512	88,769 (64.6)	3,979 (2.9)	43,357 (31.5)	230 (0.2)	1,177 (0.9)
60	139,640	87,170 (62.4)	3,674 (2.6)	47,539 (34.0)	226 (0.2)	1,031 (0.7)
61	140,278	85,691 (61.1)	3,621 (2.6)	49,727 (35.4)	180 (0.1)	1,059 (0.8)
62	142,366	82,166 (57.7)	3,347 (2.4)	55,702 (39.1)	177 (0.1)	974 (0.7)
63	146,928	82,644 (56.2)	2,987 (2.0)	60,174 (41.0)	150 (0.1)	973 (0.7)
元	134,928	81,811 (60.6)	2,718 (2.0)	49,445 (36.6)	125 (0.1)	829 (0.6)
2	130,233	81,913 (62.9)	2,517 (1.9)	44,919 (34.5)	85 (0.1)	799 (0.6)
3	121,116	73,565 (60.7)	2,360 (1.9)	44,328 (36.6)	119 (0.1)	744 (0.6)
4	115,320	69,338 (60.1)	2,257 (2.0)	42,885 (37.2)	80 (0.1)	760 (0.7)
5	107,423	61,663 (57.4)	1,867 (1.7)	43,213 (40.2)	108 (0.1)	572 (0.5)
6	106,449	57,754 (54.3)	1,603 (1.5)	46,473 (43.7)	96 (0.1)	523 (0.5)
7	98,696	50,728 (51.4)	1,528 (1.5)	45,916 (46.5)	62 (0.1)	462 (0.5)
8	101,431	45,588 (44.9)	1,496 (1.5)	53,895 (53.1)	63 (0.1)	389 (0.4)
9	116,180	47,718 (41.1)	1,648 (1.4)	66,364 (57.1)	36 (0.0)	414 (0.4)

注1 () 内は審判不開始総数に占める比率である。

注2 「その他」には「所在不明等」を含む。

資料21 非行無しを理由とする不処分・不開始人員

(昭和42年～平成9年)

年次	不処分人員	審判不開始人員
42年	238 (0.38)	422 (0.46)
43	318 (0.48)	484 (0.57)
44	455 (0.66)	694 (0.89)
45	493 (0.69)	636 (0.80)
46	567 (0.78)	644 (0.84)
47	570 (0.82)	679 (0.97)
48	366 (0.57)	618 (0.84)
49	327 (0.52)	511 (0.64)
50	263 (0.44)	417 (0.51)
51	315 (0.51)	339 (0.39)
52	279 (0.49)	315 (0.35)
53	219 (0.38)	219 (0.22)
54	267 (0.44)	257 (0.23)
55	258 (0.42)	255 (0.20)
56	322 (0.50)	214 (0.16)
57	360 (0.53)	295 (0.20)
58	314 (0.46)	274 (0.19)
59	282 (0.42)	230 (0.17)
60	289 (0.45)	226 (0.16)
61	233 (0.37)	180 (0.13)
62	244 (0.37)	177 (0.12)
63	263 (0.41)	150 (0.10)
元	305 (0.48)	125 (0.09)
2	233 (0.37)	85 (0.07)
3	183 (0.31)	119 (0.10)
4	154 (0.28)	80 (0.07)
5	154 (0.31)	108 (0.10)
6	118 (0.27)	96 (0.09)
7	106 (0.27)	62 (0.06)
8	83 (0.22)	63 (0.06)
9	93 (0.26)	36 (0.03)

注 ()内は不処分総数に占める比率及び審判不開始総数に占める比率(構成比)である。

資料22 非行名別の非行無しを理由とする不処分・審判不開始人員

(昭和44年～平成9年)

年次	総 数	窃 盗	傷 害	車両運転
44年	1,149 (0.78)	133 (0.25)	29 (0.36)	536 (1.09)
45	1,129 (0.75)	128 (0.22)	29 (0.39)	515 (1.03)
46	1,211 (0.81)	172 (0.29)	29 (0.43)	590 (1.22)
47	1,249 (0.89)	173 (0.29)	29 (0.52)	484 (1.05)
48	984 (0.71)	177 (0.28)	40 (0.72)	483 (1.17)
49	838 (0.59)	133 (0.19)	29 (0.51)	434 (1.16)
50	680 (0.48)	155 (0.22)	23 (0.42)	307 (0.92)
51	654 (0.44)	161 (0.22)	17 (0.32)	270 (0.81)
52	594 (0.41)	138 (0.19)	28 (0.53)	232 (0.75)
53	438 (0.28)	99 (0.12)	16 (0.32)	179 (0.56)
54	524 (0.30)	121 (0.13)	23 (0.46)	184 (0.57)
55	513 (0.28)	124 (0.12)	44 (0.74)	142 (0.46)
56	536 (0.27)	143 (0.13)	26 (0.38)	148 (0.47)
57	655 (0.31)	142 (0.12)	40 (0.50)	227 (0.69)
58	588 (0.28)	152 (0.13)	26 (0.34)	240 (0.71)
59	512 (0.25)	136 (0.12)	24 (0.30)	172 (0.52)
60	515 (0.25)	165 (0.15)	23 (0.33)	160 (0.49)
61	413 (0.20)	122 (0.11)	20 (0.27)	132 (0.40)
62	421 (0.20)	112 (0.10)	12 (0.18)	168 (0.44)
63	413 (0.20)	85 (0.07)	14 (0.22)	220 (0.57)
元	430 (0.22)	65 (0.06)	14 (0.21)	265 (0.66)
2	318 (0.16)	50 (0.05)	11 (0.18)	171 (0.43)
3	302 (0.17)	65 (0.08)	7 (0.12)	140 (0.36)
4	234 (0.14)	34 (0.05)	9 (0.16)	138 (0.35)
5	262 (0.17)	39 (0.06)	16 (0.30)	141 (0.37)
6	214 (0.14)	30 (0.04)	10 (0.22)	129 (0.38)
7	168 (0.12)	36 (0.05)	4 (0.10)	85 (0.27)
8	146 (0.10)	34 (0.05)	6 (0.16)	70 (0.24)
9	129 (0.08)	26 (0.03)	4 (0.09)	39 (0.15)

注 () 内は、不処分・審判不開始の合計人員中に占める「非行無し」を理由とする
不処分・審判不開始の人員の比率である。

資料23 非行なしを理由とする不処分・不開始人員

(昭和44年～平成9年)

年次	殺人	強盗	強盗致傷	覚せい剤
44年	5	3	0	0
45	1	3	0	1
46	1	1	3	1
47	7	0	2	0
48	1	1	0	2
49	0	8	2	2
50	1	1	0	3
51	1	3	1	8
52	1	3	0	8
53	1	2	0	5
54	0	0	0	7
55	1	2	0	8
56	1	1	2	13
57	0	1	1	12
58	1	1	0	12
59	2	2	0	20
60	2	3	0	7
61	3	3	0	4
62	0	1	0	9
63	1	1	0	7
元	0	0	0	4
2	1	0	0	2
3	3	2	0	2
4	2	0	1	5
5	1	0	0	1
6	0	1	0	2
7	0	0	1	3
8	1	0	0	3
9	0	1	3	2
計	38	44	16	153

少年保護観察対象者の成り行きに関する研究

研 究 官 生 島 浩
研 究 官 河 原 田 徹

目 次

第1	はじめに	107
第2	分析結果	107
1	分析対象者の属性	107
2	少年保護観察対象者の終了事由	107
(1)	終了事由の推移	107
(2)	終了事由と身上特性等との関連	111
3	少年保護観察対象者の終了時成績状況	114
(1)	終了時の成績の推移	114
(2)	終了時の成績と身上特性等との関連	116
4	少年保護観察対象者の再犯状況	119
(1)	再犯状況の推移	119
(2)	再犯状況と身上特性等との関連	122
(3)	身上特性別の再犯率の推移	124
(4)	受理時非行名別の再犯率の推移	128
(5)	過去10年間の累計による受理時非行名等別再犯率	130
第3	まとめ	135

第1 はじめに

本研究は、法務大臣官房司法法制調査部の保護統計に基づいて、保護観察処分少年及び少年院仮退院者（この二つを合わせて「少年保護観察対象者」と呼ぶ。）の成り行きについて分析することを目的としている。

このため、保護統計のうち「保護観察・更生緊急保護事件終了調査票」により集積された昭和63年から平成9年までの最近10年間のデータを用いて、「保護観察終了事由」、「保護観察終了時の成績」、「保護観察中の犯罪・非行による処分」の三つを指標として少年保護観察対象者の成り行きを見ることにする。さらに、このような少年保護観察対象者の成り行きを、「受理時非行名」、「受理時不良集団関係」、「受理時薬物等使用関係」、「終了時職業」等の要因とクロス集計することにより、これらの要因が少年保護観察対象者の成り行きに影響を及ぼしているか否かということも、可能な限り視野に収めることとした。

なお、交通短期保護観察については、「保護観察・更生緊急保護事件終了調査票」が作成されないため、本研究の分析対象としていない。

第2 分析結果

1 分析対象者の属性

本研究の分析対象は、昭和63年から平成9年の間に保護観察事件が終了した交通短期保護観察少年を除く保護観察処分少年22万6,826人及び少年院仮退院者4万3,648人である。分析対象者の性別、事件の種別、非行名、受理時刑事処分歴、受理時保護処分歴などの属性は、表1及び表2に示したとおりである。なお、分析対象者のすべてについて集計を行うことを原則としたが、受理時不良集団関係、受理時薬物使用関係、終了時職業などの要因については不詳な対象者がおり、「再犯率」を見る際などにはこれらの人員等を除いて集計しているので、あらかじめお断りしておく。

2 少年保護観察対象者の終了事由

(1) 終了事由の推移

最近10年間の保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察終了事由別構成比の推移は、表3のとおりである。保護観察処分少年では、期間満了の比率は低下傾向、解除の比率は上昇傾向にあり、また、保護処分取消しの比率は、おおむね低下する傾向にある。一方、少年院仮退院者では、期間満了の比率が上昇し、保護処分取消しの比率はおおむね低下する傾向を示しているが、退院の比率に大きな変化は見られない。また、戻し収容の比率は昭和63年から平成5年にかけて減少傾向を示したが、それ以降は、おおむね同じ水準で推移している。

さらに、事件の種別ごとに、最近10年間の少年保護観察対象者の保護観察終了事由別構成比の推移を見たのが、表4及び表5である。なお、表4においては、平成6年に導入された短期保護観察（注1）を除いた人員を計上しており（注2）、表5においては、平成3年に新設された特修短期処遇を含んだ人員を計上している（注3）。

表1 保護観察処分少年の性別・事件の種別・非行名・受理時処分歴

(昭和63年～平成9年の累計)

区 分	人 員 (構成比)	
総 数	226,826	
(1) 性 別		
男 子	199,981	(88.2)
女 子	26,845	(11.8)
(2) 事件の種別		
一般保護観察	121,721	(53.7)
交通保護観察	97,565	(43.0)
短期保護観察	7,540	(3.3)
(3) 非行名		
刑 法 犯	132,983	(58.6)
殺 人	73	(0.0)
強 盗	2,321	(1.0)
傷 害	17,260	(7.6)
恐 喝	7,677	(3.4)
窃 盗	61,158	(27.0)
詐 欺	501	(0.2)
強制わいせつ・強姦	2,144	(0.9)
業 過	33,379	(14.7)
その他の刑法犯	8,470	(3.7)
特別法犯	88,370	(39.0)
覚せい剤取締法	3,899	(1.7)
毒 劇 法	16,632	(7.3)
道路交通法	65,166	(28.7)
その他の特別法犯	2,673	(1.2)
虞 犯	5,473	(2.4)
(4) 刑事処分歴		
な し	221,065	(97.5)
あ り	5,619	(2.5)
実 刑	3	(0.0)
観察付猶予	6	(0.0)
単純猶予	36	(0.0)
罰 金	5,564	(2.5)
一 般	75	(0.0)
交 通	5,489	(2.4)
拘留・科料	5	(0.0)
起訴猶予	5	(0.0)
不 詳	142	(0.1)
(5) 受理時保護処分歴		
な し	90,154	(39.7)
あ り	136,356	(60.1)
少年院送致2回以上	603	(0.3)
少年院送致1回	3,137	(1.4)
長期処遇	1,815	(0.8)
短期処遇	1,322	(0.6)
保護観察	47,597	(21.0)
教護院・養護施設送致	2,182	(1.0)
不処分・審判不開始	82,837	(36.5)
不 詳	316	(0.1)

注 1 「観察付猶予」とは、保護観察付きの刑の執行猶予を、「単純猶予」とは、売春防止法違反による補導処分付きの刑の執行猶予又は保護観察付きの刑の執行猶予以外の刑の執行猶予をいう。

2 「業過」とは、業務上過失致死傷及び重過失致死傷をいう。

3 「毒劇法」とは、毒物及び劇物取締法をいう。

表 2 少年院仮退院者の性別・事件の種別・非行名・受理時処分歴

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

区 分	人 員 (構成比)	
総 数	43,648	
(1) 性 別		
男 子	38,215	(87.6)
女 子	5,433	(12.4)
(2) 事件の種別		
長期処遇	26,241	(60.1)
一般短期処遇	15,602	(35.7)
特修短期処遇	1,805	(4.1)
(3) 非行名		
刑 法 犯	30,945	(70.9)
殺 人	239	(0.5)
強 盗	1,465	(3.4)
傷 害	4,381	(10.0)
恐 喝	2,259	(5.2)
窃 盗	18,099	(41.5)
詐 欺	145	(0.3)
強制わいせつ・強姦	1,857	(4.3)
業 過	860	(2.0)
その他の刑法犯	1,640	(3.8)
特別法犯	9,799	(22.5)
覚せい剤取締法	3,020	(6.9)
毒劇法	2,617	(6.0)
道路交通法	3,847	(8.8)
その他の特別法犯	315	(0.7)
虞 犯	2,904	(6.7)
(4) 刑事処分歴		
な し	42,856	(98.2)
あ り	742	(1.7)
実 刑	3	(0.0)
観察付猶予	9	(0.0)
単純猶予	10	(0.0)
罰 金	720	(1.6)
一 般	27	(0.1)
交 通	693	(1.6)
拘留・科料	—	(—)
起訴猶予	—	(—)
不 詳	50	(0.1)
(5) 受理時保護処分歴		
な し	8,548	(19.6)
あ り	35,035	(80.3)
少年院送致 2 回以上	2,624	(6.0)
少年院送致 1 回	7,599	(17.4)
長期処遇	4,636	(10.6)
短期処遇	2,963	(6.8)
保護観察	18,188	(41.7)
教護院・養護施設送致	1,842	(4.2)
不処分・審判不開始	4,782	(11.0)
不 詳	65	(0.1)

注 表 1 の注に同じ。

表3 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察終了事由別構成比の推移

(昭和63年～平成9年)

年次	保護観察処分少年					少年院仮退院者					
	計	期間満了	解除	保護処分取消し	その他	計	期間満了	退院	保護処分取消し	戻し収容	その他
累計	100.0 (226,826)	16.3	72.1	11.2	0.4	100.0 (43,648)	63.0	19.1	17.0	0.4	0.5
63年	100.0 (25,996)	17.4	69.2	13.0	0.4	100.0 (5,456)	58.8	18.6	21.3	0.7	0.6
元	100.0 (24,580)	18.3	68.9	12.4	0.4	100.0 (5,203)	62.3	16.9	19.6	0.6	0.6
2	100.0 (23,963)	18.3	70.1	11.2	0.4	100.0 (4,534)	63.3	16.5	18.5	0.7	0.9
3	100.0 (23,989)	17.4	71.3	10.9	0.4	100.0 (4,374)	63.1	18.5	17.6	0.3	0.4
4	100.0 (23,737)	17.1	70.4	12.1	0.4	100.0 (4,384)	62.9	18.0	18.1	0.5	0.5
5	100.0 (23,171)	16.9	71.9	10.8	0.4	100.0 (4,370)	63.7	20.0	15.5	0.2	0.6
6	100.0 (21,699)	16.4	72.5	10.8	0.3	100.0 (4,276)	63.0	21.5	14.9	0.2	0.4
7	100.0 (20,441)	14.1	74.9	10.8	0.3	100.0 (4,027)	62.2	22.1	15.2	0.2	0.3
8	100.0 (18,579)	13.3	77.0	9.4	0.3	100.0 (3,484)	66.7	19.9	12.8	0.3	0.4
9	100.0 (20,671)	12.3	77.1	10.3	0.3	100.0 (3,540)	66.3	19.8	13.1	0.2	0.6

注 1 「その他」は、死亡等により保護観察が終了した場合である。

2 () 内は、保護観察終了人員である。

表4 保護観察処分少年の種別及び保護観察終了事由別構成比の推移

(昭和63年～平成9年)

年次	一般保護観察少年					交通保護観察少年				
	計	期間満了	解除	保護処分取消し	その他	計	期間満了	解除	保護処分取消し	その他
累計	100.0 (121,721)	23.5	60.0	16.0	0.5	100.0 (97,565)	8.5	85.6	5.6	0.2
63年	100.0 (15,064)	23.3	58.2	17.9	0.6	100.0 (10,932)	9.2	84.4	6.3	0.2
元	100.0 (14,301)	24.3	57.5	17.6	0.6	100.0 (10,279)	9.9	84.7	5.1	0.2
2	100.0 (13,321)	26.1	57.3	16.0	0.6	100.0 (10,642)	8.4	86.1	5.2	0.2
3	100.0 (13,000)	24.9	58.7	15.8	0.6	100.0 (10,989)	8.5	86.2	5.1	0.2
4	100.0 (12,855)	24.1	58.4	17.0	0.6	100.0 (10,882)	9.0	84.6	6.3	0.1
5	100.0 (12,400)	24.1	60.2	15.2	0.5	100.0 (10,771)	8.6	85.4	5.7	0.3
6	100.0 (11,944)	22.5	62.3	14.8	0.4	100.0 (9,755)	8.8	85.1	5.9	0.2
7	100.0 (11,135)	20.0	64.8	14.8	0.4	100.0 (8,251)	7.8	86.2	5.9	0.2
8	100.0 (8,562)	22.8	63.2	13.6	0.5	100.0 (7,099)	7.3	87.4	5.1	0.2
9	100.0 (9,139)	21.5	63.1	15.0	0.4	100.0 (7,965)	7.2	87.1	5.5	0.2

注 1 「その他」は、死亡等により保護観察が終了した場合である。

2 「一般保護観察少年」には、短期保護観察少年を含まない。

3 () 内は、保護観察終了人員である。

表 5 少年院仮退院者の種別及び保護観察終了事由別構成比の推移

(昭和 63 年～平成 9 年)

年 次	長 期 処 遇							短 期 処 遇						
	計	期間満了	退院	保護処分取消し	戻し収容	その他		計	期間満了	退院	保護処分取消し	戻し収容	その他	
累 計	100.0 (26,241)	69.4	11.0	18.6	0.5	0.5		100.0 (17,407)	53.2	31.2	14.6	0.3	0.6	
63年	100.0 (3,527)	62.5	13.0	23.1	0.9	0.5		100.0 (1,929)	52.0	28.9	17.9	0.4	0.8	
元	100.0 (3,367)	67.0	11.3	20.5	0.6	0.6		100.0 (1,836)	53.7	27.2	17.9	0.7	0.6	
2	100.0 (2,900)	67.9	10.7	19.6	0.9	0.9		100.0 (1,634)	55.0	26.9	16.6	0.6	0.9	
3	100.0 (2,704)	68.9	11.3	19.0	0.4	0.4		100.0 (1,670)	53.9	30.1	15.4	0.2	0.4	
4	100.0 (2,610)	68.7	10.9	19.4	0.6	0.4		100.0 (1,774)	54.2	28.5	16.1	0.3	0.8	
5	100.0 (2,472)	71.6	10.0	17.6	0.2	0.7		100.0 (1,898)	53.5	33.0	12.9	0.1	0.5	
6	100.0 (2,462)	71.8	11.0	16.6	0.2	0.5		100.0 (1,814)	51.1	35.7	12.6	0.2	0.4	
7	100.0 (2,236)	71.9	10.2	17.3	0.3	0.3		100.0 (1,791)	50.0	37.0	12.5	0.2	0.3	
8	100.0 (1,997)	75.5	10.1	13.9	0.3	0.3		100.0 (1,487)	54.8	33.0	11.4	0.3	0.5	
9	100.0 (1,966)	75.6	9.9	13.8	0.2	0.6		100.0 (1,574)	54.6	32.2	12.3	0.3	0.6	

注 1 「その他」は、死亡等により保護観察が終了した場合である。

2 「短期処遇」には、特修短期処遇を含む。

3 () 内は、保護観察終了人員である。

なお、解除とは、保護観察の成績が良好で再非行のおそれがなく、保護観察の必要がなくなったと認められる保護観察処分少年に対して、保護観察所の長が期間途中で保護観察を終了させる措置であり、退院とは、保護観察の成績が良好で再非行のおそれがなく、保護観察の必要がないと認められる少年院仮退院者に対して、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を終了させる措置である。また、保護処分の取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分がなされたり又は有罪判決が確定した少年保護観察対象者に対して、家庭裁判所が当初の保護観察処分を取り消す措置であり、戻し収容とは、少年院仮退院者が保護観察中の遵守事項を遵守しなかった場合などに、家庭裁判所がその者に対して少年院に戻して収容すべき旨の決定を行う措置である。よって、解除及び退院は、成績良好者に対する措置であり、保護処分の取消しは、主に成績不良者に対する措置といえることができる。

次に、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、最近 10 年間を累計して、保護観察終了事由と保護観察実施期間とをクロス集計したものが、表 6 である。保護観察処分少年では、保護観察期間が 6 月を超え 1 年以内の場合に解除が 9 割を超え、解除の比率が最も高い値を示しているが、2 年を超える場合には 4 割未満であり、解除の比率が最も低くなっていることが分かる。一方、少年院仮退院者では、保護観察期間が 1 年を超え 1 年 6 月以内の場合に退院の割合が 3 割を超え、退院の比率が最も高い値を示している（注 4）。

(2) 終了事由と身上特性等との関連

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、最近 10 年間を累計して、保護観察終了事由と受理時不良集団関係とをクロス集計したものが、表 7 である（注 5）。保護観察処分少年では、不良集団関係の有無と解除の比率の高低に関連が見いだされ、概して不良集団関係を有する者の解除の比率は低くなっている。ただし、不良集団関係の内訳を見ると、不良集団関係が「暴走族」である者の解除の比率は、不良集団関係のない者の解除の比率よりも若干高くなっている。一般に不良集団関係を有する者の成り

行きは不良集団関係がない者に比べ良くないが、暴走族だけは例外であるということが言えよう。

一方、少年院仮退院者の方を見ると、不良集団関係がある者の退院の比率は、不良集団がない者に比べて、むしろ高い値を示している。とりわけ、「暴走族」や「不良生徒学生集団」の場合には、高い退院の比率を示している。ただし、「不良生徒学生集団」の場合には、同時に、保護処分取消しの比率も高くなっていることには留意する必要があるものと思われる。

なお、不良集団関係が暴力団である場合には、解除、退院のいずれの比率も、保護観察処分少年、少年院仮退院者中、それぞれ最も低くなっている。

表 6 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察実施期間・保護観察終了事由別構成比
(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

区 分	保護観察処分少年					少年院仮退院者					
	計	期間満了	解除	保護処分取消し	その他	計	期間満了	退院	保護処分取消し	戻し収容	その他
総 数	100.0 (226,826)	16.3	72.1	11.2	0.4	100.0 (43,648)	63.0	19.1	17.0	0.4	0.5
6 月以内	100.0 (6,854)	—	42.7	53.9	3.5	100.0 (9,846)	84.7	3.7	10.2	0.5	1.0
1 年以内	100.0 (82,605)	—	90.4	9.3	0.3	100.0 (12,304)	55.0	23.4	20.5	0.5	0.5
1 年 6 月以内	100.0 (59,494)	—	89.8	9.9	0.3	100.0 (7,575)	45.5	30.8	22.9	0.4	0.4
2 年以内	100.0 (43,621)	47.7	43.3	8.8	0.2	100.0 (5,042)	54.7	23.9	20.5	0.5	0.4
2 年を超える	100.0 (34,252)	47.2	39.7	12.8	0.2	100.0 (8,881)	69.6	17.3	12.6	0.2	0.3

注 1 「その他」は、死亡等により保護観察が終了した場合である。

2 () 内は、保護観察終了人員である。

表 7 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の受理時不良集団関係・保護観察終了事由別構成比
(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

区 分	保護観察処分少年					少年院仮退院者					
	計	期間満了	解除	保護処分取消し	その他	計	期間満了	退院	保護処分取消し	戻し収容	その他
総 数	100.0 (226,826)	16.3	72.1	11.2	0.4	100.0 (43,648)	63.0	19.1	17.0	0.4	0.5
な し	100.0 (151,765)	15.9	75.0	8.9	0.3	100.0 (19,917)	64.4	17.0	17.5	0.5	0.6
あ り	100.0 (74,234)	17.1	66.4	16.0	0.5	100.0 (23,569)	61.7	20.8	16.5	0.4	0.5
暴力団	100.0 (3,995)	36.0	45.5	18.1	0.4	100.0 (4,569)	78.3	8.3	12.7	0.4	0.4
暴走族	100.0 (32,922)	11.0	76.4	12.2	0.4	100.0 (9,253)	57.9	29.0	12.4	0.2	0.5
地域不良集団	100.0 (27,117)	21.9	58.3	19.2	0.6	100.0 (7,868)	59.5	17.3	22.0	0.5	0.7
不良生徒学生集団	100.0 (7,421)	13.2	66.0	20.2	0.6	100.0 (1,131)	39.6	32.8	26.3	0.7	0.5
その他	100.0 (2,779)	25.0	57.7	16.6	0.7	100.0 (748)	63.9	16.6	18.4	0.5	0.5
不 詳	100.0 (827)	31.2	52.0	16.6	0.2	100.0 (162)	67.3	11.1	20.4	0.6	0.6

注 1 「その他」は、死亡等により保護観察が終了した場合である。

2 二つ以上の不良集団と交渉があった場合は、最も交渉の程度の深い不良集団を計上した。

3 () 内は、保護観察終了人員である。

次に、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、最近 10 年間を累計して、保護観察終了事由と受理時薬物等使用関係とをクロス集計したものが、表 8 である(注 6)。いずれも、薬物等の使用関係がある場合の方が、良好措置である解除及び退院の比率が低い。とりわけ、保護観察処分少年におけるシンナー・ボンド・トルエン等の使用関係が認められる場合及び少年院仮退院者における覚せい剤の使用関係が認められる場合に、解除、退院の比率は、特に低くなっている。

表 8 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の受理時薬物等使用関係・保護観察終了事由別構成比
(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

区 分	保護観察処分少年					少年院仮退院者					
	計	期間満了	解除	保護処分取消し	その他	計	期間満了	退院	保護処分取消し	戻し収容	その他
総 数	100.0 (226,826)	16.3	72.1	11.2	0.4	100.0 (43,648)	63.0	19.1	17.0	0.4	0.5
な し	100.0 (166,505)	13.7	77.4	8.6	0.3	100.0 (20,249)	61.3	22.0	16.0	0.4	0.4
あ り	100.0 (59,474)	23.4	57.5	18.4	0.6	100.0 (23,222)	64.4	16.5	17.9	0.5	0.7
麻薬・あへん・大麻	100.0 (840)	17.1	75.0	7.6	0.2	100.0 (220)	77.3	12.7	10.0	—	—
覚せい剤	100.0 (4,612)	24.3	64.1	11.2	0.4	100.0 (4,248)	79.5	12.0	8.0	0.2	0.2
シンナー・ボンド・トルエン	100.0 (53,957)	23.5	56.7	19.2	0.6	100.0 (18,734)	60.8	17.6	20.2	0.5	0.8
その他	100.0 (65)	15.4	69.2	15.4	—	100.0 (20)	50.0	25.0	25.0	—	—
不 詳	100.0 (847)	26.2	56.0	17.5	0.4	100.0 (177)	67.2	13.6	18.6	0.6	—

注 1 終了事由のうち「その他」は、死亡等により保護観察が終了した場合である。

2 二つ以上の薬物等を使用していた場合は、最も使用程度の深い薬物等を計上した。

3 () 内は、保護観察終了人員である。

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、最近 10 年間を累計して、保護観察終了事由と終了時の職業状況とをクロス集計したものが、表 9 である(注 7)。当然予想されたこととは言え、この表を見ると、保護観察終了時に無職者となっている者(再非行等により身柄を拘束されたまま終了した者)にあっては、身柄を拘束される直前に無職者となっている者は、保護処分取消しになるものの比率が高く、解除や退院の比率が極めて低くなっていることが分かる。

表 9 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の終了時職業の有無・保護観察終了事由別構成比
(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

区 分	保護観察処分少年					少年院仮退院者					
	計	期間満了	解除	保護処分取消し	その他	計	期間満了	退院	保護処分取消し	戻し収容	その他
総 数	100.0 (226,826)	16.3	72.1	11.2	0.4	100.0 (43,648)	63.0	19.1	17.0	0.4	0.5
有職者及びそれに準ずる者	100.0 (196,853)	12.7	80.5	6.5	0.3	100.0 (30,231)	64.5	27.0	8.0	0.1	0.4
有職者	100.0 (174,140)	13.9	79.1	6.7	0.3	100.0 (28,710)	65.5	25.9	8.1	0.1	0.4
定収入のある者	100.0 (20)	5.0	85.0	10.0	—	100.0 (5)	60.0	20.0	20.0	—	—
学生・生徒	100.0 (18,803)	1.4	92.9	5.5	0.2	100.0 (643)	31.7	52.7	14.5	0.8	0.3
家事従事者	100.0 (3,890)	13.3	85.1	1.5	0.1	100.0 (873)	53.5	44.4	1.9	—	0.1
無 職 者	100.0 (22,758)	25.6	21.5	51.9	1.1	100.0 (10,269)	51.4	1.4	44.7	1.5	1.0
不 詳	100.0 (7,215)	85.5	1.6	12.4	0.6	100.0 (3,148)	86.6	0.1	12.8	0.1	0.4

注 1 「その他」は、死亡等により保護観察が終了した場合である。

2 再非行等により身柄を拘束されたまま終了した場合については、身柄を拘束される直前の職業状況を計上している。

3 () 内は、保護観察終了人員である。

3 少年保護観察対象者の終了時成績状況

(1) 終了時の成績の推移

最近 10 年間の保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察終了時の成績別構成比の推移は、表 10 のとおりである。なお、ここで言う成績が良好な者とは、期間満了により保護観察が終了し、満了時の成績評定が良好であった者、良好停止（注 8）の状態で期間を満了した者並びに解除及び退院により保護観察を終了した者である。また、成績が普通な者とは、期間満了により保護観察が終了し、満了時の成績評定が普通であった者であり、成績が不良な者とは、期間満了により保護観察が終了し、期間満了時の成績評定が不良であった者及び満了時に身柄拘束されていた者、保護処分取消しにより保護観察が終了した者並びに戻し収容により保護観察が終了した者である。

保護観察処分少年及び少年院仮退院者いずれについても、成績良好者の割合は上昇傾向にある。成績が普通な者の比率は、保護観察処分少年については下降傾向にあると言えるが、少年院仮退院者においてはおおむね同じ水準で推移している。また、成績不良者の比率は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者のいずれにおいても下降する傾向を示していたが、平成 9 年は、前年に比べてそれぞれ若干上昇している。

表 10 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察終了時における成績別構成比の推移
(昭和 63 年～平成 9 年)

年 次	保護観察処分少年					少年院仮退院者				
	計	良 好	普 通	不 良	その他	計	良 好	普 通	不 良	その他
累 計	100.0 (226,826)	75.9	8.9	12.2	3.0	100.0 (43,648)	42.2	27.6	22.9	7.4
63年	100.0 (25,996)	73.0	9.4	14.1	3.5	100.0 (5,456)	37.3	26.9	27.9	7.9
元	100.0 (24,580)	73.0	9.7	13.5	3.8	100.0 (5,203)	37.0	28.1	26.2	8.6
2	100.0 (23,963)	74.3	9.9	12.2	3.6	100.0 (4,534)	37.6	28.3	24.7	9.4
3	100.0 (23,989)	75.3	9.6	11.9	3.3	100.0 (4,374)	39.6	27.9	23.7	8.9
4	100.0 (23,737)	74.4	9.2	13.1	3.4	100.0 (4,384)	40.3	28.5	23.7	7.6
5	100.0 (23,171)	75.9	9.3	11.7	3.0	100.0 (4,370)	43.7	28.1	21.0	7.3
6	100.0 (21,699)	76.6	9.0	11.7	2.7	100.0 (4,276)	46.9	27.0	20.0	6.1
7	100.0 (20,441)	78.1	8.0	11.6	2.3	100.0 (4,027)	48.2	26.9	19.5	5.4
8	100.0 (18,579)	80.0	7.4	10.3	2.4	100.0 (3,484)	48.4	27.6	18.2	5.9
9	100.0 (20,671)	80.4	6.4	11.2	2.0	100.0 (3,540)	48.1	26.0	20.2	5.7

注 1 () 内は、保護観察終了人員である。
2 「良好」には、解除、良好停止及び退院を含む。
3 「不良」には、保護処分取消し、戻し収容及び身柄拘束を含む。
4 「その他」は、別件保護観察中、所在不明、死亡などの事由により保護観察が終了した場合をいう。

さらに、保護観察の成績の推移を事件の種別ごとに見たのが、表 11 及び表 12 である（注 9）。

表 11 保護観察処分少年の種別及び保護観察終了時における成績別構成比の推移

（昭和 63 年～平成 9 年）

年 次	一般保護観察少年					交通保護観察少年				
	計	良 好	普 通	不 良	その他	計	良 好	普 通	不 良	その他
累 計	100.0 (121,721)	65.6	12.5	17.4	4.4	100.0 (97,565)	87.4	4.9	6.1	1.5
63年	100.0 (15,064)	63.5	12.4	19.4	4.8	100.0 (10,932)	86.2	5.3	6.8	1.7
元	100.0 (14,301)	63.0	12.6	19.2	5.2	100.0 (10,279)	86.9	5.7	5.6	1.8
2	100.0 (13,321)	63.3	14.1	17.5	5.1	100.0 (10,642)	88.1	4.6	5.6	1.7
3	100.0 (13,000)	64.6	13.4	17.2	4.8	100.0 (10,989)	88.0	5.0	5.6	1.5
4	100.0 (12,855)	64.2	12.5	18.4	4.9	100.0 (10,882)	86.4	5.3	6.9	1.5
5	100.0 (12,400)	66.1	13.0	16.6	4.3	100.0 (10,771)	87.3	5.0	6.1	1.6
6	100.0 (11,944)	68.0	12.1	16.1	3.8	100.0 (9,755)	87.2	5.1	6.3	1.4
7	100.0 (11,135)	69.7	10.9	16.0	3.4	100.0 (8,251)	87.6	5.0	6.3	1.2
8	100.0 (8,562)	68.4	12.5	15.2	3.9	100.0 (7,099)	88.8	4.2	5.6	1.5
9	100.0 (9,139)	69.0	11.0	16.7	3.3	100.0 (7,965)	88.8	3.9	6.1	1.2

- 注 1 「一般保護観察少年」には、短期保護観察少年を含まない。
 2 () 内は、保護観察終了人員である。
 3 「良好」には、解除及び良好停止を含む。
 4 「不良」には、保護処分取消し及び身柄拘束を含む。
 5 表 10 の注 4 に同じ。

表 12 少年院仮退院者の種別及び保護観察終了時における成績別構成比の推移

（昭和 63 年～平成 9 年）

年 次	長 期 処 遇					短 期 処 遇				
	計	良 好	普 通	不 良	その他	計	良 好	普 通	不 良	その他
累 計	100.0 (26,241)	33.5	31.6	26.1	8.8	100.0 (17,407)	55.2	21.4	18.1	5.3
63年	100.0 (3,527)	30.8	29.0	31.5	8.7	100.0 (1,929)	49.1	23.1	21.4	6.4
元	100.0 (3,367)	30.4	31.2	28.4	9.9	100.0 (1,836)	49.1	22.4	22.1	6.3
2	100.0 (2,900)	31.0	31.2	27.1	10.8	100.0 (1,634)	49.5	23.2	20.4	6.9
3	100.0 (2,704)	31.7	31.8	26.3	10.2	100.0 (1,670)	52.3	21.5	19.4	6.8
4	100.0 (2,610)	32.2	32.8	26.5	8.5	100.0 (1,774)	52.1	22.3	19.6	6.1
5	100.0 (2,472)	33.2	33.1	24.9	8.8	100.0 (1,898)	57.4	21.5	15.9	5.3
6	100.0 (2,462)	36.2	32.0	23.8	8.0	100.0 (1,814)	61.4	20.1	14.9	3.6
7	100.0 (2,236)	36.6	33.1	23.1	7.2	100.0 (1,791)	62.7	19.2	15.1	3.0
8	100.0 (1,997)	40.0	32.5	20.5	7.1	100.0 (1,487)	59.7	20.9	15.2	4.2
9	100.0 (1,966)	38.6	31.3	23.3	6.9	100.0 (1,574)	59.9	19.4	16.4	4.3

- 注 1 「短期処遇」には、特修短期処遇を含む。
 2 () 内は、保護観察終了人員である。
 3 「良好」には、退院を含む。
 4 「不良」には、保護処分取消し及び戻し収容を含む。
 5 表 10 の注 4 に同じ。

先に保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、成績良好者の比率が上昇していることを指摘したが、表 11 を見ると、保護観察処分少年の場合にこのことが当てはまるのは一般保護観察少年についてであり、交通保護観察少年については当てはまらず、成績良好者の比率は、ほぼ同じような水準で推移していることが分かる。それに対して少年院仮退院者の場合には、表 12 により、長期処遇、短期処遇のいずれについても成績良好者の比率がおおむね上昇しているということが分かる。同様に、成績不良者の比率がおおむね下降する傾向を示している点も、交通保護観察については当てはまらず、その比率は、最近 10 年間はほぼ同じような水準で推移している。ただし、平成 9 年において、前年に比べて成績不良者の比率が若干上昇しているという点は、どの事件の種別についても例外なく当てはまっている。

次に、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、最近 10 年間を累計して、保護観察終了時の成績と保護観察実施期間とをクロス集計したものが、表 13 である。いずれについても、保護観察の実施期間が 6 月を超え 1 年以内である場合に成績が良好で終了する者の比率が最も高くなっており、保護観察実施期間が 1 年 6 月を超えると成績良好者の比率が低下している（注 10）。

表 13 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察実施期間・保護観察終了時における成績別構成比の推移

（昭和 63 年～平成 9 年の累計）

区 分	保護観察処分少年					少年院仮退院者				
	計	良 好	普 通	不 良	その他	計	良 好	普 通	不 良	その他
総 数	100.0 (226,826)	75.9	8.9	12.2	3.0	100.0 (43,648)	42.2	27.6	22.9	7.4
6 月以内	100.0 (6,854)	42.7	—	53.9	3.5	100.0 (9,846)	34.3	42.1	17.2	6.4
1 年以内	100.0 (82,605)	90.4	—	9.3	0.3	100.0 (12,304)	49.2	19.9	25.9	5.0
1 年 6 月以内	100.0 (59,494)	89.8	—	9.9	0.3	100.0 (7,575)	47.0	18.7	28.4	5.9
2 年以内	100.0 (43,621)	55.1	25.6	11.7	7.7	100.0 (5,042)	42.0	23.7	26.5	7.8
2 年を超える	100.0 (34,252)	49.9	26.1	15.6	8.4	100.0 (8,881)	37.1	31.8	18.2	12.8

注 表 10 の注に同じ。

（2） 終了時の成績と身上特性等との関連

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、最近 10 年間を累計して、保護観察終了時の成績と受理時不良集団関係とをクロス集計したものが、表 14 である（注 11）。

表 14 を見ると、先に見た保護観察終了事由と受理時不良集団関係とのクロス集計（表 7 参照）の結果から言えたことと、ほぼ同じことが言える。すなわち、保護観察処分少年では、不良集団関係の有無と成績良好者の比率の高低に関連が見いだされ、概して不良集団に所属する者に占める成績良好者の比率は低くなっている。ただし、不良集団関係の内訳を見ると、不良集団関係が「暴走族」である者に占める成績良好者の比率は、不良集団関係のない者に占める成績良好者の比率よりも若干高くなっている。既に述べたが、一般に不良集団関係を有する者の成り行きは不良集団関係がない者に比べ良くないが、暴走族だけにはこのことが当てはまらないことを指摘できるであろう。

一方、少年院仮退院者の方を見ると、不良集団関係がある者に占める成績良好者の比率は、不良集団がない者とそれ程違いがない。特に、「暴走族」及び「不良生徒学生集団」等の場合には、不良集団がない場合に比較して成績良好者の比率は高くなっている。ただし、不良生徒学生集団の場合には、同時に、成績不良者の比率も高くなっていることに留意しておく必要がある。

なお、不良集団関係が暴力団である場合には、成績良好者の比率は顕著に低くなっており、保護観察処分少年及び少年院仮退院者のいずれにおいても、成績良好者の比率は最も低い値を示している（ただし、不良集団関係が不詳な者を除く。）。

表 14 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の受理時不良集団関係・保護観察終了時における成績別構成比

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

区 分	保護観察処分少年					少年院仮退院者				
	計	良 好	普 通	不 良	その他	計	良 好	普 通	不 良	その他
総 数	100.0 (226,826)	75.9	8.9	12.2	3.0	100.0 (43,648)	42.2	27.6	22.9	7.4
な し	100.0 (151,765)	78.7	8.6	9.8	3.0	100.0 (19,917)	40.5	27.8	23.7	7.9
あ り	100.0 (74,234)	70.3	9.4	17.2	3.1	100.0 (23,569)	43.6	27.3	22.1	6.9
暴力団	100.0 (3,995)	52.1	17.6	21.6	8.7	100.0 (4,569)	32.1	36.2	21.2	10.5
暴走族	100.0 (32,922)	79.3	6.2	12.9	1.6	100.0 (9,253)	55.5	23.8	16.3	4.5
地域不良集団	100.0 (27,117)	63.1	12.4	20.6	4.0	100.0 (7,868)	36.3	27.9	28.3	7.5
不良生徒学生集団	100.0 (7,421)	68.7	7.1	21.0	3.2	100.0 (1,131)	46.2	18.2	29.4	6.3
その他	100.0 (2,779)	64.6	13.1	18.1	4.2	100.0 (748)	41.4	24.7	23.8	10.0
不 詳	100.0 (827)	57.8	13.2	19.7	9.3	100.0 (162)	30.9	27.2	30.9	11.1

注 1 表 7 の注 2 に同じ。

2 表 10 の注に同じ。

次に、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、最近 10 年間を累計して、保護観察終了時の成績と受理時薬物等使用関係とをクロス集計したものが、**表 15**である（注 12）。いずれも、薬物等の使用関係がある場合の方が、保護観察終了時に成績良好となっている者の比率が低い。特に、シンナー・ボンド・トルエン等の使用関係が認められる場合に、保護観察処分少年、少年院仮退院者のいずれにおいても、成績良好者の比率は、最も低くなっている（ただし、薬物使用関係が不詳な者を除く。）。ところで、**表 8**においては少年院仮退院者が良好措置である退院で終了する者の比率は、薬物使用関係が覚せい剤である場合に最も低くなっていたのに対し、**表 15**においては、シンナー・トルエン・ボンド等である場合に、少年院仮退院者が成績良好で終了する者の比率が最も低くなっており、この点において違いを見せている。

また、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、最近 10 年間を累計して、保護観察終了時の成績と終了時の職業状況とをクロス集計したものが、**表 16**である（注 13）。この表を見ると、保護観察終了時に無職者となっている者（再非行等により身柄を拘束されたまま終了した者にあつては、身柄を拘束される直前に無職者となっている者）は、成績が不良となっている者の比率が高く、成績が良好となっている者の比率は極めて低くなっている。また、保護観察処分少年、少年院仮退院者のいずれにおいても、有職者及びそれに準ずる者の場合には、成績良好となっている者の比率が高く、特に「学生・生徒」の場合にその値は最も高くなっており、「家事従事者」がそれに続いている。これらの結果は、**表 9**で見た結果とほぼ同様の傾向を示している。

表 15 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の受理時薬物等使用関係・保護観察終了時における成績別構成比

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

区 分	保護観察処分少年					少年院仮退院者				
	計	良 好	普 通	不 良	その他	計	良 好	普 通	不 良	その他
総 数	100.0 (226,826)	75.9	8.9	12.2	3.0	100.0 (43,648)	42.2	27.6	22.9	7.4
な し	100.0 (166,505)	80.5	7.4	9.4	2.7	100.0 (20,249)	45.8	25.8	21.3	7.0
あ り	100.0 (59,474)	63.2	12.8	20.0	4.0	100.0 (23,222)	39.0	29.1	24.2	7.7
麻薬・あへん・大麻	100.0 (840)	78.7	10.5	8.3	2.5	100.0 (220)	40.9	35.0	17.3	6.8
覚せい剤	100.0 (4,612)	70.4	12.4	13.0	4.2	100.0 (4,248)	42.1	35.8	15.0	7.0
シンナー・ボンド・トルエン	100.0 (53,957)	62.3	12.8	20.8	4.0	100.0 (18,734)	38.3	27.5	26.4	7.8
その他	100.0 (65)	73.8	9.2	15.4	1.5	100.0 (20)	55.0	20.0	25.0	—
不 詳	100.0 (847)	59.9	13.3	19.1	7.7	100.0 (177)	34.5	23.7	27.1	14.7

注 1 表 8 の注 2 に同じ。

2 表 10 の注に同じ。

表 16 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の終了時職業の有無・保護観察終了時における成績別構成比

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

区 分	保護観察処分少年					少年院仮退院者				
	計	良 好	普 通	不 良	その他	計	良 好	普 通	不 良	その他
総 数	100.0 (226,826)	75.9	8.9	12.2	3.0	100.0 (43,648)	42.2	27.6	22.9	7.4
有職者及びそれに準ずる者	100.0 (196,853)	84.6	7.7	6.9	0.7	100.0 (30,231)	58.6	29.0	10.4	2.0
有職者	100.0 (174,140)	83.6	8.5	7.2	0.7	100.0 (28,710)	57.9	29.5	10.5	2.0
定収入のある者	100.0 (20)	85.0	—	10.0	5.0	100.0 (5)	40.0	40.0	20.0	—
学生・生徒	100.0 (18,803)	93.4	0.7	5.6	0.3	100.0 (643)	74.5	9.0	15.9	0.6
家事従事者	100.0 (3,890)	89.7	8.4	1.7	0.3	100.0 (873)	69.4	27.1	2.5	0.9
無 職 者	100.0 (22,758)	23.5	17.5	56.4	2.6	100.0 (10,269)	6.5	28.8	60.4	4.3
不 詳	100.0 (7,215)	1.9	12.1	17.7	68.3	100.0 (3,148)	0.6	9.5	20.6	69.4

注 1 表 9 の注 2 に同じ。

2 表 10 の注に同じ。

4 少年保護観察対象者の再犯状況

(1) 再犯状況の推移

最近 10 年間の保護観察処分少年及び少年院仮退院者の再犯率と再処分の内容の推移を見たのが、それぞれ表 17 及び表 18 である。保護観察処分少年及び少年院仮退院者のいずれについても、平成 8 年までは再犯率はおおむね低下傾向にあったが、9 年においては前年よりも上昇している。再処分の内容は、保護観察処分少年、少年院仮退院者のいずれにおいても、少年院送致の比率が最も高く、保護観察がそれに続いている。そのうち、少年院送致の比率はおおむね低下する傾向を示していたが、9 年においては、保護観察処分少年において 1.3 ポイント、少年院仮退院者において 2.3 ポイント、前年よりも上昇した。一方、保護観察中の犯罪により実刑に処せられた者の最近の比率は、いずれの場合も低く、2 年以降は 0.3 % 以下で推移しており、また、懲役・禁錮の執行猶予に処せられた者の最近の比率も低く、保護観察処分少年の場合には 0.7 % 前後、少年院仮退院者の場合には 0.5 % 前後となっている。

なお、ここでいう「再犯率」とは、各年中における保護観察終了者に占める、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分（起訴猶予を含む。）又は保護処分（戻し収容を除く。）を受けた者の比率を意味している。ただし、保護観察中に犯罪・非行を引き起こしても期間中に刑事処分が確定しないか、保護処分の決定を受けなかった者及び不処分・審判不開始の決定を受けた場合は、ここでいう「再犯」には計上していない。また、複数の再犯がある場合には、実刑、懲役・禁錮の執行猶予、少年院送致、保護観察、罰金、拘留・科料、執行猶予、その他の順に従い、処分一つを計上している。

表 17 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の再犯率の推移

(昭和 63 年～平成 9 年)

年 次	保護観察処分少年			少年院仮退院者		
	計	再犯なし	再犯率	計	再犯なし	再犯率
累 計	100.0 (226,826)	83.1	16.9	100.0 (43,648)	76.2	23.8
63年	100.0 (25,996)	80.8	19.2	100.0 (5,456)	72.3	27.7
元	100.0 (24,580)	81.8	18.2	100.0 (5,203)	73.3	26.7
2	100.0 (23,963)	83.4	16.6	100.0 (4,534)	75.3	24.7
3	100.0 (23,989)	83.6	16.4	100.0 (4,374)	75.1	24.9
4	100.0 (23,737)	82.2	17.8	100.0 (4,384)	75.0	25.0
5	100.0 (23,171)	83.6	16.4	100.0 (4,370)	78.0	22.0
6	100.0 (21,699)	83.3	16.7	100.0 (4,276)	79.5	20.5
7	100.0 (20,441)	83.8	16.2	100.0 (4,027)	78.5	21.5
8	100.0 (18,579)	85.6	14.4	100.0 (3,484)	80.3	19.7
9	100.0 (20,671)	84.5	15.5	100.0 (3,540)	77.6	22.4

- 注 1 () 内は、保護観察終了人員である。
 2 各年中の保護観察が終了した者について、保護観察中の犯罪又は非行により新たに刑事処分又は保護処分を受けた者の比率を「再犯率」として計上している。
 3 再犯として計上した「刑事処分」には起訴猶予を含み、また、「保護処分」には、戻し収容、不処分及び審判不開始を含まない。

表 18 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の処分内容別再犯率の推移

(昭和 63 年～平成 9 年)

① 保護観察処分少年

年 次	保護観察 終了人員	再犯率	処 分 内 容						
			懲役・禁錮		罰 金		少年院 送 致	保 護 観 察	その他
			実 刑	執行猶予	一 般	交 通			
63年	25,996	19.2	0.3	1.0	0.3	3.5	8.8	5.2	0.1
元	24,580	18.2	0.2	0.8	0.4	3.1	8.9	4.6	0.1
2	23,963	16.6	0.3	0.8	0.4	2.8	7.6	4.7	0.1
3	23,989	16.4	0.2	0.8	0.3	2.9	7.3	4.8	0.1
4	23,737	17.8	0.2	0.8	0.3	2.7	8.3	5.3	0.1
5	23,171	16.4	0.2	0.8	0.4	2.8	7.3	4.8	0.1
6	21,699	16.7	0.2	0.7	0.4	3.0	7.5	4.8	0.1
7	20,441	16.2	0.2	0.7	0.3	2.7	7.0	5.3	0.1
8	18,579	14.4	0.2	0.8	0.3	2.4	6.0	4.7	0.1
9	20,671	15.5	0.2	0.7	0.3	2.2	7.2	4.8	0.0

② 少年院仮退院者

年 次	保護観察 終了人員	再犯率	処 分 内 容						
			懲役・禁錮		罰 金		少年院 送 致	保 護 観 察	その他
			実 刑	執行猶予	一 般	交 通			
63年	5,456	27.7	0.7	1.0	0.2	1.3	18.4	6.1	0.0
元	5,203	26.7	0.4	1.1	0.2	1.8	17.3	5.9	0.1
2	4,534	24.7	0.3	0.7	0.4	1.4	16.3	5.6	0.0
3	4,374	24.9	0.3	0.6	0.1	1.9	16.3	5.6	0.1
4	4,384	25.0	0.3	0.5	0.3	1.5	17.0	5.5	0.0
5	4,370	22.0	0.2	0.3	0.4	1.4	14.1	5.5	0.0
6	4,276	20.5	0.3	0.4	0.2	1.2	13.4	5.0	—
7	4,027	21.5	0.3	0.6	0.2	1.4	13.7	5.1	0.1
8	3,484	19.7	0.1	0.5	0.1	1.6	12.0	5.2	0.1
9	3,540	22.4	0.2	0.5	0.4	1.4	14.4	5.6	0.0

注 1 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、教護院送致等である。

2 複数の再犯がある場合には、実刑、懲役・禁錮の執行猶予、罰金（一般）、罰金（交通）、少年院送致、保護観察、その他の順に従い、処分一つを計上した。

2 表 17 の注 2. 3 に同じ。

さらに、再犯率の推移を事件の種別ごとに見たのが、表 19 及び表 20 である（注 14）。先に表 17 の結果から、保護観察処分少年、少年院仮退院者のいずれにおいても、平成 8 年までは再犯率がおおむね下降する傾向にあったということを指摘したが、表 19 から分かるとおり、交通保護観察少年には当てはまらず、最近 10 年間、10.0 % 前後とほぼ同じような水準で推移している。

なお、9 年において前年に比べて再犯率が上昇しているということは、どの事件の種別についても例外なく当てはまっており、一般保護観察少年において 1.6 ポイント、交通保護観察少年において 0.8 ポイント、少年院仮退院者長期処遇において 3.8 ポイント、短期処遇において 1.5 ポイント、それぞれ再犯率が上昇している。

表 19 一般保護観察少年・交通保護観察少年別再犯率の推移

(昭和 63 年～平成 9 年)

年 次	一般保護観察少年			交通保護観察少年		
	計	再犯なし	再犯率	計	再犯なし	再犯率
累 計	100.0 (121,721)	77.2	22.8	100.0 (97,565)	90.0	10.0
63年	100.0 (15,064)	75.1	24.9	100.0 (10,932)	88.5	11.5
元	100.0 (14,301)	75.8	24.2	100.0 (10,279)	90.2	9.8
2	100.0 (13,321)	77.5	22.5	100.0 (10,642)	90.7	9.3
3	100.0 (13,000)	77.6	22.4	100.0 (10,989)	90.7	9.3
4	100.0 (12,855)	75.9	24.1	100.0 (10,882)	89.6	10.4
5	100.0 (12,400)	77.9	22.1	100.0 (10,771)	90.2	9.8
6	100.0 (11,944)	78.1	21.9	100.0 (9,755)	89.6	10.4
7	100.0 (11,135)	78.4	21.6	100.0 (8,251)	89.8	10.2
8	100.0 (8,562)	79.2	20.8	100.0 (7,099)	90.7	9.3
9	100.0 (9,139)	77.7	22.3	100.0 (7,965)	89.8	10.2

注 1 「一般保護観察少年」には、短期保護観察少年を含まない。

2 表 17 の注に同じ。

表 20 少年院仮退院少年の長期処遇・短期処遇別再犯率の推移

(昭和 63 年～平成 9 年)

年 次	長 期 処 遇			短 期 処 遇		
	計	再犯なし	再犯率	計	再犯なし	再犯率
累 計	100.0 (26,241)	74.4	25.6	100.0 (17,407)	78.9	21.1
63年	100.0 (3,527)	70.1	29.9	100.0 (1,929)	76.1	23.9
元	100.0 (3,367)	72.3	27.7	100.0 (1,836)	75.2	24.8
2	100.0 (2,900)	74.1	25.9	100.0 (1,634)	77.4	22.6
3	100.0 (2,704)	74.0	26.0	100.0 (1,670)	76.9	23.1
4	100.0 (2,610)	73.5	26.5	100.0 (1,774)	77.1	22.9
5	100.0 (2,472)	75.4	24.6	100.0 (1,898)	81.3	18.7
6	100.0 (2,462)	77.4	22.6	100.0 (1,814)	82.4	17.6
7	100.0 (2,236)	75.8	24.2	100.0 (1,791)	82.0	18.0
8	100.0 (1,997)	79.8	20.2	100.0 (1,487)	81.1	18.9
9	100.0 (1,966)	76.0	24.0	100.0 (1,574)	79.6	20.4

注 1 「短期処遇」には、特修短期処遇を含む。

2 表 17 の注に同じ。

次に、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、最近 10 年間を累計して、再犯状況と保護観察実施期間とをクロス集計したものが、表 21 である。保護観察処分少年については保護観察実施期間が 6 月を超え 1 年以内の場合に、少年院仮退院者については保護観察実施期間が 6 月以内の場合に、それぞれ再犯率が最も低くなっていることが分かる（注 15）。

表 21 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察実施期間別再犯率

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

区 分	保護観察処分少年			少年院仮退院者		
	計	再犯なし	再犯率	計	再犯なし	再犯率
総 数	100.0 (226,826)	83.1	16.9	100.0 (43,648)	76.2	23.8
6 月以内	100.0 (6,854)	47.7	52.3	100.0 (9,846)	88.2	11.8
1 年以内	100.0 (82,605)	89.5	10.5	100.0 (12,304)	75.2	24.8
1 年 6 月以内	100.0 (59,494)	86.0	14.0	100.0 (7,575)	69.5	30.5
2 年以内	100.0 (43,621)	79.4	20.6	100.0 (5,042)	69.4	30.6
2 年を超える	100.0 (34,252)	74.6	25.4	100.0 (8,881)	73.8	26.2

注 表 17 の注に同じ。

(2) 再犯状況と身上特性等との関連

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、最近 10 年間を累計して、再犯状況と受理時不良集団関係とをクロス集計したものが、表 22 である(注 16)。保護観察処分少年では、不良集団関係のある者の方がいない者よりかなり再犯率が高い。ただし、不良集団関係が「暴走族」である場合の再犯率は 17.5 %であり、不良集団関係のない者の再犯率 14.1 %とそれ程大きな違いはない。

一方、少年院仮退院者については、必ずしも不良集団関係の有無と再犯率との関連性が見いだせないものの、「地域不良集団」や「不良生徒学生集団」に関係していた者の再犯率は高くなっている。それに対して、不良集団関係が「暴力団」及び「暴走族」の場合には、不良集団関係がない者に比べ再犯率は低くなっている。先に表 7 及び表 14 において、「不良生徒学生集団」とかかわりを有する場合には、退院及び成績良好で終了する者の比率が高くなっているが、同時に、保護処分取消し及び成績不良者の比率も高くなっているということを指摘した。このことを、「不良生徒学生集団」の場合には再犯率が高いというここでの結果と考え合わせると、「不良生徒学生集団」とのかかわりがあった少年院仮退院者は、矯正教育を契機として、不良集団関係を断てる者とそうでない者との截然と分かれる傾向があると言えるのかもしれない。また、少年院仮退院者の不良集団関係が「暴力団」である場合には、表 7、表 14 及び表 22 の結果から、退院及び成績良好者の比率は低い、同時に、保護処分取消し及び成績不良者の比率も高くはなく、また、再犯率は低いということが分かる。

なお、少年院仮退院者の再犯率は、不良集団関係の他のすべてのカテゴリーにおいて保護観察処分少年に比べ高くなっているが、暴力団の場合だけは、少年院仮退院者の再犯率の方が低くなっている。

次に、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、最近 10 年間を累計して、再犯状況と受理時薬物等使用関係とをクロス集計したものが、表 23 である(注 17)。いずれも、薬物等の使用がある者の方が、再犯率が高いが、とりわけ、「シンナー・ボンド・トルエン」(以下、「シンナー等」という。)という有機溶剤乱用者の再犯率が高いことが認められる。それに対して、保護観察処分少年で薬物使用関係が「麻薬・あへん・大麻」である場合、少年院仮退院者で薬物使用関係が「覚せい剤」及び「麻薬・あへん・大麻」である場合には、薬物使用関係がない場合に比較して再犯率が低くなっている。

なお、少年院仮退院者の再犯率は、保護観察処分少年の再犯率と比べおおむね高くなっているが、「覚せい剤」については、保護観察処分少年の再犯率の方が高くなっている。

表 22 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の受理時不良集団関係別再犯率

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

区 分	保護観察処分少年			少年院仮退院者		
	計	再犯なし	再犯率	計	再犯なし	再犯率
総 数	100.0 (226,826)	83.1	16.9	100.0 (43,648)	76.2	23.8
不良集団関係なし	100.0 (151,765)	85.9	14.1	100.0 (19,917)	76.1	23.9
不良集団関係あり	100.0 (74,234)	77.7	22.3	100.0 (23,569)	76.3	23.7
暴力団	100.0 (3,995)	72.8	27.2	100.0 (4,569)	81.5	18.5
暴走族	100.0 (32,922)	82.5	17.5	100.0 (9,253)	80.5	19.5
地域不良集団	100.0 (27,117)	73.5	26.5	100.0 (7,868)	69.9	30.1
不良生徒学生集団	100.0 (7,421)	74.8	25.2	100.0 (1,131)	66.3	33.7
その他	100.0 (2,779)	75.7	24.3	100.0 (748)	74.2	25.8
不 詳	100.0 (827)	75.9	24.1	100.0 (162)	71.0	29.0

注 1 表 7 の注 2 に同じ。

2 表 17 の注に同じ。

表 23 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の受理時薬物等使用関係別再犯率

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

区 分	保護観察処分少年			少年院仮退院者		
	計	再犯なし	再犯率	計	再犯なし	再犯率
総 数	100.0 (226,826)	83.1	16.9	100.0 (43,648)	76.2	23.8
薬物使用関係なし	100.0 (166,505)	86.4	13.6	100.0 (20,249)	78.0	22.0
薬物使用関係あり	100.0 (59,474)	74.2	25.8	100.0 (23,222)	74.7	25.3
麻薬・あへん・大麻	100.0 (840)	88.5	11.5	100.0 (220)	84.1	15.9
覚せい剤	100.0 (4,612)	83.2	16.8	100.0 (4,248)	86.8	13.2
シンナー・ボンド・トルエン	100.0 (53,957)	73.2	26.8	100.0 (18,734)	71.8	28.2
その他	100.0 (65)	80.0	20.0	100.0 (20)	70.0	30.0
不 詳	100.0 (847)	75.4	24.6	100.0 (177)	71.2	28.8

注 1 表 8 の注 2 に同じ。

2 表 17 の注に同じ。

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、最近 10 年間を累計して、再犯状況と終了時の職業状況をクロス集計したものが、表 24 である（注 7）。この表を見ると、保護観察終了時に無職となっている者（再非行等により身柄を拘束されたまま終了した者にあつては、身柄を拘束される直前に無職となっている者）は、保護観察処分少年、少年院仮退院者のいずれにおいても、再犯率がかなり高くなっている。また、有職者及びそれに準ずる者のうち、どちらにおいても「家事従事者」の再犯率が最も低くなっており、保護観察処分少年においては「学生・生徒」が、少年院仮退院少年においては「有職者」がそれに続いている。

表 24 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の終了時職業の有無別再犯率
(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

区 分	保護観察処分少年			少年院仮退院者		
	計	再犯なし	再犯率	計	再犯なし	再犯率
総 数	100.0 (226,826)	83.1	16.9	100.0 (43,648)	76.2	23.8
有職者及びそれに準ずる者	100.0 (196,853)	87.9	12.1	100.0 (30,231)	85.7	14.3
有職者	100.0 (174,140)	87.2	12.8	100.0 (28,710)	85.5	14.5
定収入のある者	100.0 (20)	85.0	15.0	100.0 (5)	80.0	20.0
学生・生徒	100.0 (18,803)	92.9	7.1	100.0 (643)	83.8	16.2
家事従事者	100.0 (3,890)	96.0	4.0	100.0 (873)	95.5	4.5
無 職 者	100.0 (22,758)	43.0	57.0	100.0 (10,269)	46.9	53.1
不 詳	100.0 (7,215)	80.6	19.4	100.0 (3,148)	80.2	19.8

注 1 表 9 の注 2 に同じ。
2 表 17 の注に同じ。

(3) 身上特性別の再犯率の推移

最近 10 年間の保護観察処分少年の再犯率の推移を、受理時不良集団関係別に見たのが、表 25 である(注 19)。平成 8 年までは、不良集団関係の有無にかかわらず、再犯率は、おおむね低下する傾向にあった。ただし、「暴走族」の再犯率は、16 % 台から 19 % 台にかけての一定の範囲で増減を繰り返している。また、9 年は、いずれの関係においても、前年に比較して再犯率が上昇している。ただし、不良集団関係のない場合には 0.5 ポイント上昇したのにすぎないのに対し、不良集団関係がある場合には 2.2 ポイント上昇している。その中でも不良集団関係が「暴力団」の場合には 5.7 ポイントと最も高い伸びを示している。

同様に、最近 10 年間の少年院仮退院者の再犯率の推移を、受理時不良集団関係別に見たのが、表 26 である。いずれの関係でも平成 8 年までは再犯率はおおむね低下傾向にあり、特に、不良集団関係が「暴力団」である場合にその低下が著しかったが、9 年は、「暴走族」の再犯率が前年と同じであるほかは、再犯率が軒並み上昇している。ただし、保護観察処分少年の場合とは異なり、不良集団関係のない場合に 4.0 ポイント上昇しており、不良集団関係のある場合の 1.6 ポイントを大きく上回っている。また、不良集団関係のある者の中では「その他」(地域不良集団、不良生徒学生集団等)が 4.1 ポイントと最も高い伸びを示しており、「暴力団」の 1.8 ポイントがそれに続いている。

表 25 保護観察処分少年の受理時不良集団関係別再犯率の推移

(昭和 63 年～平成 9 年)

年 次	保護観察処分少年全体	不良集団関係なし	不良集団関係あり			
			計	暴力団	暴走族	その他
累 計	16.8	14.1	22.3	27.2	17.5	26.0
63年	19.2	15.9	25.9	31.7	16.7	29.8
元	18.2	14.7	25.3	28.2	19.2	27.8
2	16.6	13.6	23.0	28.5	16.2	26.5
3	16.4	14.0	21.7	26.7	16.8	25.2
4	17.8	15.0	23.8	24.9	19.4	28.3
5	16.3	13.9	21.0	25.7	17.2	25.0
6	16.7	14.1	21.4	21.0	17.3	27.1
7	16.2	14.0	20.7	26.3	17.8	23.9
8	14.4	12.6	18.2	23.1	16.6	19.7
9	15.5	13.1	20.4	28.8	18.2	22.4

注 1 「その他」は、地域不良集団、不良生徒学生集団等である。

2 不良集団関係が不詳な者を除く。

3 表 7 の注 2 に同じ。

4 表 17 の注 2、3 に同じ。

表 26 少年院仮退院者の受理時不良集団関係別再犯率の推移

(昭和 63 年～平成 9 年)

年 次	少年院仮退院者全体	不良集団関係なし	不良集団関係あり			
			計	暴力団	暴走族	その他
累 計	23.8	23.9	23.7	18.5	19.5	30.2
63年	27.7	27.8	27.6	20.9	21.3	33.5
元	26.7	25.8	27.4	21.4	24.2	31.7
2	24.7	24.4	24.9	19.5	20.0	30.5
3	25.0	26.0	24.0	18.4	19.6	30.8
4	25.0	24.1	25.7	20.1	21.9	32.4
5	21.9	22.7	21.4	15.6	17.3	29.8
6	20.5	21.7	19.5	16.1	16.0	26.2
7	21.4	22.1	20.9	16.8	17.3	28.3
8	19.7	18.5	20.7	11.9	20.4	23.7
9	22.4	22.6	22.3	13.7	20.4	27.8

注 表 25 の注に同じ。

次に、最近 10 年間の保護観察処分少年の再犯率の推移を受理時薬物使用関係別に見たのが、表 27 である。「覚せい剤」、「シンナー等」とともに、平成 8 年までは低下傾向にあったが、9 年は、「覚せい剤」が 2.3 ポイント、「シンナー等」が 2.0 ポイント、それぞれ上昇している。それに対して、「その他の薬物」（麻薬、あへん、大麻等）の再犯率は、最近 10 年間増減を繰り返しており、9 年は、前年に比べて 6.5 ポイント下降している。

同様に、最近 10 年間の少年院仮退院者の再犯率の推移を受理時薬物使用関係別に見たのが、表 28 である。薬物使用関係の有無にかかわらず、全体としてみた場合、やはり、平成 8 年までは再犯率がおおむね下降する傾向を示している。ただし、「覚せい剤」の再犯率は、5 年までは下降する傾向を示していたが、それ以降は 7 年をピークとする上昇傾向を見せており、また、「その他の薬物」（麻薬、あへん、大麻等）の再犯率は、上昇下降を繰り返しており、必ずしも明確な傾向は把握できない。9 年は、前年に比べて、薬物使用関係のない者の再犯率が 4.4 ポイント、「覚せい剤」が 1.0 ポイント、「シンナー等」が 2.3 ポイント、「その他の薬物」が 6.3 ポイントと、すべての薬物使用関係において上昇を示している。

表 27 保護観察処分少年の受理時薬物使用関係別再犯率の推移
(昭和 63 年～平成 9 年)

年 次	保護観察処分少年全体	薬物使用 関係なし	薬物使用関係あり			
			計	覚せい剤	シンナー等	その他
累 計	16.8	13.6	25.8	16.8	26.8	12.2
63 年	19.2	15.3	29.5	22.1	30.3	12.5
元	18.1	13.9	28.8	17.6	29.8	17.4
2	16.6	13.0	25.9	15.7	26.7	16.1
3	16.4	13.0	24.9	17.4	25.5	16.5
4	17.8	14.0	26.7	16.8	27.4	11.1
5	16.4	13.3	23.8	14.7	24.6	8.2
6	16.7	13.8	24.5	16.2	25.3	14.7
7	16.2	13.7	24.4	14.6	25.9	9.2
8	14.4	12.3	22.3	13.9	23.6	14.2
9	15.5	13.9	23.3	16.3	25.6	7.7

注 1 「シンナー等」は、シンナー・ボンド・トルエンである。
2 「その他」は、麻薬、あへん、大麻等である。
3 薬物使用関係が不詳な者を除く。
4 表 8 の注 2 に同じ。
5 表 17 の注 2・3 に同じ。

表 28 少年院仮退院者の受理時薬物使用関係別再犯率の推移

(昭和 63 年～平成 9 年)

年 次	少 年 院 仮 退院者全体	薬物使用 関係なし	薬物使用関係あり			
			計	覚せい剤	シンナー等	その他
累 計	23.8	22.0	25.3	13.2	28.2	17.1
63年	27.7	26.4	28.9	17.1	32.1	33.3
元	26.7	25.3	28.0	14.9	31.3	18.2
2	24.7	23.4	25.8	15.9	27.6	22.2
3	25.0	23.4	26.3	11.9	28.7	10.5
4	25.0	22.0	27.0	13.5	29.2	27.8
5	22.0	20.6	23.0	8.0	25.9	17.2
6	20.5	17.3	22.9	12.5	25.4	19.2
7	21.4	19.4	23.4	13.8	25.9	12.1
8	19.6	17.5	21.7	10.3	25.5	11.4
9	22.4	21.9	22.9	11.3	27.7	17.8

注 表 27 の注に同じ。

続いて、最近 10 年間の保護観察処分少年及び少年院仮退院者の再犯率を終了時の職業の有無別に見たのが、それぞれ表 29 及び表 30 である。

表 29 保護観察処分少年の終了時・有職・無職別再犯率の推移

(昭和 63 年～平成 9 年)

年 次	保護観察処分 少 年 全 体	有 職 者 及 び それに準ずる者	無 職 者
累 計	16.8	12.1	57.0
63年	19.2	13.3	60.6
元	18.2	12.6	59.4
2	16.5	11.9	56.1
3	16.4	11.8	59.2
4	17.7	12.9	63.9
5	16.2	12.1	55.8
6	16.6	12.5	56.1
7	16.1	12.0	54.0
8	14.4	10.6	49.3
9	15.4	11.2	51.6

- 注 1 「有職者及びそれに準ずる者」には、定収入のある無職者、学生・生徒及び家事従事者を含む。
 2 職業の有無が不詳な者を除く。
 3 表 9 の注 2 に同じ。
 4 表 17 の注 2・3 に同じ。

表 30 少年院仮退院者の終了時有職・無職別再犯率の推移
(昭和 63 年～平成 9 年)

年 次	少年院仮退院者 全 体	有 職 者 及 び それに準ずる者	無 職 者
累 計	24.1	14.3	53.1
63年	28.5	15.6	58.6
元	27.2	15.9	54.7
2	25.2	14.8	53.3
3	25.5	15.3	54.5
4	25.4	15.4	55.9
5	22.0	13.0	51.5
6	20.7	12.4	48.9
7	21.6	12.7	52.3
8	19.7	12.8	43.6
9	22.4	14.2	50.4

注 表 29 の注に同じ。

これらの表を見ると、保護観察処分少年、少年院仮退院者のいずれにおいても、「有職者及びそれに準ずる者」(注 7 参照)であるか、「無職者」(注 20)であるかを問わず、平成 8 年までは再犯率がおおむね低下しているが、9 年には前年よりも上昇していることが分かる。ただし、9 年における再犯率の上昇の幅には職業状況による違いが見られ、保護観察処分少年においては、「有職者及びそれに準ずる者」が 0.6 ポイントの上昇であるのに対し、「無職者」は 2.3 ポイントの上昇であり、また、少年院仮退院者においては、「有職者及びそれに準ずる者」が 1.4 ポイントの上昇であるのに対して、「無職者」が 6.8 ポイントの上昇となっており、どちらの場合にも、無職者の再犯率の方が上昇の幅が大きい。

(4) 受理時非行名別の再犯率の推移

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、最近 10 年間を累計して、事件受理時の罪名・非行名別の再犯率を示したのが、表 31 である。いずれにおいても、窃盗、毒物及び劇物取締法違反(以下、「毒劇法違反」という。)、虞犯、恐喝などにおいて再犯率が高くなっている。

さらに、殺人・強盗の凶悪犯及び薬物事犯(注 21)に係る保護観察処分少年について、最近 10 年間の再犯率の推移を見たのが、表 32 である。殺人は終了人員が少ないこともあって再犯のない年も多く、明確な傾向は分からないが、強盗及び薬物事犯共に、再犯率は低下傾向にあり、この 10 年間に強盗は 6.3 ポイント、薬物事犯は 7.7 ポイント、それぞれ再犯率が低下している。また、保護観察処分少年全体では、平成 9 年は前年に比較し、再犯率が 1.1 ポイント上昇しているが、強盗では 1.3 ポイント、薬物事犯では 0.5 ポイント、それぞれ再犯率が低下している。

同様に、殺人、強盗及び薬物事犯に係る少年院仮退院者について、最近 10 年間の再犯率の推移を見たのが、表 33 である。殺人は、再犯率に変動が多いものの、平成 9 年は前年に比べ 14.2 ポイントの急上昇を示している。また、強盗及び薬物事犯はいずれも、再犯率は低下傾向にあり、9 年も前年に比べ、2.1 ポイント及び 1.8 ポイント、それぞれ再犯率が低下している。

表 31 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の受理時非行名別再犯率

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

受 理 時 非 行 名	保護観察処分少年		少年院仮退院者	
	終了人員	再犯率	終了人員	再犯率
総 数	226,826	16.9	43,648	23.8
刑 法 犯	132,983	18.3	30,945	25.9
殺 人	73	5.5	239	12.1
強 盗	2,321	12.6	1,465	20.3
傷 害	17,260	18.9	4,381	18.8
恐 喝	7,677	19.8	2,259	22.3
窃 盗	61,158	25.0	18,099	31.3
詐 欺	501	17.6	145	17.9
強制わいせつ・強姦	2,144	11.0	1,857	13.8
業 過	33,379	5.9	860	12.8
その他の刑法犯	8,470	19.3	1,640	19.1
特 別 法 犯	88,370	14.5	9,799	16.1
覚せい剤取締法	3,899	14.2	3,020	10.0
毒劇法	16,632	22.6	2,617	24.0
道路交通法	65,166	12.5	3,847	15.8
その他の特別法犯	2,673	13.8	315	12.1
虞 犯	5,473	20.3	2,904	27.1

注 1 表 1 の注 2・3 に同じ。

2 表 17 の注 2・3 に同じ。

表 32 保護観察処分少年の受理時非行名別再犯率の推移

(昭和 63 年～平成 9 年)

年 次	保護観察処分少年全体		殺 人		強 盗		薬 物 事 犯	
	終了人員	再犯率	終了人員	再犯率	終了人員	再犯率	終了人員	再犯率
累 計	226,826	16.9	73	5.5	2,321	12.6	20,578	20.9
63年	25,996	19.2	9	11.1	193	15.0	2,269	24.8
元	24,580	18.2	12	—	154	12.3	2,259	24.4
2	23,963	16.6	8	12.5	171	15.8	2,131	22.0
3	23,989	16.4	8	12.5	189	14.3	2,281	21.1
4	23,737	17.8	4	—	202	11.9	2,429	21.3
5	23,171	16.4	7	—	203	16.7	2,343	19.8
6	21,699	16.7	9	11.1	231	16.5	2,031	19.6
7	20,441	16.2	3	—	285	10.9	1,715	19.0
8	18,579	14.4	8	—	290	10.0	1,559	17.6
9	20,671	15.5	5	—	403	8.7	1,561	17.1

注 1 「薬物事犯」とは、麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反及び毒物及び劇物取締法違反である。

2 表 17 の注 2・3 に同じ。

表 33 少年院仮退院者の受理時非行名別再犯率の推移

(昭和 63 年～平成 9 年)

年 次	保護観察処分少年全体		殺 人		強 盗		薬 物 事 犯	
	終了人員	再犯率	終了人員	再犯率	終了人員	再犯率	終了人員	再犯率
累 計	43,648	23.8	239	12.1	1,465	20.3	5,651	16.5
63年	5,456	27.7	28	14.3	133	23.3	720	18.6
元	5,203	26.7	20	5.0	143	18.2	652	16.7
2	4,534	24.7	20	10.0	125	18.4	503	19.5
3	4,374	24.9	31	9.7	111	18.0	486	17.7
4	4,384	25.0	29	10.3	128	22.7	575	18.1
5	4,370	22.0	24	16.7	144	22.9	624	14.7
6	4,276	20.5	31	3.2	151	24.5	596	16.4
7	4,027	21.5	11	18.2	155	18.7	517	16.6
8	3,484	19.7	23	13.0	158	19.6	490	13.7
9	3,540	22.4	22	27.3	217	17.5	488	11.9

注 表 32 の注に同じ。

(5) 過去 10 年間の累計による受理時非行名等別再犯率

昭和 63 年から平成 9 年までの 10 年間に保護観察を終了した保護観察処分少年のうち「再犯」(注 22)があった者は、3 万 8,250 人であるが、このうち受理時非行名が殺人、強盗及び薬物事犯である保護観察処分少年について、最近 10 年間を累計して、再処分時の非行名別構成比を示したのが、表 34 である。殺人で保護観察処分となり、再犯をした者は 4 人であるが、その再処分時の非行名は、すべて業過(注 23)及び道路交通法違反である。また、受理時非行名が強盗で再犯をした者は 293 人、薬物事犯で再犯をした者は 4,311 人であるが、強盗では、窃盗及び道路交通法違反、薬物事犯では、毒物劇法違反や覚せい剤取締法違反という同種非行、道路交通法違反及び窃盗による再処分が多い。

同様に、昭和 63 年から平成 9 年までの 10 年間に保護観察を終了した少年院仮退院者のうち再犯があった者は、1 万 391 人であるが、このうち受理時再非行名が殺人、強盗及び薬物事犯である少年院仮退院者について、この 10 年間を累計して、再処分時の非行名別構成比を示したのが、表 35 である。受理時非行名が殺人で再犯をした者は 29 人、強盗で再犯をした者は 297 人であるが、これらの者は、窃盗及び傷害により再処分を受けている場合が多い。また、薬物事犯で再犯をした者は 932 人であるが、その再処分時の非行名は、覚せい剤取締法違反、毒劇法違反及び窃盗が多い。

表 34 保護観察処分少年の受理時非行名・再処分時非行名別構成比
(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

再 処 分 時 の 非 行 の 種 類	保護観察 処分全体	殺 人	強 盗	薬物事犯
計	100.0 (38,250)	100.0 (4)	100.0 (293)	100.0 (4,311)
刑 法 犯	53.0	25.0	63.5	35.3
殺 人	0.1	—	0.7	0.0
強 盗	1.2	—	3.8	0.9
傷 害	9.1	—	8.9	6.8
恐 喝	4.0	—	7.8	2.5
窃 盗	28.2	—	28.3	15.7
詐 欺	0.3	—	0.3	0.1
強制わいせつ・強姦	1.4	—	3.1	1.2
業 過	4.7	25.0	4.1	4.6
その他の刑法犯	3.9	—	6.5	3.3
特 別 法 犯	44.3	75.0	34.5	61.6
覚せい剤取締法	4.5	—	2.0	13.0
毒 劇 法	9.5	—	7.5	25.7
道路交通法	29.3	75.0	22.5	21.9
その他の特別法犯	1.1	—	2.4	0.9
虞 犯	2.7	—	2.0	3.2

注 1 表 1 の注 2・3 に同じ。

2 表 17 の注 2・3 に同じ。

3 表 32 の注 1 に同じ。

表 35 少年院仮退院者の受理時非行名・再処分時非行名別構成比
(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

再処分時の非行の種類	少年院仮 退院者全体	殺 人	強 盗	薬物事犯
計	100.0 (10,391)	100.0 (29)	100.0 (297)	100.0 (932)
刑 法 犯	69.5	75.9	78.8	37.7
殺 人	0.2	—	0.3	—
強 盗	2.6	3.4	8.1	1.0
傷 害	8.7	17.2	16.2	7.3
恐 喝	5.7	6.9	7.1	4.8
窃 盗	42.9	41.4	37.0	17.1
詐 欺	0.7	—	0.3	0.3
強制わいせつ・強姦	1.6	—	2.4	0.4
業 過	2.9	—	2.7	3.4
その他の刑法犯	4.3	6.9	4.7	3.3
特 別 法 犯	27.8	20.7	20.2	58.7
覚せい剤取締法	6.6	6.9	7.4	22.4
毒 劇 法	7.3	—	3.4	24.4
道路交通法	12.8	13.8	8.8	10.7
その他の特別法犯	1.0	—	0.7	1.2
虞 犯	2.7	3.4	1.0	3.6

注 表 34 の注に同じ。

続いて、昭和 63 年から平成 9 年までの 10 年間に保護観察を終了した保護観察処分少年から終了時の職業状況が不詳な者を除くと、21 万 9,611 人であるが、このうち受理時非行名が殺人、強盗及び薬物事犯である者について、終了時の職業（再非行等により身柄を拘束されたまま終了した者にあつては、身柄を拘束される直前の職業。以下同じ。）の有無別に再犯率を比較すると、表 36 のようになる。受理時非行名が殺人で終了時に無職であった者は 6 人と極めて少なく、再犯をした者は皆無であるが、その他のカテゴリーについて無職であった者の再犯率を見ると、保護観察処分少年全体では 57.0 %、強盗では 51.6 %、薬物事犯では 55.3 % となっており、いずれも過半数が再犯をしており、また、その大部分は少年院送致という処分を受けている。それに対して、「有職者及びそれに準ずる者」（注 7 参照）の再犯率は、保護観察処分少年全体で 12.1 %、強盗で 8.7 %、薬物事犯で 15.4 % と無職者に比べると極めて低くなっており、しかも、再非行をした者の処分は、いずれのカテゴリーにおいても過半数が保護観察又は罰金であり、少年院送致となっている者の比率は、無職者に比べ低い。

同様に、この 10 年間に保護観察を終了した少年院仮退院者から終了時の職業状況が不詳な者を除いた 4 万 500 人中、受理時非行名が殺人、強盗及び薬物事犯である者について、終了時の職業の有無別に再犯率を比較すると、表 37 のようになる。終了時に無職であった者の再犯率を見ると、少年院仮退院者全体で 53.1 %、殺人で 20.4 %、強盗で 57.1 %、薬物事犯で 34.9 % となっており、また、その大部分が再度少年院送致という処分を受けている。それに対して、「有職及びそれに準ずる者」の再犯率は、少年院仮退院者全体で 14.3 %、殺人で 9.6 %、強盗で 11.7 %、薬物事犯で 10.3 % と、無職者の場合に比べて極めて低い。また、再犯をした者が少年院送致となる比率は、いずれのカテゴリーにおいても無職者の場合より低い。

表 36 保護観察処分少年の受理時非行名別有職者と無職者の再犯率の比較

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

再処分の内容	保護観察処分少年全体			殺 人			強 盗			薬 物 事 犯		
	総数	有職者 及びそ れに準 ずる者	無職者	総数	有職者 及びそ れに準 ずる者	無職者	総数	有職者 及びそ れに準 ずる者	無職者	総数	有職者 及びそ れに準 ずる者	無職者
計	100.0 (219,611)	100.0 (196,853)	100.0 (22,758)	100.0 (71)	100.0 (65)	100.0 (6)	100.0 (2,244)	100.0 (2,058)	100.0 (186)	100.0 (19,835)	100.0 (17,045)	100.0 (2,790)
再犯なし	83.2	87.9	43.0	94.4	93.8	100.0	87.7	91.3	48.4	79.0	84.6	44.7
再犯あり	16.8	12.1	57.0	5.6	6.2	—	12.3	8.7	51.6	21.0	15.4	55.3
実刑・刑の執行猶予	1.0	0.7	3.4	—	—	—	0.6	0.3	3.2	2.0	1.5	5.1
少年院送致	7.6	3.5	42.8	—	—	—	6.6	3.4	41.4	10.1	5.0	41.1
保護観察	4.9	4.5	8.9	1.4	1.5	—	3.6	3.3	6.5	4.9	4.6	7.1
罰 金	3.2	3.4	1.7	4.2	4.6	—	1.6	1.7	0.5	3.9	4.2	2.0
その他	0.1	0.1	0.1	—	—	—	0.0	0.0	—	0.1	0.1	0.1

注 1 「その他」は、拘留、科料及び起訴猶予である。

2 表 9 の注 2・3 に同じ。

3 表 29 の注に同じ。

表 37 少年院仮退院者の受理時非行名別有職者と無職者の再犯率の比較

(昭和 63 年～平成 9 年の累計)

再処分の内容	少年院仮退院者全体			殺 人			強 盗			薬 物 事 犯		
	総数	有職者 及びそ れに準 ずる者	無職者	総数	有職者 及びそ れに準 ずる者	無職者	総数	有職者 及びそ れに準 ずる者	無職者	総数	有職者 及びそ れに準 ずる者	無職者
計	100.0 (40,500)	100.0 (30,231)	100.0 (10,269)	100.0 (226)	100.0 (177)	100.0 (49)	100.0 (1,385)	100.0 (1,126)	100.0 (259)	100.0 (5,314)	100.0 (3,966)	100.0 (1,348)
再犯なし	75.9	85.7	46.9	88.1	90.4	79.6	79.8	88.3	42.9	83.4	89.7	65.1
再犯あり	24.1	14.3	53.1	11.9	9.6	20.4	20.2	11.7	57.1	16.6	10.3	34.9
実刑・刑の執行猶予	0.9	0.6	1.9	0.4	0.6	—	0.7	0.5	1.5	0.7	0.5	1.6
少年院送致	15.7	5.9	44.4	8.4	5.6	18.4	13.8	5.9	48.3	9.9	3.9	27.4
保護観察	5.7	5.7	5.8	1.8	1.7	2.0	4.7	4.1	7.3	4.6	4.4	5.0
罰 金	1.8	2.1	0.9	1.3	1.7	—	1.0	1.2	—	1.3	1.5	0.8
その他	0.0	0.0	0.1	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.1

注 表 36 の注に同じ。

注

- (注 1) 短期保護観察については、法務総合研究所『犯罪白書』(平成 10 年版)、269 頁参照。
- (注 2) 平成 6 年 9 月に導入された短期保護観察においては、大多数の者が解除により保護観察を終了しており、ここでは、保護観察終了事由の構成比の推移を見る際の一貫性を確保するために、この人員を除外した。ちなみに、短期保護観察の終了人員に占める終了事由が解除であった者の比率を見ると、平成 7 年の短期保護観察の終了人員 1,055 人中 980 人の 92.9%，8 年の短期保護観察の終了人員 2,918 人中 2,695 人の 92.4%，9 年の終了人員 3,567 人中 3,237 人の 90.7%となっている。
- (注 3) 特修短期処遇は、従来の交通短期処遇を発展的に解消し、一般短期処遇の対象者よりは非行の傾向が進んでいない一般事件の少年をも対象に含めた処遇に改編したという位置づけを持っている(法務総合研究所『犯罪白書』(平成 4 年版)、226 頁及び同(平成 9 年版)318 頁参照)。
- (注 4) ただし、保護観察の終了事由と保護観察の実施期間との関連を見る場合には、以下のように、保護観察処分少年の保護観察の法定期間及び良好措置を採るための要件となる期間の存在を念頭に置く必要がある。まず、保護観察処分少年の保護観察の法定期間は、保護処分言渡しの日から 20 歳に達するまでであるが、20 歳に達するまでに 2 年に満たない場合は 2 年間とされている。すなわち、保護観察処分少年の場合、2 年未満の期間満了は、存在し得ないのである。良好措置を採るための要件となる期間を見ると、保護観察処分少年の場合、一般事件により保護観察に付された者に対しては原則としておおむね 1 年を経過していること、交通事件により保護観察に付された者に対しては原則としておおむね 6 月を経過していることが、それぞれ解除の要件となっており、また、短期保護観察に付された者は、再非行や遵守事項違反等の問題がなければ、原則として 6 月以上 7 月以内に解除することとされている。一方、少年院仮退院者の場合には、保護観察に付されてから原則としておおむね 6 月を経過していることが退院の

要件とされている。ただし、短期処遇を実施する少年院から仮退院した者の退院については、この要件に該当する必要はない。

- (注5) 保護観察事件を受理したときに調査した各種資料に基づき、受理したときまでに交渉があったか又は受理したときの状況からそのおそれが認められ、処遇上問題とすべき不良集団関係がある場合に、「受理時不良集団関係」があるものとして扱っている。なお、二つ以上の不良集団と交渉が認められる場合には、最も交渉の程度が深い不良集団一つと関係があるものとみなし、数値を計上している。
- (注6) 保護観察事件を受理したときに調査した各種資料に基づき、受理したときまでに使用していたか又は受理したときの状況からそのおそれが認められ、処遇上問題とすべき薬物使用関係がある場合には、「受理時薬物使用関係」があるものとして扱っている。なお、二つ以上の薬物等を使用していたときは、最も使用の程度の深い薬物等一つを使用していたものとみなし、数値を計上している。
- (注7) 身柄を拘束されたまま保護観察が終了した者については、身柄を拘束される直前の職業状況を計上している。なお、本稿では、定収入のある無職者、学生・生徒（学校教育法に基づく学校又はそれ以外の学校に在学中の者をいう。）及び家事従事者を有職者に準ずる者として扱っているので、この点に御留意いただきたい。
- (注8) 良好停止については、法務総合研究所『犯罪白書』（平成10年版）、270頁参照。
- (注9) 第2、2(1)と同様に、表11においては、平成6年に導入された短期保護観察を除いた人員を計上し、また、表12においては、平成3年に導入された特修短期処遇を含んだ人員を計上している。ちなみに、短期保護観察の終了時の成績の推移は、次のとおりである。平成7年においては、良好92.9%、普通0%、不良6.9%、その他0.2%、同8年においては、良好92.4%、普通0%、不良7.4%、その他0.2%、同9年においては、良好90.8%、普通0.2%、不良8.8%、その他0.2%となっている。
- (注10) ただし、保護観察終了時の成績と保護観察の実施期間との関連を見る場合には、上記注4に記載したとおり、保護観察処分少年の保護観察の法定期間及び良好措置を採るための要件となる期間の存在を念頭に置く必要がある。
- (注11) 「受理時不良集団関係」の意味については上記注5を参照。
- (注12) 「受理時薬物使用関係」の意味については上記注6を参照。
- (注13) 「終了時の職業状況」については、上記注7を参照。
- (注14) 第2、2(1)及び3(1)と同様に、表19においては平成6年に導入された短期保護観察を除いた人員を計上し、また、表20においては、平成3年に導入された特修短期処遇を含んだ人員を計上している。ちなみに、短期保護観察の再犯率の推移は、次のとおりである。平成7年においては7.3%（77人）、8年においては8.4%（244人）、9年においては10.1%（360人）となっている。
- (注15) 再犯率と保護観察実施期間との関連を見る場合には、上記注4に記載したとおり、保護観察処分少年の保護観察の法定期間及び良好措置を採るための要件となる期間の存在を念頭に置く必要がある。保護観察実施期間が6月以内であった場合の再犯率が最も高くなっているが、このことには注4で指摘した枠組みが影響を与えているものと思われる。
- (注16) 「受理時不良集団関係」の意味については上記注5を参照。
- (注17) 「受理時薬物使用関係」の意味については上記注6を参照。

- (注 18) 「終了時の職業状況」については、上記注 7 を参照。
- (注 19) 以下、再犯率の推移を見る場合には、不良集団関係が不詳な者、薬物関係が不詳な者、職業の有無が不詳な者を除いているので、その点に留意されたい。
- (注 20) これまでと同様、保護観察終了時に無職者となっている者のことを意味している。ただし、再犯等により身柄を拘束されたまま終了した者にあつては、身柄を拘束される直前に無職者となっている者を意味する。
- (注 21) ここでいう「薬物事犯」とは、麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反及び毒物及び劇物取締法違反である。
- (注 22) 本稿でいう「再犯」の定義については、第 2, 4 (1) を参照されたい。
- (注 23) ここでいう「業過」とは、業務上過失致死傷及び重過失致死傷である。

第 3 まとめ

以上の分析から得られた結果のうち、注目すべき点をまとめると次のとおりである。

- (1) 最近 10 年間の保護観察終了事由の推移を見ると、保護観察処分少年では解除の比率は上昇傾向にあるが、少年院仮退院者では退院の比率に大きな変化は認められない。また、いずれにおいても、保護処分取消しの比率は、おおむね低下する傾向を示している。
- (2) 保護観察終了事由と受理時不良集団関係との関連を見ると、保護観察処分少年に関しては、不良集団関係の有無と解除の比率の高低に関連性が見いだされ、不良集団関係がある者の方が概して解除の比率は低くなっているが、不良集団関係が「暴走族」である場合はその例外であり、「暴走族」の解除の比率は、不良集団関係のない者よりも若干高くなっている。一方、少年院仮退院者に関して退院の比率を見ると、必ずしも不良集団関係がある場合でも低くはなく、「暴走族」や「不良生徒学生集団」ではかえって高率を示している。ただし、不良集団関係が「不良生徒学生集団」の場合には、同時に、保護処分取消しの比率も高くなっている。
- (3) 最近 10 年間における保護観察終了時の成績の推移を見ると、保護観察処分少年及び少年院仮退院者のいずれについても、成績良好者の割合は上昇傾向にある。
- (4) 保護観察終了時の成績と受理時不良集団関係との関連を見ると、上記(2)と同様の傾向が指摘できる。すなわち、保護観察処分少年に関しては、概して不良集団関係のある者の方が成績良好者の比率が低くなっているが、不良集団関係が「暴走族」である場合はその例外であり、成績良好者の比率は、不良集団関係のない場合よりも若干高くなっている。また、少年院仮退院者に関しては、必ずしも受理時の不良集団関係の有無と終了時の保護観察の成績とに関連性が見いだせず、「暴走族」及び「不良生徒学生集団」等の場合には、むしろ、不良集団がない場合に比較して成績良好者の比率は高くなっている。ただし、「不良生徒学生集団」の場合は、同時に、成績不良者の比率も高くなっている。
- (5) 最近 10 年間の再犯率と再処分の内容の推移を見ると、保護観察処分少年及び少年院仮退院者のいずれも、平成 8 年まではおおむね低下傾向にあったが、9 年では上昇している。ただし、この 9 年における上昇傾向が続くか否かについては、今後の推移を見なければ明確なことは言えない。また、再処分の内容を見ると、どの年次においても少年院送致の比率が最も高く、保護観察がそれに続いている。一方、再犯により実刑又は懲役・禁錮の執行猶予に処される者の比率は、一貫して低い。
- (6) 保護観察中の再犯状況と受理時不良集団関係との関連を見ると、保護観察処分少年では、不良集

団関係がある者の方がいない者よりも再犯率が高い。ただし、「暴走族」の再犯率は、不良集団関係がない者のそれと大きな違いはない。一方、少年院仮退院者については、再犯率と受理時不良集団関係との関連性は見いだせず、不良集団関係が「地域不良集団」や「不良生徒学生集団」である場合の再犯率は、不良集団関係がない場合に比較して高く、「暴力団」及び「暴走族」である場合の再犯率は、低くなっている。上記(2)及び(4)の結果と考え合わせると、「暴走族」の成り行きは、不良集団関係がない場合と比較しても必ずしも悪くはないということが言えるものと思われる。

- (7) 保護観察中の再犯状況と受理時薬物等使用関係との関連を見ると、保護観察処分少年及び少年院仮退院者のいずれの場合も、シンナー・ボンド・トルエン等の有機溶剤乱用者の再犯率が高い。
- (8) 少年院仮退院者の再犯率は、全体的に見た場合、保護観察処分少年に比べ高いということが言えるが、不良集団関係が「暴力団」である場合や薬物使用関係が「覚せい剤」である場合の再犯率に関しては、少年院仮退院者の方が低くなっている。
- (9) 事件受理時の罪名・非行名別に再犯率を見ると、保護観察処分少年及び少年院仮退院者のいずれにおいても、窃盗、毒劇法違反、虞犯、恐喝などにおいて再犯率が高くなっている。
- (10) 殺人・強盗の凶悪犯及び薬物事犯について、最近10年間の再犯率の推移を見ると、殺人は終了人員が少ないこともあって再犯率に変動が多く、明確な傾向を把握できないが、強盗及び薬物事犯に関しては、保護観察処分少年、少年院仮退院者のいずれの場合も、再犯率は低下傾向にある。
- (11) 受理時非行名が凶悪犯及び薬物事犯である保護観察処分少年について、最近10年間を累計して、再処分時の非行名を見ると、殺人で保護観察処分になった者の再処分時の非行名は、すべて業過及び道路交通法違反である。また、強盗では窃盗及び道路交通法違反、薬物事犯では毒劇法違反や覚せい剤取締法違反という同種非行等による再処分が多い。
- (12) 同様に、受理時非行名が凶悪犯及び薬物事犯である少年院仮退院者について、最近10年間を累計して、再処分時の非行名を見ると、殺人及び強盗で少年院送致になった者は、窃盗等により再処分を受けている場合が多い。また、薬物事犯では、毒劇法違反や覚せい剤取締法違反という同種非行等による再処分を受けている場合が多い。
- (13) 受理時非行名が凶悪犯及び薬物事犯である保護観察処分少年について、最近10年間を累計して、保護観察の終了時の職業（再非行等により身柄を拘束されたまま終了したものにあっては、身柄を拘束される直前の職業）の有無別に再犯率を比較すると、受理時非行名が殺人である場合を除き、保護観察処分少年全体、強盗、薬物事犯のいずれの場合においても、終了時に無職の者は、その過半数が再犯をしており、「有職者及びそれに準ずる者」（第2の（注7）参照）に比べ、はるかに再犯率が高かった。また、それらのいずれにおいても、終了時に無職で再犯をした者の大部分は、少年院送致という再処分を受けているのに対し、「有職者及びそれに準ずる者」の場合には、保護観察や罰金などの再処分を受ける比率が高くなっている。

なお、受理時非行名が殺人で終了時に無職であった者は、過去10年間に6人と少なく、そのうち再犯をした者は皆無であった。

- (14) 同様に、受理時非行名が凶悪犯及び薬物事犯である少年院仮退院者について、最近10年間を累計して、保護観察終了時の職業の有無別に再犯率を比較すると、少年院仮退院者全体、殺人、強盗、薬物事犯のいずれにおいても、終了時に無職の者の再犯率は、「有職者及びそれに準ずる者」に比べてはるかに高かった。また、いずれにおいても、再処分を受けた者全体に占める再処分が少年院送致であった者の比率は、無職者の場合が高く、「有職者及びそれに準ずる者」の場合には、保

護観察や罰金などの再処分を受ける比率がより高くなっている。

ところで、本稿では成り行きを見る指標として、保護統計データから集計可能な「終了事由」、「終了時の成績」、「再犯状況」の三つを取り上げたが、それぞれに指標としての限界がある。すなわち、「終了事由」は、解除であれ、保護処分取消しであれ、保護観察所が主導的に行う措置であるため、行政的なファクターが影響することは十分に予見されるところである。「終了時の成績」もまた、保護観察所の判断によって行われるものであり、同様のことが言える。さらに、「終了事由」や「終了時の成績」に比べれば客観的な指標と考えられる「再犯状況」にも、次のようないくつかの限界を指摘することができる。まず、「再犯」として計上されるのは、保護観察期間中に再処分が決まったものに限られており、再非行があっても期間中に処分が決まらなかったものは含まれていないということである。このことは、再犯による処分が不処分又は審判不開始であったものが再犯として計上されていないということとあいまって、再犯の件数や再犯率の正確な把握を困難にしている。また、保護観察対象者が複数回の再処分を受けた場合であっても、そのうちの一つしか計上されていないことも、再犯状況を正確に把握する上での限界として指摘できよう。

このような成り行きを判断する指標のほかに、本稿で使用した保護観察対象者の生活状況を把握するための情報にも一定の限界が伴っている。すなわち、「不良集団関係」と「薬物使用関係」は、保護観察事件受理時における情報であり、また、「職業状況」は、保護観察終了時における情報であり、保護観察期間を通して、これらの状況がどうであったかは把握できないのである。したがって、例えば、保護観察期間のある時点で再犯があったとしても、その再犯がこれらの情報と直接に結びつけて考え得るものかどうかということは必ずしも明らかではない。

もとより、保護統計データに盛り込む情報を豊富なものにすることによって、以上のような現在の保護統計データから得られる情報の限界をある程度克服できることは確かであるが、それによっても克服できない限界が残ることは否定し難い。保護統計データの限界を補い、保護処分の運用実態を正確に明らかにするためには、保護統計データそのものをより充実したものにしていだけでなく、同時に、家庭裁判所等関係機関の協力を得て、保護処分終了後一定期間の追跡調査を含めた成り行き調査を行うことも必要であると言えよう。そして、近年、処遇効果を明らかにする必要性が指摘されていることを考えると、このような成り行き調査を実施する必要性は、ますます高まっていると思われるのである。

法務総合研究所研究部報告 3

平成 11 年 3 月 印 刷

平成 11 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
